

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令 新旧対照条文

目次

○健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）（第一条関係）	1
○健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）（第二条関係）	2
○健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）（第三条関係）	18
○船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）（第四条関係）	21
○船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）（第五条関係）	44
○児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）（第六条関係）	53
○予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）（第七条関係）	62
○予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）（第八条関係）	63
○身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五条）（第九条関係）	69
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）（第十条関係）	70
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）（第十一条関係）	71
○戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第十六号）（第十二条関係）	72
○労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）（第十四条関係）	73
○労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）（第十五条関係）	74
○労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）（第十六条関係）	77

○国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）（第十七条関係）	80
○国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）（第十八条関係）	94
○母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）（第二十三条関係）	96
○労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十号）（第二十六条関係）	97
○雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）（第二十七条関係）	100
○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）（第三十条関係）	103
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）（第三十一条関係）	104
○介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）（第三十二条関係）	106
○健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）（第三十三条関係）	116
○厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年厚生省令第四十号）（第三十四条関係）	120
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）（第三十五条関係）	121
○高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号）（第三十七条関係）	130

改 正 案	現 行
（日雇特例被保険者手帳の交付の申請） 第百十四条（略） 2 前項の申請書には、住民票の写し（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。以下同じ。）を添付しなければならぬ。ただし、機構又は指定市町村長が申請者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第四項において同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。 3 （略） 4 前項の規定により日雇特例被保険者手帳を添えて申請する場合においては、当該申請者に係る住民票の記載事項に変更があつた場合（機構又は指定市町村長が当該申請者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）を除き、第二項の規定にかかわらず、住民票の写しを添付しないこととすることができる。	（日雇特例被保険者手帳の交付の申請） 第百十四条（略） 2 前項の申請書には、住民票の写し（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。以下同じ。）を添付しなければならぬ。ただし、機構又は指定市町村長が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により申請者に係る本人確認情報（同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。第四項において同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。 3 （略） 4 前項の規定により日雇特例被保険者手帳を添えて申請する場合においては、当該申請者に係る住民票の記載事項に変更があつた場合（機構又は指定市町村長が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により当該申請者に係る本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）を除き、第二項の規定にかかわらず、住民票の写しを添付しないこととすることができる。

改 正 案	現 行
（選択の届出） 第二条 前条第一項の選択は、同時に二以上の事業所に使用されるに至つた日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を全国健康保険協会（以下「協会」という。）を選択しようとするときは厚生労働大臣に、健康保険組合を選択しようとするときは健康保険組合に提出することによつて行うものとする。 一 事業所整理記号及び被保険者整理番号（健康保険組合が管掌する健康保険にあつては、被保険者証の記号及び番号又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）） 二 〃四（略） 三 第一項の場合において、被保険者が厚生年金保険の被保険者であるときは、同項の届書に個人番号又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号（以下単に「基礎年金番号」という。）を付記しなければならない。この場合において、当該被保険者が使用される事業所につき公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。第百五十九条の三において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金が設立されているときは、当該存続厚生年金基金の名称を併記しなければならない。 四（略） （被保険者の資格取得の届出）	（選択の届出） 第二条 前条第一項の選択は、同時に二以上の事業所に使用されるに至つた日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を全国健康保険協会（以下「協会」という。）を選択しようとするときは厚生労働大臣に、健康保険組合を選択しようとするときは健康保険組合に提出することによつて行うものとする。 一 事業所整理記号及び被保険者整理番号（健康保険組合が管掌する健康保険にあつては、被保険者証の記号及び番号） 二 〃四（略） 三 第一項の場合において、被保険者が厚生年金保険の被保険者であるときは、同項の届書に国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号（以下単に「基礎年金番号」という。）を付記しなければならない。この場合において、当該被保険者が使用される事業所につき公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。第百五十九条の三において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金が設立されているときは、当該存続厚生年金基金の名称を併記しなければならない。 四（略） （被保険者の資格取得の届出）

第二十四条 法第四十八条の規定による被保険者（任意継続被保険者を除く。以下この条、第二十九条、第三十六条、第三十六条の二及び第四十二条において同じ。）の資格の取得に関する届出は、当該事実があった日から五日以内に、様式第三号による健康保険被保険者資格取得届を機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、個人番号又は基礎年金番号、第三種被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十二号に規定する第三種被保険者をいう。以下同じ。）に該当することの有無及び厚生年金保険の被保険者であったことの有無を付記しなければならない。

2～4 （略）

（被保険者の氏名変更の届出）

第二十八条 事業主は、第三十六条の規定による申出を受けたときは、遅滞なく、様式第七号による健康保険被保険者氏名変更届を厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない（当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であつて、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるものを除く。）。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、個人番号又は基礎年金番号及び第三種被保険者に該当することの有無を付記しなければならない。

（被保険者の住所変更の届出）

第二十八条の二 事業主は、第三十六条の二の規定による申出を受けたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、個人番号又は基礎年金番号及び第三種被保険者に該当する

第二十四条 法第四十八条の規定による被保険者（任意継続被保険者を除く。以下この条、第二十九条、第三十六条、第三十六条の二及び第四十二条において同じ。）の資格の取得に関する届出は、当該事実があった日から五日以内に、様式第三号による健康保険被保険者資格取得届を機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、基礎年金番号、第三種被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十二号に規定する第三種被保険者をいう。以下同じ。）に該当することの有無及び厚生年金保険の被保険者であったことの有無を付記しなければならない。

2～4 （略）

（被保険者の氏名変更の届出）

第二十八条 事業主は、第三十六条の規定による申出を受けたときは、遅滞なく、様式第七号による健康保険被保険者氏名変更届を厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、基礎年金番号及び第三種被保険者に該当することの有無を付記しなければならない。

（協会が管掌する健康保険の被保険者の住所変更の届出）

第二十八条の二 協会が管掌する健康保険の被保険者の事業主は、第三十六条の二の規定による申出を受けたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、基礎年金番号及び第三種被保険者に該当することの有無を付

ことの有無を付記しなければならない。

一〇五 (略)

2 (略)

(被保険者の資格喪失の届出)

第二十九条 法第四十八条の規定による被保険者の資格の喪失に関する届出は、当該事実があった日から五日以内に、様式第八号による健康保険被保険者資格喪失届を機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したときは、個人番号又は基礎年金番号、第三種被保険者に該当することの有無及び厚生年金保険の従前の標準報酬月額を付記しなければならない。

2 (略)

(給付制限事由該当等の届出)

第三十二条 事業主は、被保険者又はその被扶養者が法第一百八条第一項各号のいずれかに該当し、又は該当しなくなったときは、五日以内に、次に掲げる事項を厚生労働大臣又は健康保険組合に届け出なければならない。

一 事業所整理記号及び被保険者整理番号（健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者及び任意継続被保険者にあつては、被保険者証の記号及び番号又は個人番号。以下同じ。）

二・三 (略)

2 (略)

(被保険者の住所変更の申出)

第三十六条の二 被保険者は、その住所を変更したときは、速やかに、変更後の住所を事業主に申し出なければならない。ただし、当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であつて、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるとき又は当該被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険

記しなければならない。

一〇五 (略)

2 (略)

(被保険者の資格喪失の届出)

第二十九条 法第四十八条の規定による被保険者の資格の喪失に関する届出は、当該事実があった日から五日以内に、様式第八号による健康保険被保険者資格喪失届を機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したときは、基礎年金番号、第三種被保険者に該当することの有無及び厚生年金保険の従前の標準報酬月額を付記しなければならない。

2 (略)

(給付制限事由該当等の届出)

第三十二条 事業主は、被保険者又はその被扶養者が法第一百八条第一項各号のいずれかに該当し、又は該当しなくなったときは、五日以内に、次に掲げる事項を厚生労働大臣又は健康保険組合に届け出なければならない。

一 事業所整理記号及び被保険者整理番号（健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者及び任意継続被保険者にあつては、被保険者証の記号及び番号。以下同じ。）

二・三 (略)

2 (略)

(協会が管掌する健康保険の被保険者の住所変更の申出)

第三十六条の二 協会が管掌する健康保険の被保険者は、その住所を変更したときは、速やかに、変更後の住所を事業主に申し出なければならない。

者であつて、健康保険組合が当該被保険者の住所に係る情報を求めないときは、この限りでない。

(二以上の事業所勤務の届出)

第三十七条 (略)

2 前項の場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が厚生年金保険の被保険者であるときは、同項の届書に次に掲げる事項を付記しなければならない。

- 一 個人番号又は基礎年金番号
- 二 (略)

(被扶養者の届出)

第三十八条 被保険者は、被扶養者を有するとき、又は被扶養者を有するに至ったときは、五日以内に、次に掲げる事項を記載した被扶養者届を事業主を経由して厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない。

- 一 被扶養者の職業、収入、住所、氏名、性別、生年月日、個人番号
- (個人番号を有する者に限る。) 及び被保険者との続柄

二 (略)

2 5 (略)

(育児休業等を終了した際の改定の申出)

第三十八条の二 法第四十三条の二第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を事業主を経由して機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、個人番号又は基礎年金番号を付記しなければならない。

一 4 (略)

(産前産後休業を終了した際の改定の申出)

第三十八条の三 法第四十三条の三第一項の規定による申出は、次に掲

(二以上の事業所勤務の届出)

第三十七条 (略)

2 前項の場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が厚生年金保険の被保険者であるときは、同項の届書に次に掲げる事項を付記しなければならない。

- 一 基礎年金番号
- 二 (略)

(被扶養者の届出)

第三十八条 被保険者は、被扶養者を有するとき、又は被扶養者を有するに至ったときは、五日以内に、次に掲げる事項を記載した被扶養者届を事業主を経由して厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない。

- 一 被扶養者の職業、収入、住所、氏名、性別、生年月日及び被保険者との続柄
- 二 (略)

2 5 (略)

(育児休業等を終了した際の改定の申出)

第三十八条の二 法第四十三条の二第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を事業主を経由して機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、基礎年金番号を付記しなければならない。

一 4 (略)

(産前産後休業を終了した際の改定の申出)

第三十八条の三 法第四十三条の三第一項の規定による申出は、次に掲

げる事項を記載した申出書を事業主を経由して機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、個人番号又は基礎年金番号を付記しなければならない。

一〇四 (略)

(任意継続被保険者の資格取得の申出)

第四十二条 法第三条第四項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を被保険者に提出することによって行うものとする。

一 被保険者であつた当時第四十七条の規定により交付された被保険者証の記号及び番号又は個人番号、生年月日、氏名、性別並びに住

二〇四 (略)

(任意継続被保険者が適用事業所に使用されるに至ったとき等の申出)

第四十三条 任意継続被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、被保険者証の記号及び番号又は個人番号、氏名並びに生年月日を記載した申出書を被保険者に提出しなければならない。

一〇三 (略)

(被保険者証の再交付)

第四十九条 被保険者は、被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を被保険者に提出して、その再交付を申請しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二〇三 (略)

二〇五 (略)

(令第三十四条第二項の規定の適用の申請等)

げる事項を記載した申出書を事業主を経由して機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、基礎年金番号を付記しなければならない。

一〇四 (略)

(任意継続被保険者の資格取得の申出)

第四十二条 法第三条第四項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を被保険者に提出することによって行うものとする。

一 被保険者であつた当時第四十七条の規定により交付された被保険者証の記号及び番号、生年月日、氏名、性別並びに住

二〇四 (略)

(任意継続被保険者が適用事業所に使用されるに至ったとき等の申出)

第四十三条 任意継続被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、被保険者証の記号及び番号、氏名並びに生年月日を記載した申出書を被保険者に提出しなければならない。

一〇三 (略)

(被保険者証の再交付)

第四十九条 被保険者は、被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を被保険者に提出して、その再交付を申請しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号

二〇三 (略)

二〇五 (略)

(令第三十四条第二項の規定の適用の申請等)

第五十六条 令第三十四条第二項の規定の適用を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二 (略)

2 (略)

(食事療養標準負担額の減額に関する特例)

第六十一条 (略)

2 前項の規定による給付を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二 (略)

3 (略)

(生活療養標準負担額の減額に関する特例)

第六十二条の四 (略)

2 前項の規定による給付を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二 (略)

3 (略)

(療養費の支給の申請)

第六十六条 法第八十七条第一項の規定により療養費の支給を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二 (略)

2 (略)

3 (略)

第五十六条 令第三十四条第二項の規定の適用を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号

二 (略)

2 (略)

(食事療養標準負担額の減額に関する特例)

第六十一条 (略)

2 前項の規定による給付を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号

二 (略)

3 (略)

(生活療養標準負担額の減額に関する特例)

第六十二条の四 (略)

2 前項の規定による給付を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号

二 (略)

3 (略)

(療養費の支給の申請)

第六十六条 法第八十七条第一項の規定により療養費の支給を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号

二 (略)

2 (略)

3 (略)

(移送費の支給の申請)

第八十二条 法第九十七条第一項の移送費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二 七 (略)

2 4 (略)

(特別療養給付の申請等)

第八十三条 法第九十八条第一項の規定により被保険者の資格喪失後療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けようとする者は、資格喪失後十日以内に、日雇特例被保険者手帳を添えて、次に掲げる事項を記載した特別療養給付申請書を保険者に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二 五 (略)

2 7 (略)

(傷病手当金の支給の申請)

第八十四条 法第九十九条第一項の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二 五 (略)

六 傷病手当金が法第八十八条第二項ただし書又は第三項ただし書の規定によるものであるときは、障害厚生年金又は障害手当金の別、その額(当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づき障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額)、支給事由である傷病名、障害厚生年金又は障害手当金を受けることとなった年月日(当該障害厚生年金

(移送費の支給の申請)

第八十二条 法第九十七条第一項の移送費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号

二 七 (略)

2 4 (略)

(特別療養給付の申請等)

第八十三条 法第九十八条第一項の規定により被保険者の資格喪失後療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けようとする者は、資格喪失後十日以内に、日雇特例被保険者手帳を添えて、次に掲げる事項を記載した特別療養給付申請書を保険者に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号

二 五 (略)

2 7 (略)

(傷病手当金の支給の申請)

第八十四条 法第九十九条第一項の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号

二 五 (略)

六 傷病手当金が法第八十八条第二項ただし書又は第三項ただし書の規定によるものであるときは、障害厚生年金又は障害手当金の別、その額(当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づき障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額)、支給事由である傷病名、障害厚生年金又は障害手当金を受けることとなった年月日(当該障害厚生年金

と同一の支給事由に基づき障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金を受けることとなった年月日及び当該障害基礎年金を受けることとなった年月日）並びに障害厚生年金を受けるべき場合においては、個人番号又は基礎年金番号及び当該障害厚生年金（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づき障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金及び当該障害基礎年金）の年金証書の年金コード（年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。以下同じ。）

七 傷病手当金が法第八十条第四項ただし書の規定によるものであるときは、同項に規定する老齢退職年金給付（以下単に「老齢退職年金給付」という。）の名称、その額、当該老齢退職年金給付を受けることとなった年月日、個人番号又は基礎年金番号及びその年金証書若しくはこれに準ずる書類の年金コード若しくは記号番号若しくは番号

八・九（略）

2・7（略）

（埋葬料の支給の申請）

第八十五条 法第百条又は第百五条の規定により埋葬料又は埋葬に要した費用に相当する金額の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一 死亡した被保険者の氏名並びに被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二（略）

（削除）

と同一の支給事由に基づき障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金を受けることとなった年月日及び当該障害基礎年金を受けることとなった年月日）並びに障害厚生年金を受けるべき場合においては、基礎年金番号及び当該障害厚生年金（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づき障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金及び当該障害基礎年金）の年金証書の年金コード（年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。以下同じ。）

七 傷病手当金が法第八十条第四項ただし書の規定によるものであるときは、同項に規定する老齢退職年金給付（以下単に「老齢退職年金給付」という。）の名称、その額、当該老齢退職年金給付を受けることとなった年月日、基礎年金番号及びその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

八・九（略）

2・7（略）

（埋葬料の支給の申請）

第八十五条 法第百条又は第百五条の規定により埋葬料又は埋葬に要した費用に相当する金額の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一 死亡した被保険者の氏名並びに被保険者証の記号及び番号

二（略）

三 介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サ

ービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス又は特例介護予

- 三 法第百条第一項又は第百五条第一項の規定による埋葬料の支給を受けようとする者にあつては、被保険者と申請者との続柄
- 四 法第百条第二項又は第百五条第二項の規定による埋葬に要した費用に相当する金額の支給を受けようとする者にあつては、埋葬を行った年月日及び埋葬に要した費用の額
- 五 死亡が第三者の行為によるものであるときは、その事実並びに第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 市町村長（特別区の区長を含む。）の埋葬許可証若しくは火葬許可証の写し、死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書の写し、被保険者の死亡に関する事業主の証明書又はこれに代わる書類（保険者が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

二 (略)

3 (略)

(出産育児一時金の支給の申請)

第八十六条 法第百一条の規定により出産育児一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

- 一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二・三 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 医師若しくは助産師において出産の事実を証明する書類又は市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては

防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けている者が死亡したときは、同法に規定する被保険者証の保険者番号、被保険者番号及び保険者の名称

- 四 法第百条第一項又は第百五条第一項の規定による埋葬料の支給を受けようとする者にあつては、被保険者と申請者との続柄
- 五 法第百条第二項又は第百五条第二項の規定による埋葬に要した費用に相当する金額の支給を受けようとする者にあつては、埋葬を行った年月日及び埋葬に要した費用の額
- 六 死亡が第三者の行為によるものであるときは、その事実並びに第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 市町村長（特別区の区長を含む。）の埋葬許可証若しくは火葬許可証の写し、死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書の写し、被保険者の死亡に関する事業主の証明書又はこれに代わる書類

二 (略)

3 (略)

(出産育児一時金の支給の申請)

第八十六条 法第百一条の規定により出産育児一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

- 一 被保険者証の記号及び番号

二・三 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 医師若しくは助産師において出産の事実を証明する書類又は市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては

、区長とする。以下同じ。）における出生に関して戸籍に記載した事項若しくは出生の届出に係る届書に記載した事項を証明した書類（保険者が機構保存本人確認情報の提供を受けることができることは、この限りでない。）

二（略）

3・4（略）

（出産手当金の支給の申請）

第八十七条 法第二百二条の規定により出産手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二 四（略）

2・5（略）

（法第八十八条第二項から第四項までの規定に該当するに至った場合の届出）

第八十八条 傷病手当金の支給を受けるべき者は、法第八十八条第二項から第四項までの規定に該当するに至ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を保険者に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二（略）

（家族埋葬料の支給の申請）

第九十六条 法第一百三十三条の規定により家族埋葬料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二 四（略）

2（略）

、区長とする。以下同じ。）における出生に関して戸籍に記載した事項若しくは出生の届出に係る届書に記載した事項を証明した書類

二（略）

3・4（略）

（出産手当金の支給の申請）

第八十七条 法第二百二条の規定により出産手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号

二 四（略）

2・5（略）

（法第八十八条第二項から第四項までの規定に該当するに至った場合の届出）

第八十八条 傷病手当金の支給を受けるべき者は、法第八十八条第二項から第四項までの規定に該当するに至ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を保険者に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号

二（略）

（家族埋葬料の支給の申請）

第九十六条 法第一百三十三条の規定により家族埋葬料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号

二 四（略）

2（略）

(特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定)

第九十八条の二 令第四十一条第七項の規定による保険者の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとするときは、認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を、同項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の実施機関（以下この条において「実施機関」という。）を経由して、保険者に申し出なければならない。

- 一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二 四 (略)

2 7 (略)

(特定疾病の認定の申請等)

第九十九条 令第四十一条第九項の規定による保険者の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

- 一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二 三 (略)

2 9 (略)

(限度額適用認定の申請等)

第百三条の二 令第四十三条第一項第一号イ、ロ、ハ若しくはニの規定による保険者の認定又は同条第三項若しくは第四項の規定による保険者の認定（令第四十二条第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において「認定」という。）を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、保険者に提出しなければならない。

- 一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二 (略)

2 7 (略)

(特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定)

第九十八条の二 令第四十一条第七項の規定による保険者の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとするときは、認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を、同項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の実施機関（以下この条において「実施機関」という。）を経由して、保険者に申し出なければならない。

- 一 被保険者証の記号及び番号

二 四 (略)

2 7 (略)

(特定疾病の認定の申請等)

第九十九条 令第四十一条第九項の規定による保険者の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

- 一 被保険者証の記号及び番号

二 三 (略)

2 9 (略)

(限度額適用認定の申請等)

第百三条の二 令第四十三条第一項第一号イ、ロ、ハ若しくはニの規定による保険者の認定又は同条第三項若しくは第四項の規定による保険者の認定（令第四十二条第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において「認定」という。）を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、保険者に提出しなければならない。

- 一 被保険者証の記号及び番号

二 (略)

2 7 (略)

(限度額適用・標準負担額減額の認定の申請等)

第二百五条 令第四十三条第一項第一号ホ、第二号ハ若しくはニ、第三号ハ若しくはニ若しくはは第四号ハの規定による保険者の認定又は同条第三項若しくはは第四項の規定による保険者の認定(令第四十二条第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。)(以下この条において「認定」という。)を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第三号及び第四号に掲げる事項を証する書類を添付して、保険者に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二 四 (略)

2 六 (略)

(高額療養費の支給の申請)

第九十九条 法第十五条の規定により高額療養費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二 三 (略)

2 三 (略)

(高額介護合算療養費の支給の申請等)

第九十九条の十 法第十五条の二の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする基準日被保険者(以下この条において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二 五 (略)

2 六 (略)

(高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等)

(限度額適用・標準負担額減額の認定の申請等)

第二百五条 令第四十三条第一項第一号ホ、第二号ハ若しくはニ、第三号ハ若しくはニ若しくはは第四号ハの規定による保険者の認定又は同条第三項若しくはは第四項の規定による保険者の認定(令第四十二条第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。)(以下この条において「認定」という。)を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第三号及び第四号に掲げる事項を証する書類を添付して、保険者に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号

二 四 (略)

2 六 (略)

(高額療養費の支給の申請)

第九十九条 法第十五条の規定により高額療養費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号

二 三 (略)

2 三 (略)

(高額介護合算療養費の支給の申請等)

第九十九条の十 法第十五条の二の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする基準日被保険者(以下この条において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号

二 五 (略)

2 六 (略)

(高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等)

第百九条の十一 法第百十五条の二の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする者（令第四十三条の二第三項から第五項まで及び第七項に規定する被保険者であつた者をいう。以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。ただし、次項第四号に掲げる額が零である場合にあつては、この限りでない。

一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二 五 (略)

2 4 (略)

(適用除外の申請及び承認)

第百十三条 日雇労働者は、法第三条第二項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 五 (略)

六 個人番号

2 4 (略)

(日雇特例被保険者手帳の交付の申請)

第百十四条 法第百二十六条第一項の規定による日雇特例被保険者手帳の交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構又は指定市町村長（令第六十一条の規定に基づき厚生労働大臣が指定した地域（以下「指定地域」という。）をその区域に含む市町村（以下「指定市町村」という。）の長をいう。以下同じ。）に提出して行うものとする。

一 六 (略)

七 個人番号

2 前項の申請書には、住民票の写し（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。以下同じ。）を添付しなければならない。ただし、機構又は指定市町村長が申請者に係る機構

第百九条の十一 法第百十五条の二の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする者（令第四十三条の二第三項から第五項まで及び第七項に規定する被保険者であつた者をいう。以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。ただし、次項第四号に掲げる額が零である場合にあつては、この限りでない。

一 被保険者証の記号及び番号

二 五 (略)

2 4 (略)

(適用除外の申請及び承認)

第百十三条 日雇労働者は、法第三条第二項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 五 (略)

(新設)

2 4 (略)

(日雇特例被保険者手帳の交付の申請)

第百十四条 法第百二十六条第一項の規定による日雇特例被保険者手帳の交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構又は指定市町村長（令第六十一条の規定に基づき厚生労働大臣が指定した地域（以下「指定地域」という。）をその区域に含む市町村（以下「指定市町村」という。）の長をいう。以下同じ。）に提出して行うものとする。

一 六 (略)

(新設)

2 前項の申請書には、住民票の写し（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。以下同じ。）を添付しなければならない。ただし、機構又は指定市町村長が申請者に係る機構

保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

3・4 (略)

(準用)

第百三十四条 (略)

第三十二条 第一項		
(略)	(略)	(略)
(略)	事業所整理記号及び被保険者整理番号(健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者及び任意継続被保険者にあつては、被保険者証の記号及び番号又は個人番号。以下同じ。)	日雇特例被保険者手帳の記号及び番号又は個人番号

(育児休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等)

第百三十五条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による申出又は届出をしようとする事業主に使用される協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者である場合にあつては、申出書又は届書に個人番号又は基礎年金番号を付記しなければならない。

(産前産後休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等)

保存本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第四項において同じ。)の提供を受けることができるときは、この限りでない。

3・4 (略)

(準用)

第百三十四条 (略)

第三十二条 第一項		
(略)	(略)	(略)
(略)	事業所整理記号及び被保険者整理番号(健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者及び任意継続被保険者にあつては、被保険者証の記号及び番号。以下同じ。)	日雇特例被保険者手帳の記号及び番号

(育児休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等)

第百三十五条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による申出又は届出をしようとする事業主に使用される協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者である場合にあつては、申出書又は届書に基礎年金番号を付記しなければならない。

(産前産後休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等)

第百三十五条の二 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による申出又は届出をしようとする事業主に使用される協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者である場合にあっては、申出書又は届書に個人番号又は基礎年金番号を付記しなければならない。

(還付の請求)

第百四十一条 法第百六十五条第一項の規定により前納した保険料の還付を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した還付請求書とその者又は被相続人が任意継続被保険者の資格を喪失したときの保険者(当該請求をしようとする者が当該資格を喪失しないものであるときは、その者の保険者)に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二 五 (略)

2 前項の場合において、還付を請求しようとする者が任意継続被保険者であつた者の相続人であるときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、保険者が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

一・二 (略)

(特例退職被保険者の資格取得の申出)

第百六十八条 法附則第三条第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を特定健康保険組合に提出することによって行うものとする。

一 四 (略)

五 当該特定健康保険組合が特例退職被保険者に係る保険給付の支給

に関する事務に個人番号を利用し、申出を行う者が個人番号を有しているときは、その番号

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 住民票の写し(特定健康保険組合が機構保存本人確認情報の提供

第百三十五条の二 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による申出又は届出をしようとする事業主に使用される協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者である場合にあっては、申出書又は届書に基礎年金番号を付記しなければならない。

(還付の請求)

第百四十一条 法第百六十五条第一項の規定により前納した保険料の還付を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した還付請求書とその者又は被相続人が任意継続被保険者の資格を喪失したときの保険者(当該請求をしようとする者が当該資格を喪失しないものであるときは、その者の保険者)に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号

二 五 (略)

2 前項の場合において、還付を請求しようとする者が任意継続被保険者であつた者の相続人であるときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

(特例退職被保険者の資格取得の申出)

第百六十八条 法附則第三条第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を特定健康保険組合に提出することによって行うものとする。

一 四 (略)

(新設)

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 住民票の写し

を受けることができるときは、この限りでない。）

二〇四（略）

三〇五（略）

（退職被保険者であるべき者に該当しなくなったときの届出）

第百六十九条 特例退職被保険者は、旧国民健康保険法第八条の二第一項に規定する退職被保険者であるべき者に該当しなくなったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を特定健康保険組合に届け出なければならない。

一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二・三（略）

二〇四（略）

三〇五（略）

（退職被保険者であるべき者に該当しなくなったときの届出）

第百六十九条 特例退職被保険者は、旧国民健康保険法第八条の二第一項に規定する退職被保険者であるべき者に該当しなくなったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を特定健康保険組合に届け出なければならない。

一 被保険者証の記号及び番号

二・三（略）

改 正 案	現 行
（食事療養標準負担額の減額に関する特例） 第六十一条（略） 2（略） 3 前項の申請書には、同項第五号に掲げる費用の額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、保険者が番号利用法第二十一条の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報という。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。 （生活療養標準負担額の減額に関する特例） 第六十二条の四（略） 2（略） 3 前項の申請書には、同項第五号に掲げる費用の額及び生活療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、保険者が番号利用法第二十一条の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。 （傷病手当金の支給の申請） 第八十四条（略） 2、4（略） 5 第一項の申請書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、保険者が番号利用法第二十一条の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。	（食事療養標準負担額の減額に関する特例） 第六十一条（略） 2（略） 3 前項の申請書には、同項第五号に掲げる費用の額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。 （生活療養標準負担額の減額に関する特例） 第六十二条の四（略） 2（略） 3 前項の申請書には、同項第五号に掲げる費用の額及び生活療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。 （傷病手当金の支給の申請） 第八十四条（略） 2、4（略） 5 第一項の申請書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一〇三 (略) 6・7 (略)	(出産育児一時金の支給の申請) 第八十六条 (略)	2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	一 (略) 二 同一の出産について、法第一条の規定による出産育児一時金（法、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第五十二号）及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定によるこれに相当する給付を含む。）の支給を別途申請していないことを示す書類（保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）	3・4 (略) (特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定) 第九十八条の二 (略)	2 認定を受けようとする者は、令第四十二条第一項第五号又は第三項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、前項の申出の際にその旨を証する書類を提出しなければならない。ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。	3・7 (略) (高額療養費の支給の申請) 第二百九条 (略) 2 (略)
一〇三 (略) 6・7 (略)	(出産育児一時金の支給の申請) 第八十六条 (略)	2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	一 (略) 二 同一の出産について、法第一条の規定による出産育児一時金（法、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第五十二号）及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定によるこれに相当する給付を含む。）の支給を別途申請していないことを示す書類	3・4 (略) (特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定) 第九十八条の二 (略)	2 認定を受けようとする者は、令第四十二条第一項第五号又は第三項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、前項の申出の際にその旨を証する書類を提出しなければならない。	3・7 (略) (高額療養費の支給の申請) 第二百九条 (略) 2 (略)

3 高額療養費に係る療養が令第四十二条第一項第五号又は第三項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、被保険者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報提供を受けることができるときは、この限りでない。

(高額介護合算療養費の支給の申請等)

第百九条の十 (略)

2 (略)

3 申請者が、令第四十三条の三第一項第五号又は第二項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報提供を受けることができるときは、この限りでない。

4 5 6 (略)

(特例退職被保険者の資格取得の申出)

第百六十八条 (略)

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 厚生年金保険法による老齢厚生年金の年金証書その他年金受給権を有することを証する書類（以下「年金証書等」という。）の写し（特定健康保険組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により年金証書等と同一の内容を含む特定個人情報提供を受けることができるときは、この限りでない。）

三・四 (略)

3 5 (略)

3 高額療養費に係る療養が令第四十二条第一項第五号又は第三項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、被保険者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。

(高額介護合算療養費の支給の申請等)

第百九条の十 (略)

2 (略)

3 申請者が、令第四十三条の三第一項第五号又は第二項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。

4 5 6 (略)

(特例退職被保険者の資格取得の申出)

第百六十八条 (略)

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 厚生年金保険法による老齢厚生年金の年金証書その他年金受給権を有することを証する書類（以下「年金証書等」という。）の写し

三・四 (略)

3 5 (略)

改 正 案	現 行
（被保険者の資格取得の届出） 第六条 法第二十四条の規定による被保険者（疾病任意継続被保険者を除く。以下この条、第十四条、第二十四条、第二十五条及び第三十条において同じ。）の資格の取得に関する届出は、当該事実があった日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することによって行うものとする。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、第三種被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十二号に規定する第三種被保険者をいう。以下同じ。）に該当することの有無及び厚生年金保険の被保険者であったことの有無を付記しなければならない。 一 （略） 二 被保険者証の記号及び番号並びに個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は基礎年金番号（国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。） 三 六 （略） 2 4 （略） （被保険者の氏名変更の届出） 第十二条 船舶所有者は、第二十四条の規定による申出を受けたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出し	（被保険者の資格取得の届出） 第六条 法第二十四条の規定による被保険者（疾病任意継続被保険者を除く。以下この条、第十四条、第二十四条、第二十五条及び第三十条において同じ。）の資格の取得に関する届出は、当該事実があった日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することによって行うものとする。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、基礎年金番号（国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）第三種被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十二号に規定する第三種被保険者をいう。以下同じ。）に該当することの有無及び厚生年金保険の被保険者であったことの有無を付記しなければならない。 一 （略） 二 被保険者証の記号及び番号 三 六 （略） 2 4 （略） （被保険者の氏名変更の届出） 第十二条 船舶所有者は、第二十四条の規定による申出を受けたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出し

（傍線の部分は改正部分）

なければならぬ（厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。）。

この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、個人番号又は基礎年金番号及び第三種被保険者に該当することの有無を付記しなければならない。

一〇三 （略）

（被保険者の住所変更の届出）

第十三条 船舶所有者は、第二十五条の規定による申出を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、個人番号又は基礎年金番号及び第三種被保険者に該当することの有無を付記しなければならない。

一〇五 （略）

（被保険者の資格喪失の届出）

第十四条 法第二十四条の規定による被保険者の資格の喪失に関する届出は、当該事実があった日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによって行うものとする。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したときは、個人番号又は基礎年金番号、第三種被保険者に該当することの有無及び厚生年金保険の従前の標準報酬月額を付記しなければならない。

一〇五 （略）

（種別の変更）

第十五条 船舶所有者は、被保険者の種別に変更があったときは、次に掲げる事項を記載した届書を十日以内に厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険

なければならぬ。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、基礎年金番号及び第三種被保険者に該当することの有無を付記しなければならない。

一〇三 （略）

（被保険者の住所変更の届出）

第十三条 船舶所有者は、第二十五条の規定による申出を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、基礎年金番号及び第三種被保険者に該当することの有無を付記しなければならない。

一〇五 （略）

（被保険者の資格喪失の届出）

第十四条 法第二十四条の規定による被保険者の資格の喪失に関する届出は、当該事実があった日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによって行うものとする。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したときは、基礎年金番号、第三種被保険者に該当することの有無及び厚生年金保険の従前の標準報酬月額を付記しなければならない。

一〇五 （略）

（種別の変更）

第十五条 船舶所有者は、被保険者の種別に変更があったときは、次に掲げる事項を記載した届書を十日以内に厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険

の被保険者であるときは、個人番号又は基礎年金番号を付記しなければならない。

一・三 (略)

(給付制限事由該当等の届出)

第十七条 船舶所有者は、被保険者又はその被扶養者が法第六十六条第一項各号のいずれかに該当し、又は該当しなくなったときは、五日以内に、次に掲げる事項を協会に届け出なければならない。

一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二・三 (略)

2 (略)

(被保険者の住所変更の届出)

第二十五条 被保険者は、その住所を変更したときは、速やかに、変更後の住所を船舶所有者に申し出なければならない。ただし、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

(被扶養者の届出)

第二十六条 被保険者は、被扶養者を有するとき、又は被扶養者を有するに至ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した被扶養者届を船舶所有者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 被扶養者の職業、収入、住所、氏名、性別、生年月日、個人番号
(個人番号を有する者に限る。)及び被保険者との続柄

二 (略)

2・3 (略)

(育児休業等を終了した際の改定の届出)

第二十七条 法第十九条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した申出書を船舶所有者を経由して機構に提出することによって行うものとする。

の被保険者であるときは、基礎年金番号を付記しなければならない。

一・三 (略)

(給付制限事由該当等の届出)

第十七条 船舶所有者は、被保険者又はその被扶養者が法第六十六条第一項各号のいずれかに該当し、又は該当しなくなったときは、五日以内に、次に掲げる事項を協会に届け出なければならない。

一 被保険者証の記号及び番号

二・三 (略)

2 (略)

(被保険者の住所変更の届出)

第二十五条 被保険者は、その住所を変更したときは、速やかに、変更後の住所を船舶所有者に申し出なければならない。

(被扶養者の届出)

第二十六条 被保険者は、被扶養者を有するとき、又は被扶養者を有するに至ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した被扶養者届を船舶所有者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 被扶養者の職業、収入、住所、氏名、性別、生年月日及び被保険者との続柄

二 (略)

2・3 (略)

(育児休業等を終了した際の改定の届出)

第二十七条 法第十九条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した申出書を船舶所有者を経由して機構に提出することによって行うものとする。

一〇四 (略)

- 2 前項の被保険者が厚生年金保険の被保険者である場合においては、個人番号又は基礎年金番号を付記しなければならない。

(産前産後休業を終了した際の改定の申出)

- 第二十七条の二 法第十九条の二第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を船舶所有者を経由して機構に提出することによって行うものとする。

一〇四 (略)

- 2 前項の被保険者が厚生年金保険の被保険者である場合においては、個人番号又は基礎年金番号を付記しなければならない。

(疾病任意継続被保険者の資格取得の申出)

- 第三十条 法第二条第二項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を協会に提出することによって行うものとする。

- 一 被保険者であった当時第三十五条の規定により交付された被保険者証の記号及び番号又は個人番号、生年月日、氏名、性別並びに住

所
二〇四 (略)

(疾病任意継続被保険者の資格喪失の申出)

- 第三十二条 疾病任意継続被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、被保険者証の記号及び番号又は個人番号、氏名、生年月日並びに該当するに至った年月日を記載した申出書を協会に提出しなければならない。

一〇四 (略)

(被保険者証の再交付)

- 第三十七条 被保険者は、被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出して、その再交付を申請しなければならない。

一〇四 (略)

- 2 前項の被保険者が厚生年金保険の被保険者である場合においては、基礎年金番号を付記しなければならない。

(産前産後休業を終了した際の改定の申出)

- 第二十七条の二 法第十九条の二第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を船舶所有者を経由して機構に提出することによって行うものとする。

一〇四 (略)

- 2 前項の被保険者が厚生年金保険の被保険者である場合においては、基礎年金番号を付記しなければならない。

(疾病任意継続被保険者の資格取得の申出)

- 第三十条 法第二条第二項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を協会に提出することによって行うものとする。

- 一 被保険者であった当時第三十五条の規定により交付された被保険者証の記号及び番号、生年月日、氏名、性別並びに住

所
二〇四 (略)

(疾病任意継続被保険者の資格喪失の申出)

- 第三十二条 疾病任意継続被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、被保険者証の記号及び番号、氏名、生年月日並びに該当するに至った年月日を記載した申出書を協会に提出しなければならない。

一〇四 (略)

(被保険者証の再交付)

- 第三十七条 被保険者は、被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出して、その再交付を申請しなければならない。

- 一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号
- 二・三 (略)
- 2ゝ5 (略)

(令第三条第二項の規定の適用の申請等)

第四十七条 令第三条第二項の規定の適用を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

- 一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号
- 二・三 (略)
- 2 (略)

(食事療養標準負担額の減額に関する特例)

第五十条 (略)

2 前項の規定による給付を受けようとする被保険者又は被保険者であった者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

- 一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号
- 二ゝ八 (略)
- 3 (略)

(生活療養標準負担額の減額に関する特例)

第五十三条 (略)

2 前項の規定による給付を受けようとする被保険者又は被保険者であった者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

- 一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号
- 二ゝ八 (略)
- 3 (略)

(第三者の行為による被害の届出)

- 一 被保険者証の記号及び番号
- 二・三 (略)
- 2ゝ5 (略)

(令第三条第二項の規定の適用の申請等)

第四十七条 令第三条第二項の規定の適用を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

- 一 被保険者証の記号及び番号
- 二・三 (略)
- 2 (略)

(食事療養標準負担額の減額に関する特例)

第五十条 (略)

2 前項の規定による給付を受けようとする被保険者又は被保険者であった者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

- 一 被保険者証の記号及び番号
- 二ゝ八 (略)
- 3 (略)

(生活療養標準負担額の減額に関する特例)

第五十三条 (略)

2 前項の規定による給付を受けようとする被保険者又は被保険者であった者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

- 一 被保険者証の記号及び番号
- 二ゝ八 (略)
- 3 (略)

(第三者の行為による被害の届出)

第五十七条 療養の給付に係る事由又は入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給に係る事由が第三者の行為によつて生じたものであるときは、被保険者又は被保険者であつた者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を協会に提出しなければならない。

一 被保険者の記号及び番号又は個人番号

二 五 (略)

(療養費の支給の申請)

第五十八条 法第六十四条第一項の規定により療養費の支給を受けようとするときは、被保険者又は被保険者であつた者は、次に掲げる事項を記載した申請書を(当該療養費の支給に係る療養が下船後の療養補償に相当する場合は療養補償証明書を添えて)協会に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二 九 (略)

2・3 (略)

(船員法による療養補償との調整の申請)

第六十四条 被保険者又は被保険者であつた者が法第六十六条の規定により当該被保険者又は被保険者であつた者が支払つた一部負担金の額、法第六十一条第二項に規定する食事療養標準負担額、法第六十二条第二項に規定する生活療養標準負担額、法第六十三条第二項の規定により算定した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額、法第六十四条第二項の規定により控除された額又は法第六十五条第四項の規定により算定した費用の額から訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額(この条において「一部負担金等」という。)の支払を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

第五十七条 療養の給付に係る事由又は入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給に係る事由が第三者の行為によつて生じたものであるときは、被保険者又は被保険者であつた者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を協会に提出しなければならない。

一 被保険者の記号及び番号

二 五 (略)

(療養費の支給の申請)

第五十八条 法第六十四条第一項の規定により療養費の支給を受けようとするときは、被保険者又は被保険者であつた者は、次に掲げる事項を記載した申請書を(当該療養費の支給に係る療養が下船後の療養補償に相当する場合は療養補償証明書を添えて)協会に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号

二 九 (略)

2・3 (略)

(船員法による療養補償との調整の申請)

第六十四条 被保険者又は被保険者であつた者が法第六十六条の規定により当該被保険者又は被保険者であつた者が支払つた一部負担金の額、法第六十一条第二項に規定する食事療養標準負担額、法第六十二条第二項に規定する生活療養標準負担額、法第六十三条第二項の規定により算定した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額、法第六十四条第二項の規定により控除された額又は法第六十五条第四項の規定により算定した費用の額から訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額(この条において「一部負担金等」という。)の支払を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号

二〇六 (略)
2 (略)

(移送費の支給の申請)

第六十七条 法第六十八条第一項の移送費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

- 一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二〇八 (略)

2〇四 (略)

(継続療養給付の申請等)

第六十八条 法第五十三条第五項の規定により被保険者の資格喪失後の療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けようとする者は、資格喪失後十日以内に、健康保険日雇特別被保険者手帳を添えて、次に掲げる事項を記載した届書を協会に提出しなければならない。

- 一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二〇七 (略)

2〇七 (略)

(傷病手当金の支給の申請)

第六十九条 法第六十九条第一項の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

- 一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二〇五 (略)

六 傷病手当金が法第七十条第二項ただし書又は第三項ただし書の規定によるものであるときは、次に掲げる給付のうち、支給されているものの名称、その額、支給事由である傷病名及びその支給を受けることとなった年月日並びに年金である給付を受けるべき場合にお

二〇六 (略)
2 (略)

(移送費の支給の申請)

第六十七条 法第六十八条第一項の移送費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

- 一 被保険者証の記号及び番号

二〇八 (略)

2〇四 (略)

(継続療養給付の申請等)

第六十八条 法第五十三条第五項の規定により被保険者の資格喪失後の療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けようとする者は、資格喪失後十日以内に、健康保険日雇特別被保険者手帳を添えて、次に掲げる事項を記載した届書を協会に提出しなければならない。

- 一 被保険者証の記号及び番号

二〇七 (略)

2〇七 (略)

(傷病手当金の支給の申請)

第六十九条 法第六十九条第一項の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

- 一 被保険者証の記号及び番号

二〇五 (略)

六 傷病手当金が法第七十条第二項ただし書又は第三項ただし書の規定によるものであるときは、次に掲げる給付のうち、支給されているものの名称、その額、支給事由である傷病名及びその支給を受けることとなった年月日並びに年金である給付を受けるべき場合にお

いては、個人番号又は基礎年金番号及びその年金証書の年金コード
(年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。以下同じ。)

イ・ロ (略)

七 傷病手当金が法第七十条第四項ただし書の規定によるものであるときは、同項に規定する老齢退職年金給付(以下単に「老齢退職年金給付」という。)の名称、その額、当該老齢退職年金給付を受けることとなった年月日、個人番号又は基礎年金番号及びその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

八・九 (略)

257 (略)

(法第七十条第二項から第四項までの規定に該当するに至った場合の届出)

第七十一条 傷病手当金の支給を受けるべき者は、法第七十条第二項から第四項までの規定に該当するに至ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を協会に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二 (略)

(葬祭料の支給の申請)

第七十二条 法第七十二条の規定により葬祭料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 (略)

二 死亡した被保険者の氏名並びに被保険者証の記号及び番号又は個人番号

三・四 (略)

(削除)

いては、基礎年金番号及びその年金証書の年金コード(年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。以下同じ。)

イ・ロ (略)

七 傷病手当金が法第七十条第四項ただし書の規定によるものであるときは、同項に規定する老齢退職年金給付(以下単に「老齢退職年金給付」という。)の名称、その額、当該老齢退職年金給付を受けることとなった年月日、基礎年金番号及びその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

八・九 (略)

257 (略)

(法第七十条第二項から第四項までの規定に該当するに至った場合の届出)

第七十一条 傷病手当金の支給を受けるべき者は、法第七十条第二項から第四項までの規定に該当するに至ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を協会に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号

二 (略)

(葬祭料の支給の申請)

第七十二条 法第七十二条の規定により葬祭料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 (略)

二 死亡した被保険者の氏名並びに被保険者証の記号及び番号

三・四 (略)

五 介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅介護サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型

五 法第七十二条第一項の規定による葬祭料の支給を受けようとする者にあつては、被保険者と申請者との続柄 六 法第七十二条第二項の規定による葬祭料の支給を受けようとする者にあつては、葬祭を行った年月日及び葬祭に要した費用の額 七 死亡が第三者の行為によるものであるときは、その事実並びに第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）	2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 市町村長（特別区の区長を含む。）の埋葬許可証若しくは火葬許可証の写し、死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書の写し、被保険者の死亡に関する船舶所有者の証明書又はこれに代わる書類（協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。） 二 （略） 3 （略）	（出産育児一時金の支給の申請） 第七十三条 法第七十三条の規定により出産育児一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。 一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号 二・三 （略） 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 医師若しくは助産師において出産の事実を証明する書類又は市町	サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス又は特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けている者が死亡したときは、同法に規定する被保険者証の保険者番号、被保険者番号及び保険者の名称 六 法第七十二条第一項の規定による葬祭料の支給を受けようとする者にあつては、被保険者と申請者との続柄 七 法第七十二条第二項の規定による葬祭料の支給を受けようとする者にあつては、葬祭を行った年月日及び葬祭に要した費用の額 八 死亡が第三者の行為によるものであるときは、その事実並びに第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）	2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 市町村長（特別区の区長を含む。）の埋葬許可証若しくは火葬許可証の写し、死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書の写し、被保険者の死亡に関する船舶所有者の証明書又はこれに代わる書類 二 （略） 3 （略）	（出産育児一時金の支給の申請） 第七十三条 法第七十三条の規定により出産育児一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。 一 被保険者証の記号及び番号 二・三 （略） 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 医師若しくは助産師において出産の事実を証明する書類又は市町
--	---	---	---	---	---

村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。以下同じ。）における出生に関して戸籍に記載した事項若しくは出生の届出に係る届書に記載した事項を証明した書類（協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

二（略）

3・4（略）

（出産手当金の支給の申請）

第七十九条 法第七十四条の規定により出産手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二 七（略）

2・5（略）

（家族葬祭料の支給の申請）

第八十四条 法第八十条の規定により家族葬祭料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二 四（略）

2（略）

（特定疾病給付対象療養に係る認定）

第八十七条 令第八条第七項の規定による協会の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとするときは、認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の実施機関（以下この条において「実施機関」という

村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。以下同じ。）における出生に関して戸籍に記載した事項若しくは出生の届出に係る届書に記載した事項を証明した書類

二（略）

3・4（略）

（出産手当金の支給の申請）

第七十九条 法第七十四条の規定により出産手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号

二 七（略）

2・5（略）

（家族葬祭料の支給の申請）

第八十四条 法第八十条の規定により家族葬祭料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号

二 四（略）

2（略）

（特定疾病給付対象療養に係る認定）

第八十七条 令第八条第七項の規定による協会の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとするときは、認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の実施機関（以下この条において「実施機関」という

。を經由して、協会に申し出なければならない。

一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二・四 (略)

2・7 (略)

(特定疾病の認定の申請等)

第八十八条 令第八条第九項の規定による協会の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二・三 (略)

2・9 (略)

(限度額適用認定の申請等)

第九十三条 令第十条第一項第一号イ、ロ、ハ若しくはニの規定による協会の認定又は同条第三項若しくは第四項の規定による協会の認定（令第九条第二項第一号又は第二号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において「認定」という。）を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、協会に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二・三 (略)

2・7 (略)

(限度額適用・標準負担額減額の認定の申請等)

第九十五条 令第十条第一項第一号ホ、第二号ハ若しくはニ、第三号ハ若しくはニ若しくは第四号ハの規定による協会の認定又は同条第三項若しくは第四項の規定による協会の認定（令第九条第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において「認定」という。）を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第三号及び第四号に掲げる事項

。を經由して、協会に申し出なければならない。

一 被保険者証の記号及び番号

二・四 (略)

2・7 (略)

(特定疾病の認定の申請等)

第八十八条 令第八条第九項の規定による協会の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号

二・三 (略)

2・9 (略)

(限度額適用認定の申請等)

第九十三条 令第十条第一項第一号イ、ロ、ハ若しくはニの規定による協会の認定又は同条第三項若しくは第四項の規定による協会の認定（令第九条第二項第一号又は第二号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において「認定」という。）を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、協会に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号

二・三 (略)

2・7 (略)

(限度額適用・標準負担額減額の認定の申請等)

第九十五条 令第十条第一項第一号ホ、第二号ハ若しくはニ、第三号ハ若しくはニ若しくは第四号ハの規定による協会の認定又は同条第三項若しくは第四項の規定による協会の認定（令第九条第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において「認定」という。）を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第三号及び第四号に掲げる事項

を証する書類を添付して、協会に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二 四 (略)

2 六 (略)

(高額療養費の支給の申請)

第九十九条 法第八十四条の規定により高額療養費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二 五 (略)

2 三 (略)

(高額介護合算療養費の支給の申請等)

第八十条 法第三十一条の七の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする基準日被保険者（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二 六 (略)

2 六 (略)

(高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等)

第九十九条 法第八十四条の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする者（令第十一条第三項、第四項及び第六項に規定する被保険者であつた者をいう。以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。ただし、次項第四号に掲げる額が零である場合にあつては、この限りでない。

一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二 六 (略)

を証する書類を添付して、協会に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号

二 四 (略)

2 六 (略)

(高額療養費の支給の申請)

第九十九条 法第八十四条の規定により高額療養費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号

二 五 (略)

2 三 (略)

(高額介護合算療養費の支給の申請等)

第八十条 法第三十一条の七の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする基準日被保険者（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号

二 六 (略)

2 六 (略)

(高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等)

第九十九条 法第八十四条の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする者（令第十一条第三項、第四項及び第六項に規定する被保険者であつた者をいう。以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。ただし、次項第四号に掲げる額が零である場合にあつては、この限りでない。

一 被保険者証の記号及び番号

二 六 (略)

2
4 (略)

(休業手当金の支給の申請)

第百十三条 法第八十五条第一項の休業手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二 九 (略)

2
3 (略)

(障害年金又は障害手当金の支給の申請)

第百十五条 障害年金又は障害手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二 七 (略)

八 同一の事由により厚生年金保険の障害厚生年金等が支給される場合にあつては、年金の種類、支給額、年金が支給されることとなつた年月日、個人番号又は基礎年金番号及びその年金証書の年金コード

九 (略)

2
3 (略)

(障害不該当の届出)

第百十七条 障害年金の支給を受ける者は、別表第一に定める一級から七級までの障害の状態に該当しなくなったときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を協会に提出しなければならない。

一 (略)

二 個人番号又は基礎年金番号

三 五 (略)

(障害差額一時金の申請)

2
4 (略)

(休業手当金の支給の申請)

第百十三条 法第八十五条第一項の休業手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号

二 九 (略)

2
3 (略)

(障害年金又は障害手当金の支給の申請)

第百十五条 障害年金又は障害手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号

二 七 (略)

八 同一の事由により厚生年金保険の障害厚生年金等が支給される場合にあつては、年金の種類、支給額、年金が支給されることとなつた年月日、基礎年金番号及びその年金証書の年金コード

九 (略)

2
3 (略)

(障害不該当の届出)

第百十七条 障害年金の支給を受ける者は、別表第一に定める一級から七級までの障害の状態に該当しなくなったときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を協会に提出しなければならない。

一 (略)

二 基礎年金番号

三 五 (略)

(障害差額一時金の申請)

第百十八条 法第九十一条の規定による障害差額一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 (略)

二 個人番号又は基礎年金番号

三・四 (略)

2 (略)

(氏名変更の届出)

第百十九条 障害年金の支給を受ける者は、その氏名を変更したときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、協会に提出しなければならない。

一 (略)

二 個人番号又は基礎年金番号

三・四 (略)

2 (略)

(住所変更の届出)

第百二十条 障害年金の支給を受ける者は、その住所を変更したときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、協会に提出しなければならない。

一 (略)

二 個人番号又は基礎年金番号

三 (略)

(払渡希望金融機関の変更の届出)

第百二十一条 障害年金の支給を受ける者は、払渡希望金融機関を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を、協会に提出しなければならない。

一 (略)

二 個人番号又は基礎年金番号

第百十八条 法第九十一条の規定による障害差額一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 (略)

二 基礎年金番号

三・四 (略)

2 (略)

(氏名変更の届出)

第百十九条 障害年金の支給を受ける者は、その氏名を変更したときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、協会に提出しなければならない。

一 (略)

二 基礎年金番号

三・四 (略)

2 (略)

(住所変更の届出)

第百二十条 障害年金の支給を受ける者は、その住所を変更したときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、協会に提出しなければならない。

一 (略)

二 基礎年金番号

三 (略)

(払渡希望金融機関の変更の届出)

第百二十一条 障害年金の支給を受ける者は、払渡希望金融機関を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を、協会に提出しなければならない。

一 (略)

二 基礎年金番号

三・四 (略)

2 (略)

(証書再交付の申請)
第二百二十二条 (略)
2 障害年金の支給を受ける者は、前項の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した再交付の申請書を、協会に提出しなければならない。

一 (略)

二 個人番号又は基礎年金番号

三・四 (略)

3・4 (略)

(死亡の届出)

第二百二十三条 障害年金の支給を受ける者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による届出義務者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を、協会に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 障害年金の支給を受ける者の個人番号又は基礎年金番号

四・五 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

二 障害年金の支給を受ける者の死亡を証する書類（協会が機構保存
本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

3 (略)

(未支給の保険給付の請求)

第二百二十四条 障害年金の受給権者が死亡した場合（次項に規定する場合を除く。）において、法第三十八条の規定による未支給の保険給付

三・四 (略)

2 (略)

(証書再交付の申請)
第二百二十二条 (略)
2 障害年金の支給を受ける者は、前項の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した再交付の申請書を、協会に提出しなければならない。

一 (略)

二 基礎年金番号

三・四 (略)

3・4 (略)

(死亡の届出)

第二百二十三条 障害年金の支給を受ける者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による届出義務者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を、協会に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 障害年金の支給を受ける者の基礎年金番号

四・五 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

二 障害年金の支給を受ける者の死亡を証する書類

3 (略)

(未支給の保険給付の請求)

第二百二十四条 障害年金の受給権者が死亡した場合（次項に規定する場合を除く。）において、法第三十八条の規定による未支給の保険給付

の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、協会に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 受給権者の個人番号又は基礎年金番号

四〇七 (略)

2 〇四 (略)

(行方不明手当金の支給の申請)

第二百二十六条 行方不明手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、協会に提出しなければならない。

一 (略)

二 行方不明となった者の被保険者証の記号及び番号又は個人番号、氏名、生年月日並びに住所

三〇七 (略)

2 (略)

(遺族年金の申請)

第二百二十九条 遺族年金の支給を受けようとする者（次条第一項又は第三百三十一条第一項の規定に該当する者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を、協会に提出しなければならない。

一 (略)

二 国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第一条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあつては、個人番号又は基礎年金番号

三 被保険者又は被保険者であつた者の氏名、生年月日、住所、死亡の年月日並びに被保険者証の記号及び番号又は個人番号

四〇十一 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

二 被保険者又は被保険者であつた者の死亡を証する書類（協会が機

の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、協会に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 受給権者の基礎年金番号

四〇七 (略)

2 〇四 (略)

(行方不明手当金の支給の申請)

第二百二十六条 行方不明手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、協会に提出しなければならない。

一 (略)

二 行方不明となった者の被保険者証の記号及び番号、氏名、生年月日並びに住所

三〇七 (略)

2 (略)

(遺族年金の申請)

第二百二十九条 遺族年金の支給を受けようとする者（次条第一項又は第三百三十一条第一項の規定に該当する者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を、協会に提出しなければならない。

一 (略)

二 国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第一条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあつては、基礎年金番号

三 被保険者又は被保険者であつた者の氏名、生年月日、住所、死亡の年月日並びに被保険者証の記号及び番号

四〇十一 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

二 被保険者又は被保険者であつた者の死亡を証する書類

構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

三〇八 (略)

4 被保険者又は被保険者であつた者が年金たる保険給付を受ける権利を有する者であるときは、第一項の申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

一 当該被保険者又は被保険者であつた者の個人番号又は基礎年金番号

二・三 (略)

5 (略)

(胎児の出生による決定の申請の特例)

第百三十条 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子は、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡に係る遺族年金を受けることができるその他の遺族が既に遺族年金の支給の決定を受けた後に遺族年金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 死亡した被保険者又は被保険者であつた者の氏名及び生年月日並びに被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二〇四 (略)

2 (略)

(後順位者の申請手続)

第百三十一条 法第九十九条の規定により遺族年金の支給を受けるべき後順位者が第百二十九条第一項の決定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 (略)

二 国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあつては、個人番号又は基礎年金番号

三・四 (略)

五 権利を失つた者の個人番号又は基礎年金番号及び遺族年金の年金

三〇八 (略)

4 被保険者又は被保険者であつた者が年金たる保険給付を受ける権利を有する者であるときは、第一項の申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

一 当該被保険者又は被保険者であつた者の基礎年金番号

二・三 (略)

5 (略)

(胎児の出生による決定の申請の特例)

第百三十条 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子は、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡に係る遺族年金を受けることができるその他の遺族が既に遺族年金の支給の決定を受けた後に遺族年金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 死亡した被保険者又は被保険者であつた者の氏名及び生年月日並びに被保険者証の記号及び番号

二〇四 (略)

2 (略)

(後順位者の申請手続)

第百三十一条 法第九十九条の規定により遺族年金の支給を受けるべき後順位者が第百二十九条第一項の決定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 (略)

二 国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあつては、基礎年金番号

三・四 (略)

五 権利を失つた者の基礎年金番号及び遺族年金の年金証書の年金コ

証書の年金コード

六〇十 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 遺族年金の支給を受けていた者が死亡した場合においては、その死亡を証する書類（協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

二〇七 (略)

三・四 (略)

5 前項の規定により第二百二十九条第一項の決定を受けようとする者は、その申請書に第一項第五号及び第七号に掲げる事項を付記し、第二項第一号又は第二号に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第二項第一号について、協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

6 (略)

(支給停止の申請手続)

第三百三十三条 法第百条第一項の規定による申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一〇三 (略)

四 遺族年金を受ける権利を有する者で所在不明となっている者の個人番号又は基礎年金番号及び年金証書の年金コード

五・六 (略)

2 (略)

(支給停止の解除の申請)

第三百三十四条 法第百条第二項の規定により遺族年金の支給の停止の解除の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 (略)

二 個人番号又は基礎年金番号

三・四 (略)

ード

六〇十 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 遺族年金の支給を受けていた者が死亡した場合においては、その死亡を証する書類

二〇七 (略)

三・四 (略)

5 前項の規定により第二百二十九条第一項の決定を受けようとする者は、その申請書に第一項第五号及び第七号に掲げる事項を付記し、第二項第一号又は第二号に掲げる書類を添えなければならない。

6 (略)

(支給停止の申請手続)

第三百三十三条 法第百条第一項の規定による申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一〇三 (略)

四 遺族年金を受ける権利を有する者で所在不明となっている者の基礎年金番号及び年金証書の年金コード

五・六 (略)

2 (略)

(支給停止の解除の申請)

第三百三十四条 法第百条第二項の規定により遺族年金の支給の停止の解除の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 (略)

二 基礎年金番号

三・四 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 提出日前一月以内に作成された受給権者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。） 二（略）	2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 提出日前一月以内に作成された受給権者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本 二（略）
（失権の届出） 第百三十五条 遺族年金の支給を受けている者は、法第九十九条第一項第二号から第四号まで及び第六号に該当したときは、次に掲げる事項を記載した届書を協会に提出しなければならない。 一 （略） 二 個人番号又は基礎年金番号 三・四 （略） 2 （略）	（失権の届出） 第百三十五条 遺族年金の支給を受けている者は、法第九十九条第一項第二号から第四号まで及び第六号に該当したときは、次に掲げる事項を記載した届書を協会に提出しなければならない。 一 （略） 二 基礎年金番号 三・四 （略） 2 （略）
（死亡の届出） 第百三十六条 遺族年金の支給を受けていた者が死亡したときは、その遺族は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を協会に提出しなければならない。 一 （略） 二 遺族年金の支給を受けていた者の氏名及び生年月日並びに個人番号又は基礎年金番号並びに遺族年金の年金証書の年金コード 三 （略） 2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 遺族年金の支給を受けていた者の死亡を証する書類（協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。） 二 （略）	（死亡の届出） 第百三十六条 遺族年金の支給を受けていた者が死亡したときは、その遺族は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を協会に提出しなければならない。 一 （略） 二 遺族年金の支給を受けていた者の氏名及び生年月日並びに基礎年金番号並びに遺族年金の年金証書の年金コード 三 （略） 2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 遺族年金の支給を受けていた者の死亡を証する書類 二 （略）
（胎児出生の届出） 第百三十七条 遺族年金の支給を受ける者は、法第三十五条第二項の規	（胎児出生の届出） 第百三十七条 遺族年金の支給を受ける者は、法第三十五条第二項の規

定による被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を協会に提出しなければならない。

一 (略)

二 個人番号又は基礎年金番号

三 五 (略)

2 前項の届書には前項第五号に掲げる子の戸籍の抄本(協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)、及び遺族年金の年金証書並びにその者が別表第一に定める一級から五級までの障害の状態にあるときは、その障害に関する医師の診断書を添えなければならない。

(遺族年金の額の変更の届出)

第百三十八条 別表第一に定める一級から五級までの障害の状態にあるため法第九十八条第一項第一号の規定による遺族年金を受ける五十五歳未満の妻は、その遺族年金を受ける程度の障害の状態に該当しなくなった場合には、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を協会に提出しなければならない。

一 (略)

二 個人番号又は基礎年金番号

三 四 (略)

(遺族一時金の申請)

第百三十九条 法第一百一条の規定による遺族一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 (略)

二 死亡した被保険者又は被保険者であつた者の氏名、生年月日及び死亡の年月日並びに被保険者証の記号及び番号又は個人番号

三 八 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

定による被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を協会に提出しなければならない。

一 (略)

二 基礎年金番号

三 五 (略)

2 前項の届書には前項第五号に掲げる子の戸籍の抄本及び遺族年金の年金証書並びにその者が別表第一に定める一級から五級までの障害の状態にあるときは、その障害に関する医師の診断書を添えなければならない。

(遺族年金の額の変更の届出)

第百三十八条 別表第一に定める一級から五級までの障害の状態にあるため法第九十八条第一項第一号の規定による遺族年金を受ける五十五歳未満の妻は、その遺族年金を受ける程度の障害の状態に該当しなくなった場合には、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を協会に提出しなければならない。

一 (略)

二 基礎年金番号

三 四 (略)

(遺族一時金の申請)

第百三十九条 法第一百一条の規定による遺族一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 (略)

二 死亡した被保険者又は被保険者であつた者の氏名、生年月日及び死亡の年月日並びに被保険者証の記号及び番号

三 八 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 被保険者又は被保険者であった者の死亡を証する書類（協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

二〇四（略）

3（略）

（遺族年金差額一時金の申請）

第四百四十条 法第百二条の規定による遺族年金差額一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一〇五（略）

六 遺族年金の支給を受けていた者の個人番号又は基礎年金番号及び遺族年金証書の年金コード

七〇八（略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 遺族年金の支給を受けていた者が死亡した場合においては、その死亡を証する書類（協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

二〇四（略）

3（略）

（障害前払一時金の申請）

第四百四十四条 障害前払一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一〇二（略）

三 前条第二項ただし書の規定に基づき障害前払一時金の支給を受けようとする者においては、個人番号又は基礎年金番号及び障害年金の年金証書の年金コード

（遺族前払一時金の申請）

第四百四十八条 遺族前払一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げ

一 被保険者又は被保険者であった者の死亡を証する書類

二〇四（略）

3（略）

（遺族年金差額一時金の申請）

第四百四十条 法第百二条の規定による遺族年金差額一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一〇五（略）

六 遺族年金の支給を受けていた者の基礎年金番号及び遺族年金証書の年金コード

七〇八（略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 遺族年金の支給を受けていた者が死亡した場合においては、その死亡を証する書類

二〇四（略）

3（略）

（障害前払一時金の申請）

第四百四十四条 障害前払一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一〇二（略）

三 前条第二項ただし書の規定に基づき障害前払一時金の支給を受けようとする者においては、基礎年金番号及び障害年金の年金証書の年金コード

（遺族前払一時金の申請）

第四百四十八条 遺族前払一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げ

る事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 前条第二項ただし書の規定に基づき、遺族前払一時金の支給を受けようとする者においては、個人番号又は基礎年金番号及び遺族年金の年金証書の年金コード

(育児休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等)

第百六十一条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による申出又は届出をしようとする船舶所有者に使用されている被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者である場合にあつては、申出書又は届書に個人番号又は基礎年金番号を付記しなければならない。

(産前産後休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等)

第百六十一条の二 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による申出又は届出をしようとする船舶所有者に使用されている被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者である場合にあつては、申出書又は届書に個人番号又は基礎年金番号を付記しなければならない。

(還付の請求)

第百六十八条 法第二百八条第一項の規定により前納した保険料の還付を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した還付請求書を協会に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二 五 (略)

2 前項の場合において、還付を受けようとする者が疾病任意継続被保険者であつた者の相続人であるときは、次に掲げる書類を添付しな

る事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 前条第二項ただし書の規定に基づき、遺族前払一時金の支給を受けようとする者においては、基礎年金番号及び遺族年金の年金証書の年金コード

(育児休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等)

第百六十一条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による申出又は届出をしようとする船舶所有者に使用されている被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者である場合にあつては、申出書又は届書に基礎年金番号を付記しなければならない。

(産前産後休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等)

第百六十一条の二 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による申出又は届出をしようとする船舶所有者に使用されている被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者である場合にあつては、申出書又は届書に基礎年金番号を付記しなければならない。

(還付の請求)

第百六十八条 法第二百八条第一項の規定により前納した保険料の還付を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した還付請求書を協会に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号

二 五 (略)

2 前項の場合において、還付を受けようとする者が疾病任意継続被保険者であつた者の相続人であるときは、次に掲げる書類を添付しな

ればならない。 一 疾病任意継続被保険者であつた者の死亡を明らかにすることができ る書類（協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができ るときは、この限りでない。） 二（略）	ればならない。 一 疾病任意継続被保険者であつた者の死亡を明らかにすることがで きる書類 二（略）
---	--

改 正 案	現 行
（食事療養標準負担額の減額に関する特例） 第五十条（略） 2（略） 3 前項の申請書には、同項第五号に掲げる費用の額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報という。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。 （生活療養標準負担額の減額に関する特例） 第五十三条（略） 2（略） 3 前項の申請書には、同項第五号に掲げる費用の額及び生活療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。 （船員法による療養補償との調整の申請） 第六十四条（略） 2 前項の申請書には、同項第五号及び第六号に掲げる額に関する証拠書類（協会が番号利用法第二十二条の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）並びに療養補償証明書を添付しなければならない。	（食事療養標準負担額の減額に関する特例） 第五十条（略） 2（略） 3 前項の申請書には、同項第五号に掲げる費用の額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。 （生活療養標準負担額の減額に関する特例） 第五十三条（略） 2（略） 3 前項の申請書には、同項第五号に掲げる費用の額及び生活療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。 （船員法による療養補償との調整の申請） 第六十四条（略） 2 前項の申請書には、同項第五号及び第六号に掲げる額に関する証拠書類並びに療養補償証明書を添付しなければならない。

（傍線の部分は改正部分）

(傷病手当金の支給の申請)

第六十九条 (略)

2・4 (略)

5 第一項の申請書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報提供を受けることができるときは、この限りでない。

一・三 (略)

6・7 (略)

(出産育児一時金の支給の申請)

第七十三条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 同一の出産について、法第百一条の規定による出産育児一時金（法、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第五百五十二号）及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定によるこれに相当する給付を含む。）の支給を別途申請していないことを示す書類（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報提供を受けることができるときは、この限りでない。）

3・4 (略)

(特定疾病給付対象療養に係る認定)

第八十七条 (略)

2 認定を受けようとする者は、令第九条第一項第五号又は第三項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、前項の申出の際にその旨を証する書類を提出しなければならない。ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定

(傷病手当金の支給の申請)

第六十九条 (略)

2・4 (略)

5 第一項の申請書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一・三 (略)

6・7 (略)

(出産育児一時金の支給の申請)

第七十三条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 同一の出産について出産育児一時金（法、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第五百五十二号）及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定によるこれに相当する給付を含む。）の支給を別途申請していないことを示す書類

3・4 (略)

(特定疾病給付対象療養に係る認定)

第八十七条 (略)

2 認定を受けようとする者は、令第九条第一項第五号又は第三項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、前項の申出の際にその旨を証する書類を提出しなければならない。

個人情報提供を受けることができるときは、この限りでない。

3 7 (略)

(高額療養費の支給の申請)

第九十九条 (略)

2 (略)

3 高額療養費に係る療養が令第九条第一項第五号又は第三項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、被保険者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

(高額介護合算療養費の支給の申請等)

第八十条 (略)

2 (略)

3 申請者が、令第十二条第一項第五号又は第二項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

4 (略)

1 3 (略)

5 6 (略)

(氏名変更の届出)

第九十九条 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

3 7 (略)

(高額療養費の支給の申請)

第九十九条 (略)

2 (略)

3 高額療養費に係る療養が令第九条第一項第五号又は第三項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、被保険者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。

(高額介護合算療養費の支給の申請等)

第八十条 (略)

2 (略)

3 申請者が、令第十二条第一項第五号又は第二項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。

4 (略)

1 3 (略)

5 6 (略)

(氏名変更の届出)

第九十九条 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二 (略)

(死亡の届出)

第百二十三条 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 障害年金の年金証書（障害年金の年金証書を添えることができないときは、その事由書）（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により年金証書と同一の内容を含む特定個人情報提供を受けることができるときは、この限りでない。）

二 (略)

3 (略)

(未支給の保険給付の請求)

第百二十四条 (略)

2 (略)

3 前二項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 死亡した受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報提供を受けることができるときは、この限りでない。）

二 死亡した受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証する書類（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報提供を受けることができるときは、この限りでない。）

三 (略)

4 (略)

(行方不明手当金の支給の申請)

第百二十六条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

(死亡の届出)

第百二十三条 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 障害年金の年金証書（障害年金の年金証書を添えることができないときは、その事由書）

二 (略)

3 (略)

(未支給の保険給付の請求)

第百二十四条 (略)

2 (略)

3 前二項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 死亡した受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本

二 死亡した受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証する書類

三 (略)

4 (略)

(行方不明手当金の支給の申請)

第百二十六条 (略)

2 (略)

一〇三 (略)

四 申請者が第二十六条の届出を行っていない被扶養者であるときは、被保険者が行方不明となった当時その者と同一の世帯に属していたことを証する書類（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

(遺族年金の申請)

第二百二十九条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 被保険者又は被保険者であった者と申請者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は除かれた戸籍の謄本（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

二 (略)

三 国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を証明する書類（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

四 (略)

五 申請者が被保険者又は被保険者であった者によつて生計を維持していたことを証明することができる書類（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

六〇八 (略)

4・5 (略)

(胎児の出生による決定の申請の特例)

一〇三 (略)

四 申請者が第二十六条の届出を行っていない被扶養者であるときは、被保険者が行方不明となった当時その者と同一の世帯に属していたことを証する書類

(遺族年金の申請)

第二百二十九条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 被保険者又は被保険者であった者と申請者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は除かれた戸籍の謄本

二 (略)

三 国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を証明する書類

四 (略)

五 申請者が被保険者又は被保険者であった者によつて生計を維持していたことを証明することができる書類

六〇八 (略)

4・5 (略)

(胎児の出生による決定の申請の特例)

第百三十条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。

一 申請者及び前項第三号の遺族と死亡した被保険者又は被保険者であつた者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報提供を受けることができるときは、この限りでない。）

二 (略)

三 前項第三号の遺族については、その者が申請者と生計を同じくしていることを証明することができる書類（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報提供を受けることができるときは、この限りでない。）

四 (略)

(後順位者の申請手続)

第百三十一条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 申請者と被保険者又は被保険者であつた者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は除かれた戸籍の謄本（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報提供を受けることができるときは、この限りでない。）

四 国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあつては、国民年金手帳その他基礎年金番号を証明することができる書類（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報提供を受けることができるときは、この限りでない。）

五 申請者が被保険者又は被保険者であつた者の死亡当時のその者の収入により生計を維持していたことを証明することができる書類（

第百三十条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。

一 申請者及び前項第三号の遺族と死亡した被保険者又は被保険者であつた者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本

二 (略)

三 前項第三号の遺族については、その者が申請者と生計を同じくしていることを証明することができる書類

四 (略)

(後順位者の申請手続)

第百三十一条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 申請者と被保険者又は被保険者であつた者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は除かれた戸籍の謄本

四 国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあつては、国民年金手帳その他基礎年金番号を証明することができる書類

五 申請者が被保険者又は被保険者であつた者の死亡当時のその者の収入により生計を維持していたことを証明することができる書類

協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)

六・七 (略)

3ゝ6 (略)

(支給停止の解除の申請)

第百三十四条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 遺族年金の年金証書(協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により年金証書と同一の内容を含む特定個人情報情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)

三 協会が指定する者にあつては、その者と被保険者又は被保険者であつた者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本(協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)

四・五 (略)

(失権の届出)

第百三十五条 (略)

2 前項の届書には、遺族年金の年金証書を添えなければならない(協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により年金証書と同一の内容を含む特定個人情報情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)。ただし、年金証書を添えることができないときは、その事由書を添付しなければならない。

(死亡の届出)

第百三十六条 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

六・七 (略)

3ゝ6 (略)

(支給停止の解除の申請)

第百三十四条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 遺族年金の年金証書

三 協会が指定する者にあつては、その者と被保険者又は被保険者であつた者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本

四・五 (略)

(失権の届出)

第百三十五条 (略)

2 前項の届書には、遺族年金の年金証書を添えなければならない。ただし、年金証書を添えることができないときは、その事由書を添付しなければならない。

(死亡の届出)

第百三十六条 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 (略)
- 二 遺族年金の年金証書（遺族年金の年金証書を添えることができないときは、その事由書）（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により年金証書と同一の内容を含む特定個人情報情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

（胎児出生の届出）
第百三十七条 （略）

- 2 前項の届書には前項第五号に掲げる子の戸籍の抄本（協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）及び遺族年金の年金証書（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）並びにその者が別表第一に定める一級から五級までの障害の状態にあるときは、その障害に関する医師の診断書を添えなければならない。

（遺族一時金の申請）
第百三十九条 （略）

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 死亡した被保険者又は被保険者であった者と申請者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は除かれた戸籍の謄本（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

四 (略)
3 (略)

（遺族年金差額一時金の申請）
第百四十条 （略）

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 (略)
- 二 遺族年金の年金証書（遺族年金の年金証書を添えることができないときは、その事由書）

（胎児出生の届出）
第百三十七条 （略）

- 2 前項の届書には前項第五号に掲げる子の戸籍の抄本（協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）及び遺族年金の年金証書並びにその者が別表第一に定める一級から五級までの障害の状態にあるときは、その障害に関する医師の診断書を添えなければならない。

（遺族一時金の申請）
第百三十九条 （略）

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 死亡した被保険者又は被保険者であった者と申請者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は除かれた戸籍の謄本

四 (略)
3 (略)

（遺族年金差額一時金の申請）
第百四十条 （略）

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

3 一〇三 (略) 四 申請者が法第三十六条第一項第二号又は第三号の規定に該当する者であるときは、その事実が認められる書類(協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。) (略)	3 一〇三 (略) 四 申請者が法第三十六条第一項第二号又は第三号の規定に該当する者であるときは、その事実が認められる書類 (略)
---	---

改 正 案	現 行
第七条の九 法第十九条の三第一項の規定に基づき医療費支給認定の申請をしようとする小児慢性特定疾病児童等の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県に提出しなければならない。 一 当該申請をしようとする小児慢性特定疾病児童等の保護者の氏名、居住地、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）、連絡先及び当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等との続柄 二 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の氏名、性別、居住地、生年月日及び個人番号 三・四 （略） 五 医療費支給認定基準世帯員の氏名及び個人番号 六〇十二 （略） ② （略） ③ 医療費支給認定保護者は、医療費支給認定の有効期間（法第十九条の三第六項に規定する医療費支給認定の有効期間をいう。第七条の二十二第七号及び第七条の二十三第一項において同じ。）内において、第一項各号（第三号及び第七号から第十一号までを除く。）に掲げる事項又は小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額の算定のために必要な事項に変更があつたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に当該医療費支給認定に係る医療受給者証を添えて都道府県に提出しなければならない。 一 当該届出を行う医療費支給認定保護者の氏名、居住地、個人番号、連絡先及び当該届出に係る医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等との続柄 二 当該届出に係る医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の	第七条の九 法第十九条の三第一項の規定に基づき医療費支給認定の申請をしようとする小児慢性特定疾病児童等の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県に提出しなければならない。 一 当該申請をしようとする小児慢性特定疾病児童等の保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等との続柄 二 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の氏名、性別、居住地及び生年月日 三・四 （略） 五 医療費支給認定基準世帯員の氏名 六〇十二 （略） ② （略） ③ 医療費支給認定保護者は、医療費支給認定の有効期間（法第十九条の三第六項に規定する医療費支給認定の有効期間をいう。第七条の二十二第七号及び第七条の二十三第一項において同じ。）内において、第一項各号（第三号及び第七号から第十一号までを除く。）に掲げる事項又は小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額の算定のために必要な事項に変更があつたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に当該医療費支給認定に係る医療受給者証を添えて都道府県に提出しなければならない。 一 当該届出を行う医療費支給認定保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該届出に係る医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等との続柄 二 当該届出に係る医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の

氏名、生年月日及び個人番号

三・四 (略)

④ (略)

第七条の二十三 (略)

② 前項の申請をしようとする医療費支給認定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県に提出しなければならない。

一 当該申請をしようとする医療費支給認定保護者の氏名、居住地、個人番号、連絡先及び当該申請に係る医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等との続柄

二 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の氏名、性別、居住地、生年月日及び個人番号

三 (略)

③・④ (略)

第十八条の五 特例障害児通所給付費の支給を受けようとする通所給付決定保護者は、法第二十一条の五の四第一項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号、連絡先及び通所受給者証番号

二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日、個人番号及び通所給付決定保護者との続柄

三 (略)

第十八条の六 法第二十一条の五の六第一項の規定に基づき通所給付決定の申請をしようとする障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

氏名及び生年月日

三・四 (略)

④ (略)

第七条の二十三 (略)

② 前項の申請をしようとする医療費支給認定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県に提出しなければならない。

一 当該申請をしようとする医療費支給認定保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該申請に係る医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等との続柄

二 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の氏名、性別、居住地及び生年月日

三 (略)

③・④ (略)

第十八条の五 特例障害児通所給付費の支給を受けようとする通所給付決定保護者は、法第二十一条の五の四第一項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日、連絡先及び通所受給者証番号

二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び通所給付決定保護者との続柄

三 (略)

第十八条の六 法第二十一条の五の六第一項の規定に基づき通所給付決定の申請をしようとする障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先
- 二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日、個人番号及び当該障害児の保護者との続柄
- 三 七（略）
- ② ⑥（略）
- ⑦ 通所給付決定保護者は、通所給付決定の有効期間（法第二十一条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間をいう。以下同じ。）内において、第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は障害児通所支援負担上限月額等の算定のために必要な事項に変更があつたときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に通所受給者証を添えて市町村に提出しなければならない。
- 一 当該届出を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先
- 二 当該届出に係る障害児の氏名、生年月日、個人番号及び通所給付決定保護者との続柄
- 三 四（略）
- ⑧ ⑨（略）
- ⑩ 前項の申請をしようとする通所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。
- 一 当該申請を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先
- 二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日、個人番号及び通所給付決定保護者との続柄
- 三（略）
- ⑪ ⑫（略）
- 第十八条の二十一 法第二十一条の五の八第一項の規定に基づき通所給付決定の変更の申請をしようとする通所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。
- 一 当該申請を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日、

- 一 当該申請を行う障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び当該障害児の保護者との続柄
- 三 七（略）
- ② ⑥（略）
- ⑦ 通所給付決定保護者は、通所給付決定の有効期間（法第二十一条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間をいう。以下同じ。）内において、第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は障害児通所支援負担上限月額等の算定のために必要な事項に変更があつたときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に通所受給者証を添えて市町村に提出しなければならない。
- 一 当該届出を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該届出に係る障害児の氏名、生年月日及び通所給付決定保護者との続柄
- 三 四（略）
- ⑧ ⑨（略）
- ⑩ 前項の申請をしようとする通所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。
- 一 当該申請を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び通所給付決定保護者との続柄
- 三（略）
- ⑪ ⑫（略）
- 第十八条の二十一 法第二十一条の五の八第一項の規定に基づき通所給付決定の変更の申請をしようとする通所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。
- 一 当該申請を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及

個人番号及び連絡先

二 当該通所給付決定に係る障害児の氏名、生年月日、個人番号及び通所給付決定保護者との続柄

三（八）（略）

第十八条の二十六 高額障害児通所給付費の支給を受けようとする通所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号、連絡先及び通所受給者証番号

二・三（略）

四 当該申請を行う通所給付決定保護者と同じの世帯に属する当該通所給付決定保護者以外の通所給付決定保護者、入所給付決定保護者（法第二十四条の二第一項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下同じ。）、補装具費支給対象障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。第二十五条の十七第一項第四号において同じ。）又は支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条に規定する支給決定障害者等をいう。同号において同じ。）であつて、同一の月に障害児通所支援若しくは指定入所支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）若しくは障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。）を受けた又は補装具を購入若しくは修理をしたものの氏名、生年月日、個人番号及び通所受給者証番号、入所受給者証番号（第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。）、受給者証番号（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第十四条第三号に規定する受給者証番号をいう。以下同じ。）又は介護保険法による被保険者証の番号（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六

連絡先

二 当該通所給付決定に係る障害児の氏名、生年月日及び通所給付決定保護者との続柄

三（八）（略）

第十八条の二十六 高額障害児通所給付費の支給を受けようとする通所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日、連絡先及び通所受給者証番号

二・三（略）

四 当該申請を行う通所給付決定保護者と同じの世帯に属する当該通所給付決定保護者以外の通所給付決定保護者、入所給付決定保護者（法第二十四条の二第一項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下同じ。）、補装具費支給対象障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。第二十五条の十七第一項第四号において同じ。）又は支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条に規定する支給決定障害者等をいう。同号において同じ。）であつて、同一の月に障害児通所支援若しくは指定入所支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）若しくは障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。）を受けた又は補装具を購入若しくは修理をしたものの氏名、生年月日及び通所受給者証番号、入所受給者証番号（第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。）、受給者証番号（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第十四条第三号に規定する受給者証番号をいう。以下同じ。）又は介護保険法による被保険者証の番号（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十

号)第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。
(以下同じ。)

② (略)

第二十二条 法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。

一 法第二十二條第一項の規定による助産の実施(以下単に「助産の実施」という。)を希望する妊産婦の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び職業

二 (略)

② 法第二十三條第二項に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。

一 法第二十三條第一項の規定による母子保護の実施(以下単に「母子保護の実施」という。)を希望する保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び職業

二 母子保護の実施に係る児童の氏名、生年月日及び個人番号

三 (略)

③ (略)

④ 前項の申込書には、法第五十六條第二項の規定により徴収する額の決定のために必要な事項に関する書類を添えなければならない。ただし、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

⑤ 法第二十二條第二項後段又は第二十三條第二項後段の規定により申込書の提出を代行する助産施設又は母子生活支援施設は、都道府県等との連携に努めるとともに、助産の実施希望者等の依頼を受けたときは、速やかに、市及び福祉事務所を設置する町村の区域内に居住地を有する当該助産の実施希望者等にあつてはその居住地の市町村に、福祉事務所を設置しない町村の区域内に居住地を有する当該助産の実施希望者等にあつてはその居住地の都道府県に当該申込書を提出しなければならない。

五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。以下同じ。
()

② (略)

第二十二条 法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。

一 法第二十二條第一項の規定による助産の実施(以下単に「助産の実施」という。)を希望する妊産婦の氏名、居住地、生年月日及び職業

二 (略)

② 法第二十三條第二項に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。

一 法第二十三條第一項の規定による母子保護の実施(以下単に「母子保護の実施」という。)を希望する保護者の氏名、居住地、生年月日及び職業

二 母子保護の実施に係る児童の氏名及び生年月日

三 (略)

③ (略)

④ 前項の申込書には、法第五十六條第二項の規定により徴収する額の決定のために必要な事項に関する書類を添えなければならない。

⑤ 法第二十二條第二項後段又は第二十三條第二項後段の規定により申込書の提出を代行する助産施設又は母子生活支援施設は、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)との連携に努めるとともに、助産の実施希望者等の依頼を受けたときは、速やかに、市及び福祉事務所を設置する町村の区域内に居住地を有する当該助産の実施希望者等にあつてはその居住地の市町村に、福祉事務所を設置しない町村の区域内に居住地を有する当該助産の実施希望者等にあつてはその居住地の都道府県に当該申込書を提出しなければならない。

⑥ (略)

第二十五条の七 法第二十四条の三第一項の規定に基づき入所給付決定（同条第四項に規定する入所給付決定をいう。以下同じ。）の申請をしようとする障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県に提出しなければならない。

一 当該申請を行う障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日、個人番号及び当該障害児の保護者との続柄

三 六 (略)

② (略)

⑦ 入所給付決定保護者は、第二十五条の十一第五号に定める期間内において、第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は障害児入所支援負担上限月額等の算定のために必要な事項に変更があつたときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に入所受給者証を添えて都道府県に提出しなければならない。

一 当該届出を行う入所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

二 当該届出に係る障害児の氏名、生年月日、個人番号及び入所給付決定保護者との続柄

三 四 (略)

⑧・⑨ (略)

⑩ 前項の申請をしようとする入所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県に提出しなければならない。

一 当該申請を行う入所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日、個人番号及び入所給付決定保護者との続柄

三 (略)

ばならない。

⑥ (略)

第二十五条の七 法第二十四条の三第一項の規定に基づき入所給付決定（同条第四項に規定する入所給付決定をいう。以下同じ。）の申請をしようとする障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県に提出しなければならない。

一 当該申請を行う障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び当該障害児の保護者との続柄

三 六 (略)

② (略)

⑦ 入所給付決定保護者は、第二十五条の十一第五号に定める期間内において、第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は障害児入所支援負担上限月額等の算定のために必要な事項に変更があつたときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に入所受給者証を添えて都道府県に提出しなければならない。

一 当該届出を行う入所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 当該届出に係る障害児の氏名、生年月日及び入所給付決定保護者との続柄

三 四 (略)

⑧・⑨ (略)

⑩ 前項の申請をしようとする入所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県に提出しなければならない。

一 当該申請を行う入所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び入所給付決定保護者との続柄

三 (略)

⑪・⑫ (略)

第二十五条の十七 高額障害児入所給付費の支給を受けようとする入所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県（ただし、当該入所給付決定保護者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けることができる場合は、市町村とする。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

一 当該申請を行う入所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号、連絡先及び入所受給者証番号（第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。以下同じ。）

二・三 (略)

四 当該申請を行う入所給付決定保護者と同一の世帯に属する当該入所給付決定保護者以外の通所給付決定保護者、入所給付決定保護者、支給決定障害者等又は補装具費支給対象障害者等であつて、同一の月に障害児通所支援若しくは指定入所支援若しくは障害福祉サービスを受けた又は補装具を購入若しくは修理をしたものの氏名、生年月日、個人番号及び通所受給者証番号、入所受給者証番号、受給者証番号又は介護保険法による被保険者証の番号

② (略)

第二十五条の十九 特定入所障害児食費等給付費の支給を受けようとする入所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県に提出しなければならない。

一 当該申請に係る入所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

二 (略)

②・④ (略)

第二十五条の二十六の三 法第二十四条の二十六第一項の規定に基づき障害児相談支援給付費の支給を受けようとする障害児相談支援対象保

⑪・⑫ (略)

第二十五条の十七 高額障害児入所給付費の支給を受けようとする入所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県（ただし、当該入所給付決定保護者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けることができる場合は、市町村とする。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

一 当該申請を行う入所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日、連絡先及び入所受給者証番号（第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。以下同じ。）

二・三 (略)

四 当該申請を行う入所給付決定保護者と同一の世帯に属する当該入所給付決定保護者以外の通所給付決定保護者、入所給付決定保護者、支給決定障害者等又は補装具費支給対象障害者等であつて、同一の月に障害児通所支援若しくは指定入所支援若しくは障害福祉サービスを受けた又は補装具を購入若しくは修理をしたものの氏名、生年月日及び通所受給者証番号、入所受給者証番号、受給者証番号又は介護保険法による被保険者証の番号

② (略)

第二十五条の十九 特定入所障害児食費等給付費の支給を受けようとする入所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県に提出しなければならない。

一 当該申請に係る入所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 (略)

②・④ (略)

第二十五条の二十六の三 法第二十四条の二十六第一項の規定に基づき障害児相談支援給付費の支給を受けようとする障害児相談支援対象保

護者（同項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならぬ。

- 一 当該申請を行う障害児相談支援対象保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先
- 二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日、個人番号及び障害児相談支援対象保護者との続柄

②～④（略）

第三十六条の二十六 法第三十三条の六第二項に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。

- 一 児童自立生活援助実施希望者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び職業

二・三（略）

②（略）

③ 前項の申込書には、法第五十六条第二項の規定により徴収する額の決定のために必要な事項に関する書類を添えなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

④～⑤（略）

第三十六条の四十 法第三十四条の十九に規定する養育里親名簿には、次に掲げる事項を登録しなければならない。

- 一（略）
- 二 住所、氏名、性別、生年月日、個人番号、職業及び健康状態
- 三 同居人の氏名、性別、生年月日、個人番号、職業及び健康状態
- 四～七（略）

第三十六条の四十一 養育里親となることを希望する者（以下「養育里親希望者」という。）は、その居住地の都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

護者（同項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならぬ。

- 一 当該申請を行う障害児相談支援対象保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び障害児相談支援対象保護者との続柄

②～④（略）

第三十六条の二十六 法第三十三条の六第二項に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。

- 一 児童自立生活援助実施希望者の氏名、居住地、生年月日及び職業

二・三（略）

②（略）

③ 前項の申込書には、法第五十六条第二項の規定により徴収する額の決定のために必要な事項に関する書類を添えなければならない。

④～⑤（略）

第三十六条の四十 法第三十四条の十九に規定する養育里親名簿には、次に掲げる事項を登録しなければならない。

- 一（略）
- 二 住所、氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態
- 三 同居人の氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態
- 四～七（略）

第三十六条の四十一 養育里親となることを希望する者（以下「養育里親希望者」という。）は、その居住地の都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 養育里親希望者の住所、氏名、性別、生年月日、<u>個人番号</u>、職業及び健康状態 二 養育里親希望者の同居人の氏名、性別、生年月日、<u>個人番号</u>、職業及び健康状態 三〇七 (略) ② (略) ③ 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、<u>都道府県知事</u>は、第五号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。 一〇五 (略) ④ 専門里親希望者は、前項各号（第三号を除く。）に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、<u>都道府県知事</u>は、前項第五号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。 一・二 (略)	一 養育里親希望者の住所、氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態 二 養育里親希望者の同居人の氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態 三〇七 (略) ② (略) ③ 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一〇五 (略) ④ 専門里親希望者は、前項各号（第三号を除く。）に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。 一・二 (略)
--	--

改 正 案	現 行
（住民票等の届出） 第十一条の三十一 市町村長は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）<u>第三十条の十及び第三十条の十二の規定により、第十一条の二、第十一条の九（第十一条の十五において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）</u>、<u>第十一条の十（第十一条の二十二において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）</u>、<u>第十一条の二十又は第十一条の二十三の規定による請求に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報を利用することができないときは、第十一条の二の規定により請求を行う者に対し、障害児の属する世帯の全員の住民票の写しを、第十一条の九、第十一条の十、第十一条の二十又は第十一条の二十三の規定により請求を行う者に対し、死亡した者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類を、それぞれ提出させることができる。</u>	（住民票等の届出） 第十一条の三十一 市町村長は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）<u>第三十条の七第四項及び第六項の規定により、第十一条の二、第十一条の九（第十一条の十五において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）</u>、<u>第十一条の十（第十一条の二十二において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）</u>、<u>第十一条の二十又は第十一条の二十三の規定による請求に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を利用することができないときは、第十一条の二の規定により請求を行う者に対し、障害児の属する世帯の全員の住民票の写しを、第十一条の九、第十一条の十、第十一条の二十又は第十一条の二十三の規定により請求を行う者に対し、死亡した者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類を、それぞれ提出させることができる。</u>

改 正 案	現 行
（予防接種に関する記録） 第二条の七 令第六条の二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 四（略） 五 予防接種を受けた者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する「個人番号」をいう。以下同じ。） 六 前各号に掲げる事項のほか、予防接種の実施に関し必要な事項 （医療費の支給に係る請求書） 第十条 法第十六条第一項第一号の規定による医療費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。 一 医療を受けた者の氏名、生年月日、住所及び個人番号 二 四（略） 2（略） 第十一条 法第十六条第一項第一号の規定による医療手当の支給を受けようとする者は、令第十条第一項第一号から第五号までに規定する医療を受けた各月分につき、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。 一 医療を受けた者の氏名、生年月日、住所及び個人番号 二 五（略） 2（略）	（予防接種に関する記録） 第二条の七 令第六条の二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 四（略） （新設） 五 前各号に掲げる事項のほか、予防接種の実施に関し必要な事項 （医療費の支給に係る請求書） 第十条 法第十六条第一項第一号の規定による医療費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。 一 医療を受けた者の氏名、生年月日及び住所 二 四（略） 2（略） 第十一条 法第十六条第一項第一号の規定による医療手当の支給を受けようとする者は、令第十条第一項第一号から第五号までに規定する医療を受けた各月分につき、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。 一 医療を受けた者の氏名、生年月日及び住所 二 五（略） 2（略）

第十一条の二 法第十六条第一項第二号の規定による障害児養育年金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

- 一 障害児の氏名、生年月日、住所及び個人番号
- 二 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号
- 三 六 (略)

2 (略)

第十一条の三 法第十六条第一項第二号の規定による障害児養育年金の支給を受けている者が、その養育する障害児の障害の程度が増進した場合において、その受けている法第十六条第一項第二号の規定による障害児養育年金の額の変更を請求しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

- 一 障害児の氏名、生年月日、住所及び個人番号
- 二 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号
- 三 (略)

2 (略)

第十一条の四 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

- 一 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号
- 二 五 (略)

2 (略)

第十一条の五 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けている者が、その障害の程度が増進した場合において、その受けている法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の額の変更を請求しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

- 一 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号

第十一条の二 法第十六条第一項第二号の規定による障害児養育年金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

- 一 障害児の氏名、生年月日及び住所
- 二 請求者の氏名、生年月日及び住所
- 三 六 (略)

2 (略)

第十一条の三 法第十六条第一項第二号の規定による障害児養育年金の支給を受けている者が、その養育する障害児の障害の程度が増進した場合において、その受けている法第十六条第一項第二号の規定による障害児養育年金の額の変更を請求しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

- 一 障害児の氏名、生年月日及び住所
- 二 請求者の氏名、生年月日及び住所
- 三 (略)

2 (略)

第十一条の四 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

- 一 請求者の氏名、生年月日及び住所
- 二 五 (略)

2 (略)

第十一条の五 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けている者が、その障害の程度が増進した場合において、その受けている法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の額の変更を請求しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

- 一 請求者の氏名、生年月日及び住所

二・三 (略)
2 (略)

第十一条の九 死亡一時金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一 死亡した者の氏名、生年月日、死亡の当時有していた住所及び個人番号

二 請求者及び請求者以外の死亡一時金を受けることができる遺族の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに死亡した者との身分関係

三〇五 (略)
2 (略)

第十一条の十 法第十六条第一項第五号の規定による葬祭料の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一 死亡した者の氏名、生年月日、死亡の当時有していた住所及び個人番号

二 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに死亡した者との関係

三〇四 (略)
2 (略)

第十一条の十二 法第十六条第二項第三号の規定による障害年金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号

二・三 (略)
2 (略)

第十一条の十三 令別表第二に定める二級の障害の状態にある者であつて法第十六条第二項第三号の規定による障害年金の支給を受けている

二・三 (略)
2 (略)

第十一条の九 死亡一時金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一 死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所

二 請求者及び請求者以外の死亡一時金を受けることができる遺族の氏名、生年月日及び住所並びに死亡した者との身分関係

三〇五 (略)
2 (略)

第十一条の十 法第十六条第一項第五号の規定による葬祭料の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一 死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所

二 請求者の氏名、生年月日及び住所並びに死亡した者との関係

三〇四 (略)
2 (略)

第十一条の十二 法第十六条第二項第三号の規定による障害年金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日及び住所

二・三 (略)
2 (略)

第十一条の十三 令別表第二に定める二級の障害の状態にある者であつて法第十六条第二項第三号の規定による障害年金の支給を受けている

ものが、その障害の程度が増進した場合において、その受けている障害年金の額の変更を請求しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号

2 (略)

第十一条の十六 死亡した者の死亡の当時胎児であつた子は、当該死亡した者の死亡に係る遺族年金を受けることができるその他の遺族が既に遺族年金の支給の決定を受けた後に遺族年金の支給を請求しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一 死亡した者の氏名、生年月日、死亡の当時有していた住所及び個人番号

二 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに死亡した者との身分関係

三 死亡した者に係る遺族年金の支給を受けている遺族の氏名、生年月日、住所及び個人番号

2 (略)

第十一条の十七 令第二十四条第八項後段の規定により遺族年金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一 死亡した者の氏名、生年月日、死亡の当時有していた住所及び個人番号

二 請求者及び請求者以外の遺族年金を受けることができる遺族の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに死亡した者との身分関係

三 死亡した者に係る遺族年金の支給を受けることができた先順位者の氏名、生年月日、当該先順位者がその死亡の当時有していた住所及び個人番号並びに当該先順位者が死亡した年月日

2 (略)

ものが、その障害の程度が増進した場合において、その受けている障害年金の額の変更を請求しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日及び住所

2 (略)

第十一条の十六 死亡した者の死亡の当時胎児であつた子は、当該死亡した者の死亡に係る遺族年金を受けることができるその他の遺族が既に遺族年金の支給の決定を受けた後に遺族年金の支給を請求しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一 死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所

二 請求者の氏名、生年月日及び住所並びに死亡した者との身分関係

三 死亡した者に係る遺族年金の支給を受けている遺族の氏名、生年月日及び住所

2 (略)

第十一条の十七 令第二十四条第八項後段の規定により遺族年金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一 死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所

二 請求者及び請求者以外の遺族年金を受けることができる遺族の氏名、生年月日及び住所並びに死亡した者との身分関係

三 死亡した者に係る遺族年金の支給を受けることができた先順位者の氏名、生年月日及び当該先順位者がその死亡の当時有していた住所並びに当該先順位者が死亡した年月日

2 (略)

第十一条の二十 令第二十六条第三項第一号の規定により遺族一時金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一 死亡した者の氏名、生年月日、死亡の当時有していた住所及び個人番号

二 請求者及び請求者以外の遺族一時金を受けることができる遺族の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに予防接種を受けたことにより死亡した者との身分関係

三・四 (略)

2 (略)

第十一条の二十一 令第二十六条第三項第二号の規定により遺族一時金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一 死亡した者の氏名、生年月日、死亡の当時有していた住所及び個人番号

二 請求者及び請求者以外の遺族一時金を受けることができる遺族の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに予防接種を受けたことにより死亡した者との身分関係

三 予防接種を受けたことにより死亡した者に係る遺族年金の支給を受けていた者の氏名、生年月日、その者がその死亡の当時有していた住所及び個人番号並びにその者が死亡した年月日

2 (略)

第十一条の二十三 未支給の給付を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一 給付を受けることができた者で死亡したもの（以下「支給前死亡者」という。）の氏名、生年月日及び個人番号

二 請求者の氏名、住所、個人番号及び支給前死亡者との身分関係

三・四 (略)

第十一条の二十 令第二十六条第三項第一号の規定により遺族一時金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一 死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所

二 請求者及び請求者以外の遺族一時金を受けることができる遺族の氏名、生年月日及び住所並びに予防接種を受けたことにより死亡した者との身分関係

三・四 (略)

2 (略)

第十一条の二十一 令第二十六条第三項第二号の規定により遺族一時金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一 死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所

二 請求者及び請求者以外の遺族一時金を受けることができる遺族の氏名、生年月日及び住所並びに予防接種を受けたことにより死亡した者との身分関係

三 予防接種を受けたことにより死亡した者に係る遺族年金の支給を受けていた者の氏名、生年月日及びその者がその死亡の当時有していた住所並びにその者が死亡した年月日

2 (略)

第十一条の二十三 未支給の給付を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一 給付を受けることができた者で死亡したもの（以下「支給前死亡者」という。）の氏名及び生年月日

二 請求者の氏名、住所及び支給前死亡者との身分関係

三・四 (略)

2・3 (略)

第十一条の二十六 市町村長は、この省令の規定により請求書又は届書

に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

2 この省令の規定により同時に二以上の請求書又は届書を提出する場合において、一の請求書又は届書に添えなければならない書類により、他の請求書又は届書に添えなければならない書類に係る事項を明らかにすることができるときは、他の請求書又は届書の余白にその旨を記載して、他の請求書又は届書に添えなければならない当該書類は省略することができる。同一の世帯に属する二人以上の者が同時に請求書又は届書を提出する場合における他方の請求書又は届書についても同様とする。

2・3 (略)

第十一条の二十六 (新設)

この省令の規定により同時に二以上の請求書又は届書を提出する場合において、一の請求書又は届書に添えなければならない書類により、他の請求書又は届書に添えなければならない書類に係る事項を明らかにすることができるときは、他の請求書又は届書の余白にその旨を記載して、他の請求書又は届書に添えなければならない当該書類は省略することができる。同一の世帯に属する二人以上の者が同時に請求書又は届書を提出する場合における他方の請求書又は届書についても同様とする。

○身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（身体障害者手帳交付台帳の記載事項） 第六条 令第九条第一項の規定により身体障害者手帳交付台帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一 （略） 二 身体障害者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう）。 三〃五 （略）	（身体障害者手帳交付台帳の記載事項） 第六条 令第九条第一項の規定により身体障害者手帳交付台帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一 （略） 二 身体障害者の氏名、住所及び生年月日 三〃五 （略）

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）（第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第二十六条 令第七条第一項の規定により精神障害者保健福祉手帳交付台帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一 精神障害者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。） 二 四（略）	第二十六条 令第七条第一項の規定により精神障害者保健福祉手帳交付台帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一 精神障害者の氏名、住所及び生年月日 二 四（略）

改 正 案	現 行
第二十三条 法第四十五条第一項の厚生労働省令で定める書類は、第一号又は第二号に掲げる書類及び第三号に掲げる書類とする。ただし、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、指定都市の長。第三十条において同じ。）は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができる。るときは、当該書類を省略させることができる。 一〇三（略） 第三十条 都道府県知事は、精神障害者保健福祉手帳を破り、又は汚した者に対する令第十条第一項の規定による精神障害者保健福祉手帳の再交付については、先に交付した精神障害者保健福祉手帳と引換えに行わなければならない。	第二十三条 法第四十五条第一項の厚生労働省令で定める書類は、第一号又は第二号に掲げる書類及び第三号に掲げる書類とする。 一〇三（略） 第三十条 都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、指定都市の長）は、精神障害者保健福祉手帳を破り、又は汚した者に対する令第十条第一項の規定による精神障害者保健福祉手帳の再交付については、先に交付した精神障害者保健福祉手帳と引換えに行わなければならない。

改 正 案	現 行
（遺族年金又は遺族給与金の額の改定） 第二十八条の二（略） 2 前項の請求書には、先順位者が法第三十一条の規定により遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を失つたことを認めることができる書類を添えなければならない。ただし、国内に住所を有する先順位者が同条第一項第一号の規定により当該権利を失つたときは、この限りでない。 3 4 （略）	（遺族年金又は遺族給与金の額の改定） 第二十八条の二（略） 2 前項の請求書には、先順位者が法第三十一条の規定により遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を失つたことを認めることができる書類を添えなければならない。 3 4 （略）

改 正 案	現 行
（年金たる保険給付の受給権者の定期報告） 第二十一条（略） 254（略） 5 第二項第一号の規定にかかわらず、厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により地方公共団体情報システム機構から当該障害補償年金又は障害年金の受給権者に係る同条に規定する機構保存本人確認情報の提供を受けるときは、第一項の報告書には、第二項第一号に掲げる書類を添えることを要しない。	（年金たる保険給付の受給権者の定期報告） 第二十一条（略） 254（略） 5 第二項第一号の規定にかかわらず、厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により都道府県知事（同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関）から当該障害補償年金又は障害年金の受給権者に係る本人確認情報の提供を受けるときは、第一項の報告書には、第二項第一号に掲げる書類を添えることを要しない。

改 正 案	現 行
（未支給の保険給付） 第十条（略） 2（略） 3 前項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならぬ。 一 受給権者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類（未支給の保険給付が年金たる保険給付であるときは、厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定によりその者に係る機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。） 二・三（略） 4・5（略） （障害補償給付の請求） 第十四条の二（略） 一 労働者の氏名、生年月日、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）<u>第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）</u> 二・七（略） 2・4（略） （遺族補償年金の請求） 第十五条の二（略）	（未支給の保険給付） 第十条（略） 2（略） 3 前項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならぬ。 一 受給権者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類 二・三（略） 4・5（略） （障害補償給付の請求） 第十四条の二（略） 一 労働者の氏名、生年月日及び住所 二・七（略） 2・4（略） （遺族補償年金の請求） 第十五条の二（略）

一 死亡した労働者の氏名、生年月日及び個人番号 二 請求人及び請求人以外の遺族補償年金を受けることができる遺族の氏名、生年月日、住所、死亡した労働者との関係及び前条に規定する障害の状態の有無並びに請求人の個人番号 三〃八 (略) 2・3 (略)	第十五条の三 (略) 一 (略) 二 請求人の氏名、生年月日、住所、個人番号及び死亡した労働者との続柄 三・四 (略) 2 (略)	第十五条の四 (略) 一 (略) 二 請求人の氏名、生年月日、住所、個人番号及び死亡した労働者との関係 三・四 (略) 2 (略)	(傷病補償年金の支給の決定等) 第十八条の二 (略) 2 (略) 一 労働者の氏名、生年月日、住所及び個人番号 二〃五 (略) 3・4 (略)	(年金たる保険給付の受給権者の定期報告) 第二十一条 (略) 2 前項の報告書には、指定日前一月以内に作成された次に掲げる書類
一 死亡した労働者の氏名及び生年月日 二 請求人及び請求人以外の遺族補償年金を受けることができる遺族の氏名、生年月日、住所、死亡した労働者との関係及び前条に規定する障害の状態の有無 三〃八 (略) 2・3 (略)	第十五条の三 (略) 一 (略) 二 請求人の氏名、生年月日、住所及び死亡した労働者との続柄 三・四 (略) 2 (略)	第十五条の四 (略) 一 (略) 二 請求人の氏名、生年月日、住所及び死亡した労働者との関係 三・四 (略) 2 (略)	(傷病補償年金の支給の決定等) 第十八条の二 (略) 2 (略) 一 労働者の氏名、生年月日及び住所 二〃五 (略) 3・4 (略)	(年金たる保険給付の受給権者の定期報告) 第二十一条 (略) 2 前項の報告書には、指定日前一月以内に作成された次に掲げる書類

を添えなければならない。 一 障害補償年金又は障害年金の受給権者にあつては、その住民票の写し又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。） 二・三（略） 3・4（略） （削除）	（年金たる保険給付の受給権者の届出） 第二十一条の二（略） 一 受給権者の氏名、住所及び個人番号に変更があつた場合並びに新たに個人番号の通知を受けた場合 二・七（略） 2・3（略） 4 第一項又は前項の届出をする場合には、当該文書に、その事実を証明することができる書類その他の資料を添えなければならない。ただし、前項の届出について、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。 5（略）
を添えなければならない。 一 障害補償年金又は障害年金の受給権者にあつては、その住民票の写し又は戸籍の抄本 二・三（略） 3・4（略）	5 第二項第一号の規定にかかわらず、厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により地方公共団体情報システム機構から当該障害補償年金又は障害年金の受給権者に係る同条に規定する機構保存本人確認情報の提供を受けるときは、第一項の報告書には、第二項第一号に掲げる書類を添えることを要しない。 （年金たる保険給付の受給権者の届出） 第二十一条の二（略） 一 受給権者の氏名及び住所に変更があつた場合 二・七（略） 2・3（略） 4 第一項又は前項の届出をする場合には、当該文書に、その事実を証明することができる書類その他の資料を添えなければならない。 5（略）

改 正 案	現 行
（障害補償給付の請求） 第十四条の二（略） 一 労働者の氏名、生年月日、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。） 二〇七（略） 二・三（略） 4 第一項第六号に規定する場合に該当するときは、同項の請求書には、前項の診断書その他の資料のほか、当該厚生年金保険の障害厚生年金等の支給額を証明することができる書類を添えなければならない。ただし、厚生労働大臣が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報という。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。 （遺族補償年金の請求） 第十五条の二（略） 2（略） 3 第一項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。ただし、厚生労働大臣が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。 一〇八（略） （傷病補償年金の支給の決定等）	（障害補償給付の請求） 第十四条の二（略） 一 労働者の氏名、生年月日、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。） 二〇七（略） 二・三（略） 4 第一項第六号に規定する場合に該当するときは、同項の請求書には、前項の診断書その他の資料のほか、当該厚生年金保険の障害厚生年金等の支給額を証明することができる書類を添えなければならない。 （遺族補償年金の請求） 第十五条の二（略） 2（略） 3 第一項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。 一〇八（略） （傷病補償年金の支給の決定等）

第十八条の二 (略)

2・3 (略)

4 第二項第四号に規定する場合に該当するときは、同項の届書には、前項の診断書その他の資料のほか、当該厚生年金保険の障害厚生年金等の支給額を証明することができる書類を添えなければならない。ただし、厚生労働大臣が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

(年金たる保険給付の受給権者の定期報告)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 第一項第三号に規定する場合に該当するときは、同項の報告書には、前項の書類のほか、当該厚生年金保険の障害厚生年金等又は厚生年金保険の遺族厚生年金等の支給額を証明することができる書類を添えなければならない。ただし、厚生労働大臣が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

4 (略)

(年金たる保険給付の受給権者の届出)

第二十一条の二 (略)

2・3 (略)

4 第一項又は前項の届出をする場合には、当該文書に、その事実を証明することができる書類その他の資料を添えなければならない。ただし、第一項の届出について、厚生労働大臣が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報情報の提供を受けることができるときは又は前項の届出について、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

5 (略)

第十八条の二 (略)

2・3 (略)

4 第二項第四号に規定する場合に該当するときは、同項の届書には、前項の診断書その他の資料のほか、当該厚生年金保険の障害厚生年金等の支給額を証明することができる書類を添えなければならない。

(年金たる保険給付の受給権者の定期報告)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 第一項第三号に規定する場合に該当するときは、同項の報告書には、前項の書類のほか、当該厚生年金保険の障害厚生年金等又は厚生年金保険の遺族厚生年金等の支給額を証明することができる書類を添えなければならない。

4 (略)

(年金たる保険給付の受給権者の届出)

第二十一条の二 (略)

2・3 (略)

4 第一項又は前項の届出をする場合には、当該文書に、その事実を証明することができる書類その他の資料を添えなければならない。ただし、前項の届出について、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

5 (略)

[

改 正 案	現 行
（資格取得の届出） 第二条 市町村の区域内に住所を有するに至つたため、被保険者の資格を取得した者があるときは、その者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。 一 被保険者の資格を取得した者の氏名、性別、生年月日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）<u>第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）</u>、世帯主との続柄、現住所及び従前の住所並びに職業 二 （略） 三 その世帯に既に被保険者の資格を取得している者がある場合にあっては、その旨及び被保険者証の記号番号（その世帯の世帯主に被保険者証が交付されず、被保険者資格証明書が交付されているときは、その旨及び被保険者資格証明書の記号番号、その世帯主に被保険者証及び被保険者資格証明書の記号番号、その旨及び被保険者証の記号番号。以下同じ。）及び個人番号、その世帯に被保険者の資格を取得している者がいない場合にあっては、その旨 四・五 （略） 2・3 （略） （修学中の者に関する届出） 第五条 被保険者が、法第百十六条の規定の適用を受けるに至つたときは、当該被保険者が属するものとみなされる世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。	（資格取得の届出） 第二条 市町村の区域内に住所を有するに至つたため、被保険者の資格を取得した者があるときは、その者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。 一 被保険者の資格を取得した者の氏名、性別、生年月日、世帯主との続柄、現住所及び従前の住所並びに職業 二 （略） 三 その世帯に既に被保険者の資格を取得している者がある場合にあっては、その旨及び被保険者証の記号番号（その世帯の世帯主に被保険者証が交付されず、被保険者資格証明書が交付されているときは、その旨及び被保険者資格証明書の記号番号、その世帯主に被保険者証及び被保険者資格証明書の記号番号、その旨及び被保険者証の記号番号。以下同じ。）<u>、その世帯に被保険者の資格を取得している者がいない場合にあっては、その旨</u> 四・五 （略） 2・3 （略） （修学中の者に関する届出） 第五条 被保険者が、法第百十六条の規定の適用を受けるに至つたときは、当該被保険者が属するものとみなされる世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 被保険者が、法第百十六条の規定の適用を受けるに至った年月日
- 二 被保険者の氏名、住所及び個人番号
- 三・四 (略)

2 (略)

(病院等に入院、入所又は入居中の者に関する届出)

第五条の二 被保険者が、法第百十六条の二第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至ったとき、又は同項の規定の適用を受けるに至った際現に入院等（同条第一項に規定する入院等をいう。以下この項において同じ。）をしている病院等（同条第一項に規定する病院等をいう。以下この項において同じ。）から継続して他の病院等に入院等をするによりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更（以下この項において「継続住所変更」という。）したときは、入院等をした際現に当該被保険者が属していた世帯の世帯主及び当該入院等をしたことにより当該被保険者が属することとなった世帯の世帯主は、それぞれ、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 被保険者が、法第百十六条の二第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至った年月日又は継続住所変更をした年月日

- 二 被保険者の氏名、住所及び個人番号

- 三・四 (略)

2 (略)

(障害者支援施設等に入所又は入院中の者に関する届出)

第五条の四 四十歳以上六十五歳未満の被保険者が、介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十一条第一項の規定の適用を受けるに至ったときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 被保険者が、介護保険法施行法第十一条第一項の規定の適用を受けるに至った年月日

- 一 被保険者が、法第百十六条の規定の適用を受けるに至った年月日
- 二 被保険者の氏名及び住所
- 三・四 (略)

2 (略)

(病院等に入院、入所又は入居中の者に関する届出)

第五条の二 被保険者が、法第百十六条の二第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至ったとき、又は同項の規定の適用を受けるに至った際現に入院等（同条第一項に規定する入院等をいう。以下この項において同じ。）をしている病院等（同条第一項に規定する病院等をいう。以下この項において同じ。）から継続して他の病院等に入院等をするによりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更（以下この項において「継続住所変更」という。）したときは、入院等をした際現に当該被保険者が属していた世帯の世帯主及び当該入院等をしたことにより当該被保険者が属することとなった世帯の世帯主は、それぞれ、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 被保険者が、法第百十六条の二第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至った年月日又は継続住所変更をした年月日

- 二 被保険者の氏名及び住所

- 三・四 (略)

2 (略)

(障害者支援施設等に入所又は入院中の者に関する届出)

第五条の四 四十歳以上六十五歳未満の被保険者が、介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十一条第一項の規定の適用を受けるに至ったときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 被保険者が、介護保険法施行法第十一条第一項の規定の適用を受けるに至った年月日

- 二 被保険者の氏名、住所及び個人番号
三・四 (略)
2 (略)

(特別の事情に関する届出)

第五条の八 世帯主は、市町村から求めがあつた場合において、令第一条に定める特別の事情があるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

一 世帯主の氏名、住所及び個人番号

二・三 (略)

2・3 (略)

(原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出)

第五条の九 世帯主は、市町村から求めがあつた場合において、その世帯に属する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる被保険者があるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

一 原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる被保険者の氏名、住所及び個人番号

二・三 (略)

2 世帯主は、被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、その世帯に属する被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となつたときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

一 原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となつた被保険者の氏名、住所及び個人番号

二・三 (略)

3・4 (略)

(被保険者証の再交付及び返還)

第七条 世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る被保険者証を破り

- 二 被保険者の氏名及び住所
三・四 (略)
2 (略)

(特別の事情に関する届出)

第五条の八 世帯主は、市町村から求めがあつた場合において、令第一条に定める特別の事情があるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

一 世帯主の氏名及び住所

二・三 (略)

2・3 (略)

(原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出)

第五条の九 世帯主は、市町村から求めがあつた場合において、その世帯に属する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる被保険者があるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

一 原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる被保険者の氏名及び住所

二・三 (略)

2 世帯主は、被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、その世帯に属する被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となつたときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

一 原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となつた被保険者の氏名及び住所

二・三 (略)

3・4 (略)

(被保険者証の再交付及び返還)

第七条 世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る被保険者証を破り

、よごし、又は失つたときは、ただちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。

一 被保険者の氏名、性別、生年月日及び個人番号

二・三 (略)

2・3 (略)

(高齢受給者証の交付等)

第七条の四 市町村は、法第四十二条第一項第三号又は第四号に掲げる場合に該当する被保険者の属する世帯の世帯主に対し、様式第一号の四又は様式第一号の五による一部負担金の割合を記載した証(以下「高齢受給者証」という。)を、有効期限を定めて交付しなければならない。ただし、被保険者証に一部負担金の割合及び高齢受給者証を兼ねる旨を明記した場合は、この限りではない。

2・3 (略)

4 世帯主は、高齢受給者証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。

一 被保険者の氏名、性別、生年月日及び個人番号

二・三 (略)

(被保険者の氏名変更の届出)

第八条 被保険者(被保険者でない世帯主を含む。)の氏名に変更があったときは、世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

一 変更前及び変更後の氏名

二 被保険者の個人番号

三 被保険者証の記号番号

(被保険者の世帯変更の届出)

第九条 被保険者が市町村の区域内においてその属する世帯を変更したときは、その変更に係る世帯の世帯主は、それぞれ、十四日以内に、

、よごし、又は失つたときは、ただちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。

一 被保険者の氏名、性別及び生年月日

二・三 (略)

2・3 (略)

(高齢受給者証の交付等)

第七条の四 市町村は、法第四十二条第一項第三号又は第四号に掲げる場合に該当する被保険者の属する世帯の世帯主に対し、様式第一号の四又は様式第一号の五による一部負担金の割合を記載した証(以下「高齢受給者証」という。)を、有効期限を定めて交付しなければならない。ただし、被保険者証に一部負担金の割合及び高齢受給者証を兼ねる旨を明記した場合は、この限りではない。

2・3 (略)

4 世帯主は、高齢受給者証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。

一 被保険者の氏名、性別及び生年月日

二・三 (略)

(被保険者の氏名変更の届出)

第八条 被保険者(被保険者でない世帯主を含む。)の氏名に変更があったときは、世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

一 変更前及び変更後の氏名

(新設)

二 被保険者証の記号番号

(被保険者の世帯変更の届出)

第九条 被保険者が市町村の区域内においてその属する世帯を変更したときは、その変更に係る世帯の世帯主は、それぞれ、十四日以内に、

次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 被保険者の氏名、個人番号及び変更後の世帯に係る住所
- 二・三 (略)

(世帯主の住所変更の届出)

第十条 世帯主は、市町村の区域内においてその住所を変更したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 変更前及び変更後の住所並びに変更の年月日
- 二 世帯主の個人番号
- 三 被保険者証の記号番号

(世帯主の変更の届出)

第十条の二 世帯主に変更があつたときは、変更後の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 変更前及び変更後の世帯主の氏名、性別及び生年月日並びに変更後の世帯主の個人番号
- 二・四 (略)

2 (略)

(資格喪失の届出)

第十一条 法第九条第九項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書によつて行なうものとする。

- 一 被保険者の氏名及び個人番号
- 二・四 (略)

第十二条 市町村の区域内に住所を有しなくなつたため、被保険者の資格を喪失した者があるときは、その者の属していた世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しな

次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 被保険者の氏名及び変更後の世帯に係る住所
- 二・三 (略)

(世帯主の住所変更の届出)

第十条 世帯主は、市町村の区域内においてその住所を変更したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 変更前及び変更後の住所並びに変更の年月日
- 二 (新設)
被保険者証の記号番号

(世帯主の変更の届出)

第十条の二 世帯主に変更があつたときは、変更後の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 変更前及び変更後の世帯主の氏名、性別及び生年月日
- 二・四 (略)

2 (略)

(資格喪失の届出)

第十一条 法第九条第九項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書によつて行なうものとする。

- 一 被保険者の氏名
- 二・四 (略)

第十二条 市町村の区域内に住所を有しなくなつたため、被保険者の資格を喪失した者があるときは、その者の属していた世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しな

なければならない。

- 一 被保険者資格を喪失した者の氏名、個人番号及び世帯主との続柄
- 二・三 (略)

(届書の記載事項等)

第十五条 第二条、第三条、第五条、第五条の二、第五条の四、第五条の八、第五条の九及び第八条から第十三条までの届書には、届出人の氏名、住所、個人番号及び届出年月日を記載しなければならない。ただし、第二条及び第三条の届書には、その世帯に被保険者の資格を取得している者がない場合にあつては、届出人の住所、個人番号及び届出年月日を記載し、記名押印又は署名しなければならない。

2・3 (略)

(令第二十七条の二第三項第一号又は第二号の規定の適用の申請)

第二十四条の三 令第二十七条の二第三項第一号又は第二号の規定の適用を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

- 一 世帯主若しくは組合員又はその世帯に属する被保険者の氏名、生年月日及び個人番号

二・三 (略)

(食事療養標準負担額の減額に係る保険者の認定)

第二十六条の三 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者として前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第五十八条第一号の規定による保険者の認定(第二十七条の十四の二及び第二十七条の十四の四に規定する保険者の認定を除く。以下この条において「認定」という。)を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した食事療養標準負担額減額認定申請書に、第二号及び第三号に掲げる事項を証する書類を添付し、保険者に提出しなければならない。ただし、保険者は、当該事実を公簿等又はその写しによ

なければならない。

- 一 被保険者資格を喪失した者の氏名及び世帯主との続柄
- 二・三 (略)

(届書の記載事項等)

第十五条 第二条、第三条、第五条、第五条の二、第五条の四、第五条の八、第五条の九及び第八条から第十三条までの届書には、届出人の氏名、住所及び届出年月日を記載しなければならない。ただし、第二条及び第三条の届書には、その世帯に被保険者の資格を取得している者がない場合にあつては、届出人の住所及び届出年月日を記載し、記名押印又は署名しなければならない。

2・3 (略)

(令第二十七条の二第三項第一号又は第二号の規定の適用の申請)

第二十四条の三 令第二十七条の二第三項第一号又は第二号の規定の適用を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

- 一 世帯主若しくは組合員又はその世帯に属する被保険者の氏名及び生年月日

二・三 (略)

(食事療養標準負担額の減額に係る保険者の認定)

第二十六条の三 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者として前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第五十八条第一号の規定による保険者の認定(第二十七条の十四の二及び第二十七条の十四の四に規定する保険者の認定を除く。以下この条において「認定」という。)を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した食事療養標準負担額減額認定申請書に、第二号及び第三号に掲げる事項を証する書類を添付し、保険者に提出しなければならない。ただし、保険者は、当該事実を公簿等又はその写しによ

つて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 世帯主若しくは組合員又はその世帯に属する被保険者の氏名、生年月日及び個人番号

二 四 (略)

2 八 (略)

(食事療養標準負担額の減額に関する特例)

第二十六条の五 食事療養減額認定証を保険医療機関に提出しなかったために減額しない食事療養標準負担額を支払った場合において、食事療養減額認定証を提出しなかったことがやむを得ないものと保険者が認めるときは、当該食事療養について支払った食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があつたならば支払うべき食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費として支給することができる。

2 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、前項の規定による給付を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 食事療養を受けた被保険者の氏名、生年月日及び個人番号

二 六 (略)

3 (略)

(生活療養標準負担額の減額に係る保険者の認定等)

第二十六条の六の四 健康保険法第八十五条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める者として前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第六十二条の三第一号の規定による保険者の認定(第二十七条の十四の二及び第二十七条の十四の四に規定する保険者の認定を除く。以下この条において「認定」という。)を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した生活療養標準負担額減額認定申請書に、第二号及び第三号に掲げる事項を証する書類を添付し、保険者に提出しなければならない。た

つて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 世帯主若しくは組合員又はその世帯に属する被保険者の氏名及び生年月日

二 四 (略)

2 八 (略)

(食事療養標準負担額の減額に関する特例)

第二十六条の五 食事療養減額認定証を保険医療機関に提出しなかったために減額しない食事療養標準負担額を支払った場合において、食事療養減額認定証を提出しなかったことがやむを得ないものと保険者が認めるときは、当該食事療養について支払った食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があつたならば支払うべき食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費として支給することができる。

2 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、前項の規定による給付を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 食事療養を受けた被保険者の氏名及び生年月日

二 六 (略)

3 (略)

(生活療養標準負担額の減額に係る保険者の認定等)

第二十六条の六の四 健康保険法第八十五条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める者として前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第六十二条の三第一号の規定による保険者の認定(第二十七条の十四の二及び第二十七条の十四の四に規定する保険者の認定を除く。以下この条において「認定」という。)を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した生活療養標準負担額減額認定申請書に、第二号及び第三号に掲げる事項を証する書類を添付し、保険者に提出しなければならない。た

だし、保険者は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 世帯主若しくは組合員又はその世帯に属する被保険者の氏名、生年月日及び個人番号

二 四 (略)

2 六 (略)

(療養費の支給申請)

第二十七条 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第五十四条又は法第五十四条の第三項若しくは第四項の規定により療養費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した療養費支給申請書を保険者に提出しなければならない。

一 療養を受けた被保険者の氏名又は個人番号

二 七 (略)

2 三 (略)

(特別療養費の支給申請)

第二十七条の五 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第五十四条の第三項の規定により特別療養費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した特別療養費支給申請書を保険者に提出しなければならない。

一 療養を受けた被保険者の氏名及び個人番号

二 四 (略)

2 (略)

(移送費の支給申請)

第二十七条の十一 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第五十四条の四の規定により移送費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した移送費支給申請書を保険者に提出しなければならない。

一 移送を受けた被保険者の氏名、性別、生年月日及び個人番号

だし、保険者は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 世帯主若しくは組合員又はその世帯に属する被保険者の氏名及び生年月日

二 四 (略)

2 六 (略)

(療養費の支給申請)

第二十七条 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第五十四条又は法第五十四条の第三項若しくは第四項の規定により療養費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した療養費支給申請書を保険者に提出しなければならない。

一 療養を受けた被保険者の氏名

二 七 (略)

2 三 (略)

(特別療養費の支給申請)

第二十七条の五 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第五十四条の第三項の規定により特別療養費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した特別療養費支給申請書を保険者に提出しなければならない。

一 療養を受けた被保険者の氏名

二 四 (略)

2 (略)

(移送費の支給申請)

第二十七条の十一 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第五十四条の四の規定により移送費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した移送費支給申請書を保険者に提出しなければならない。

一 移送を受けた被保険者の氏名、性別及び生年月日

二〇六 (略)
2・3 (略)

(特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定)

第二十七条の十二の二 令第二十九条の二第七項の規定による保険者の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を、健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の実施機関(以下この条において「実施機関」という。)を経由して、保険者に申し出なければならぬ。

一 認定を受けようとする被保険者の氏名、生年月日及び個人番号

二・三 (略)

2〇8 (略)

(特定疾病に係る保険者の認定)

第二十七条の十三 令第二十九条の二第八項の規定による保険者の認定(以下本条において「認定」という。)を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した特定疾病認定申請書を保険者に提出しなければならない。

一 認定を受けようとする被保険者の氏名、生年月日及び個人番号

二・三 (略)

2〇11 (略)

(令第二十九条の四第一項第一号又は第二号の保険者の認定)

第二十七条の十四の二 令第二十九条の四第一項第一号又は第二号の規定による保険者の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第二号及び第三号に掲げる事項を証する書類(第二号に掲げる事項のうち令第二十九条の三第一項第二号に掲げる場合に該当するときは、第三号に掲げる事項を証する書類)を添

二〇六 (略)
2・3 (略)

(特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定)

第二十七条の十二の二 令第二十九条の二第七項の規定による保険者の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を、健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の実施機関(以下この条において「実施機関」という。)を経由して、保険者に申し出なければならぬ。

一 認定を受けようとする被保険者の氏名及び生年月日

二・三 (略)

2〇8 (略)

(特定疾病に係る保険者の認定)

第二十七条の十三 令第二十九条の二第八項の規定による保険者の認定(以下本条において「認定」という。)を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した特定疾病認定申請書を保険者に提出しなければならない。

一 認定を受けようとする被保険者の氏名及び生年月日

二・三 (略)

2〇11 (略)

(令第二十九条の四第一項第一号又は第二号の保険者の認定)

第二十七条の十四の二 令第二十九条の四第一項第一号又は第二号の規定による保険者の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第二号及び第三号に掲げる事項を証する書類(第二号に掲げる事項のうち令第二十九条の三第一項第二号に掲げる場合に該当するときは、第三号に掲げる事項を証する書類)を添

付し、保険者に提出しなければならない。ただし、保険者は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 世帯主若しくは組合員又はその世帯に属する被保険者の氏名、生年月日及び個人番号

二 四 (略)

2 七 (略)

(令第二十九条の四第一項第三号ハ若しくはニ、第四号ハ若しくはニ又は第五号ハの保険者の認定)

第二十七条の十四の四 令第二十九条の四第一項第三号ハ若しくはニ、第四号ハ若しくはニ又は第五号ハの規定による保険者の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第二号及び第三号に掲げる事項を証する書類を添付し、保険者に提出しなければならない。ただし、保険者は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 世帯主若しくは組合員又はその世帯に属する被保険者の氏名、生年月日及び個人番号

二 四 (略)

2 6 (略)

(高額療養費の支給申請)

第二十七条の十七 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第五十七条の二の規定により高額療養費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した高額療養費支給申請書を保険者に提出しなければならない。

一 被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者(口において「病院等」という。)について受けた療養(七十歳に達する日の属する月以前の療養にあつては、当該療養に係る令第

付し、保険者に提出しなければならない。ただし、保険者は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 世帯主若しくは組合員又はその世帯に属する被保険者の氏名及び生年月日

二 四 (略)

2 7 (略)

(令第二十九条の四第一項第三号ハ若しくはニ、第四号ハ若しくはニ又は第五号ハの保険者の認定)

第二十七条の十四の四 令第二十九条の四第一項第三号ハ若しくはニ、第四号ハ若しくはニ又は第五号ハの規定による保険者の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第二号及び第三号に掲げる事項を証する書類を添付し、保険者に提出しなければならない。ただし、保険者は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 世帯主若しくは組合員又はその世帯に属する被保険者の氏名及び生年月日

二 四 (略)

2 6 (略)

(高額療養費の支給申請)

第二十七条の十七 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第五十七条の二の規定により高額療養費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した高額療養費支給申請書を保険者に提出しなければならない。

一 被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者(口において「病院等」という。)について受けた療養(七十歳に達する日の属する月以前の療養にあつては、当該療養に係る令第

二十九条の二第一項第一号イからヌまでに掲げる額が二万千円（令第二十九条の三第六項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上であるものに限る。）についてそれぞれ次に掲げる事項

イ その療養を受けた被保険者の氏名及び個人番号

ロ ヾヘ（略）

二・三（略）

2 ヾ4（略）

（高額介護合算療養費の支給申請等）

第二十七条の二十六 基準日世帯主等（以下この条において「申請者」という。）は、法第五十七条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した高額介護合算療養費支給申請書を保険者に提出しなければならない。

一 申請者及び基準日世帯員の氏名、生年月日及び個人番号

二 ヾ五（略）

2 ヾ7（略）

（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付申請等）

第二十七条の二十七 令第二十九条の四の二第三項から第五項まで及び第七項に規定する国民健康保険の世帯主等であつた者（以下この条において「申請者」という。）は、法第五十七条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した高額介護合算療養費支給申請書を保険者に提出しなければならない。ただし、次項第三号に掲げる額が零である場合にあつては、この限りでない。

一 申請者及び計算期間においてその世帯員であつた者の氏名、生年月日及び個人番号

二 ヾ五（略）

2 ヾ4（略）

二十九条の二第一項第一号イからヌまでに掲げる額が二万千円（令第二十九条の三第六項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上であるものに限る。）についてそれぞれ次に掲げる事項

イ その療養を受けた被保険者の氏名

ロ ヾヘ（略）

二・三（略）

2 ヾ4（略）

（高額介護合算療養費の支給申請等）

第二十七条の二十六 基準日世帯主等（以下この条において「申請者」という。）は、法第五十七条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した高額介護合算療養費支給申請書を保険者に提出しなければならない。

一 申請者及び基準日世帯員の氏名及び生年月日

二 ヾ五（略）

2 ヾ7（略）

（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付申請等）

第二十七条の二十七 令第二十九条の四の二第三項から第五項まで及び第七項に規定する国民健康保険の世帯主等であつた者（以下この条において「申請者」という。）は、法第五十七条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した高額介護合算療養費支給申請書を保険者に提出しなければならない。ただし、次項第三号に掲げる額が零である場合にあつては、この限りでない。

一 申請者及び計算期間においてその世帯員であつた者の氏名及び生年月日

二 ヾ五（略）

2 ヾ4（略）

(特別療養給付の申請)

第二十八条 法第五十五条第一項の規定により被保険者の資格喪失後療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給を受けようとする者は、資格喪失後十日以内に、次に掲げる事項を記載した特別療養給付申請書を、保険者に提出しなければならない。

一 療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス（同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス（同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第八条第二十五項に規定する施設サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス（同法第八条の二第一項に規定

(特別療養給付の申請)

第二十八条 法第五十五条第一項の規定により被保険者の資格喪失後療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給を受けようとする者は、資格喪失後十日以内に、次に掲げる事項を記載した特別療養給付申請書を、保険者に提出しなければならない。

一 療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス（同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス（同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第八条第二十五項に規定する施設サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス（同法第八条の二第一項に規定

する介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）を受けていた者の氏名、住所、生年月日及び個人番号並びに当該被保険者であつた者が退職被保険者等であつた場合にあってはその旨

二〇五（略）

二〇四（略）

5 被保険者の資格喪失後療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給を受ける者の氏名又は住所の変更があつたときは、世帯主又は組合員は、その旨、変更の年月日及び個人番号を記載した届書に特別療養証明書添えて、五日以内に、保険者に提出しなければならない。ただし、世帯主又は組合員が第二項ただし書の規定により特別療養証明書の交付を受けていない場合には、特別療養証明書を添えることを要しない。

六〇八（略）

9 世帯主又は組合員は、第二項ただし書の規定により特別療養証明書の交付を受けていない場合において、令第一条の二（令第二十五条の二において準用する場合を含む。）に定める特別の事情があるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、保険者に提出しなければならない。

一 世帯主又は組合員の氏名、住所及び個人番号

二（略）

一〇・一一（略）

（申請書の記載事項）

第二十八条の二 第七条、第七条の四、第二十四条の三、第二十六条の三、第二十六条の五、第二十七条、第二十七条の五、第二十七条の十一、第二十七条の十三、第二十七条の十四の二、第二十七条の十四の四、第二十七条の十七、第二十七条の十八及び前条の申請書には、申請人の氏名、住所、個人番号及び申請年月日を記載しなければならない。

する介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）を受けていた者の氏名、住所及び生年月日並びに当該被保険者であつた者が退職被保険者等であつた場合にあってはその旨

二〇五（略）

二〇四（略）

5 被保険者の資格喪失後療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給を受ける者の氏名又は住所の変更があつたときは、世帯主又は組合員は、その旨及び変更の年月日を記載した届書に特別療養証明書を添えて、五日以内に、保険者に提出しなければならない。ただし、世帯主又は組合員が第二項ただし書の規定により特別療養証明書の交付を受けていない場合には、特別療養証明書を添えることを要しない。

六〇八（略）

9 世帯主又は組合員は、第二項ただし書の規定により特別療養証明書の交付を受けていない場合において、令第一条の二（令第二十五条の二において準用する場合を含む。）に定める特別の事情があるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、保険者に提出しなければならない。

一 世帯主又は組合員の氏名及び住所

二（略）

一〇・一一（略）

（申請書の記載事項）

第二十八条の二 第七条、第七条の四、第二十四条の三、第二十六条の三、第二十六条の五、第二十七条、第二十七条の五、第二十七条の十一、第二十七条の十三、第二十七条の十四の二、第二十七条の十四の四、第二十七条の十七、第二十七条の十八及び前条の申請書には、申請人の氏名、住所及び申請年月日を記載しなければならない。

い。

(特別の事情に関する届出)

第三十二条の三 世帯主又は組合員は、保険者が保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めている場合において、令第二十九条の五において準用する令第一条に定める特別の事情があるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、保険者に提出しなければならない。

一 世帯主又は組合員の氏名、住所及び個人番号

二・三 (略)

(第三者の行為による被害の届出)

第三十二条の六 給付事由が第三者の行為によつて生じたものであるときは、被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、その事実、当該被保険者の氏名及び個人番号、当該被保険者が退職被保険者等である場合にあつてはその旨、第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)並びに被害の状況を、直ちに、保険者に届け出なければならない。

(特別の事情に関する届出)

第三十二条の三 世帯主又は組合員は、保険者が保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めている場合において、令第二十九条の五において準用する令第一条に定める特別の事情があるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、保険者に提出しなければならない。

一 世帯主又は組合員の氏名及び住所

二・三 (略)

(第三者の行為による被害の届出)

第三十二条の六 給付事由が第三者の行為によつて生じたものであるときは、被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、その事実、当該被保険者の氏名、当該被保険者が退職被保険者等である場合にあつてはその旨、第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)並びに被害の状況を、直ちに、保険者に届け出なければならない。

改 正 案	現 行
（資格取得の届出） 第二条 市町村の区域内に住所を有するに至つたため、被保険者の資格を取得した者があるときは、その者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。 一 被保険者の資格を取得した者の氏名、性別、生年月日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）、世帯主との続柄、現住所及び従前の住所並びに職業 二 五（略） 2 前項第四号の場合にあつては、同項の届出は、従前の住所を有した市町村により交付された特定同一世帯所属者である旨を証明する書類（以下「特定同一世帯所属者証明書」という。）を提示して行わなければならない。ただし、市町村が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の提供を受けることができないときは、この限りでない。 3 （略） 第三条 法第六条各号のいずれにも該当しなくなつたため、被保険者の資格を取得した者があるときは、その者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、前条第一項各号に規定する事項（同項第一号に規定する現住所及び従前の住所を除く。）を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。ただし、市町村が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該届書と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受ける	（資格取得の届出） 第二条 市町村の区域内に住所を有するに至つたため、被保険者の資格を取得した者があるときは、その者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。 一 被保険者の資格を取得した者の氏名、性別、生年月日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）、世帯主との続柄、現住所及び従前の住所並びに職業 二 五（略） 2 前項第四号の場合にあつては、同項の届出は、従前の住所を有した市町村により交付された特定同一世帯所属者である旨を証明する書類（以下「特定同一世帯所属者証明書」という。）を提示して行わなければならない。 3 （略） 第三条 法第六条各号のいずれにも該当しなくなつたため、被保険者の資格を取得した者があるときは、その者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、前条第一項各号に規定する事項（同項第一号に規定する現住所及び従前の住所を除く。）を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

ことができるときは、この限りでない。

(世帯主の変更の届出)

第十条の二 (略)

2 前項第四号の場合にあつては、同項の届出は、特定同一世帯所属者証明書を提示して行わなければならない。ただし、市町村が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報提供を受けることができるときは、この限りでない。

第十二条の二 前二条の届出について、世帯主とその世帯に属する特定同一世帯所属者が同一の日に市町村の区域内に住所を有しなくなつた場合にあつては、市町村は、当該世帯主に対し、当該特定同一世帯所属者に係る様式第一号の五の二による特定同一世帯所属者証明書を交付しなければならない。ただし、当該特定同一世帯所属者が世帯主と同一の住所に変更しない場合又は市町村が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときにあつてはこの限りでない。

(世帯主の変更の届出)

第十条の二 (略)

2 前項第四号の場合にあつては、同項の届出は、特定同一世帯所属者証明書を提示して行わなければならない。

第十二条の二 前二条の届出について、世帯主とその世帯に属する特定同一世帯所属者が同一の日に市町村の区域内に住所を有しなくなつた場合にあつては、市町村は、当該世帯主に対し、当該特定同一世帯所属者に係る様式第一号の五の二による特定同一世帯所属者証明書を交付しなければならない。ただし、当該特定同一世帯所属者が世帯主と同一の住所に変更しない場合にあつてはこの限りでない。

改 正 案	現 行
（妊娠の届出） 第三条 法第十五条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 （略） 二 氏名、年齢、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）及び職業 三 六 （略）	（妊娠の届出） 第三条 法第十五条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 （略） 二 氏名、年齢及び職業 三 六 （略）

○労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十号）（第二十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（障害特別支給金） 第四条（略） 2・3（略） 4 障害特別支給金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。 一 労働者の氏名、生年月日、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。） 二 五（略） 5 八（略） （遺族特別支給金） 第五条（略） 2・3（略） 4 遺族特別支給金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。 一 死亡した労働者の氏名、生年月日及び個人番号 二 申請人の氏名、生年月日、住所、個人番号、死亡した労働者との関係及び障害の状態（労災則第十五条に規定する障害の状態をいう。第六項及び第九条第三項において同じ。）の有無 三 六（略） 5 九（略） （傷病特別支給金） 第五条の二（略）	（障害特別支給金） 第四条（略） 2・3（略） 4 障害特別支給金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。 一 労働者の氏名、生年月日及び住所 二 五（略） 5 八（略） （遺族特別支給金） 第五条（略） 2・3（略） 4 遺族特別支給金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。 一 死亡した労働者の氏名及び生年月日 二 申請人の氏名、生年月日、住所、死亡した労働者との関係及び障害の状態（労災則第十五条に規定する障害の状態をいう。第六項及び第九条第三項において同じ。）の有無 三 六（略） 5 九（略） （傷病特別支給金） 第五条の二（略）

2 傷病特別支給金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。 一 労働者の氏名、生年月日、住所及び個人番号 二 (略)	3 (略)	(障害特別年金) 第七条 (略)	2 (略) 3 障害特別年金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。 一 労働者の氏名、生年月日、住所及び個人番号 二 七 (略)	4 八 (略)	(遺族特別年金) 第九条 (略)	2 (略) 3 遺族特別年金の支給を受けようとする者(第五項又は第六項の規定に該当する者を除く。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。 一 死亡した労働者の氏名、生年月日及び個人番号 二 申請人及び申請人以外の遺族補償年金又は遺族年金を受けることができる遺族の氏名、生年月日、住所、死亡した労働者との関係及び障害の状態の有無並びに申請人の個人番号 三 八 (略)	4 (略)	5 労働者の死亡の当時胎児であつた子は、当該労働者の死亡に係る遺族補償年金又は遺族年金を受けることができるその他の遺族が既に遺族補償年金又は遺族年金の支給の決定を受けた後に遺族特別年金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を、所
2 傷病特別支給金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。 一 労働者の氏名、生年月日及び住所 二 (略)	3 (略)	(障害特別年金) 第七条 (略)	2 (略) 3 障害特別年金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。 一 労働者の氏名、生年月日及び住所 二 七 (略)	4 八 (略)	(遺族特別年金) 第九条 (略)	2 (略) 3 遺族特別年金の支給を受けようとする者(第五項又は第六項の規定に該当する者を除く。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。 一 死亡した労働者の氏名及び生年月日 二 申請人及び申請人以外の遺族補償年金又は遺族年金を受けることができる遺族の氏名、生年月日、住所、死亡した労働者との関係及び障害の状態の有無 三 八 (略)	4 (略)	5 労働者の死亡の当時胎児であつた子は、当該労働者の死亡に係る遺族補償年金又は遺族年金を受けることができるその他の遺族が既に遺族補償年金又は遺族年金の支給の決定を受けた後に遺族特別年金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を、所

轄労働基準監督署長に提出しなければならない。 一 (略) 二 申請人の氏名、生年月日、住所、<u>個人番号</u>及び死亡した労働者との続柄 三 (略) 6 法第十六条の四第一項後段（法第十六条の九第五項及び法第二十二條の四第三項において準用する場合を含む。）又は法第十六条の五第一項後段（法第二十二條の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により新たに遺族補償年金又は遺族年金の受給権者となつた者は、その先順位者が既に遺族補償年金又は遺族年金の支給の決定を受けた後に遺族特別年金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。 一 (略) 二 申請人の氏名、生年月日、住所、<u>個人番号</u>及び死亡した労働者との関係 三 (略) 7 (略) (傷病特別年金) 第十一条 (略) 2 傷病特別年金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。 一 労働者の氏名、生年月日、住所及び個人番号 二 四 (略) 三 五 (略)	轄労働基準監督署長に提出しなければならない。 一 (略) 二 申請人の氏名、生年月日、住所及び死亡した労働者との続柄 三 (略) 6 法第十六条の四第一項後段（法第十六条の九第五項及び法第二十二條の四第三項において準用する場合を含む。）又は法第十六条の五第一項後段（法第二十二條の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により新たに遺族補償年金又は遺族年金の受給権者となつた者は、その先順位者が既に遺族補償年金又は遺族年金の支給の決定を受けた後に遺族特別年金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。 一 (略) 二 申請人の氏名、生年月日、住所及び死亡した労働者との関係 三 (略) 7 (略) (傷病特別年金) 第十一条 (略) 2 傷病特別年金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。 一 労働者の氏名、生年月日及び住所 二 四 (略) 三 五 (略)
---	--

改 正 案	現 行
（受給期間延長の申出） 第三十一条（略） 2、4（略） 5 第三項ただし書の場合における第一項の申出は、<u>受給期間延長申請書</u>に天災その他の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。 6、8（略） （準用） 第一百一条の二の十五 第四十四条（第四項を除く。以下この条において同じ。）<u>、第四十五条、第四十六条、第四十九条、第五十条及び第五十四条（一般教育訓練にあつては、第四十四条、第四十五条、第四十六条及び第五十四条に限る。）の規定は、教育訓練給付金の支給について準用する。</u>この場合において、これらの規定中「<u>受給資格者</u>」とあるのは「<u>教育訓練給付金の支給を受ける者</u>」と、「<u>受給資格者証</u>」とあるのは「<u>教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証</u>」と、「<u>氏名又は住所若しくは居所</u>」とあるのは「<u>氏名、住所若しくは居所又は電話番号</u>」と、「<u>氏名を変更した場合にあつては受給資格者氏名変更届（様式第二十号）</u>」に、住所又は居所を変更した場合にあつては<u>受給資格者住所変更届（様式第二十号）</u>」とあるのは「<u>氏名を変更した場合にあつては教育訓練給付金受給者氏名変更届（様式第三十三号の二の六）</u>」に、住所又は居所を変更した場合にあつては<u>教育訓練給付金受給者住所変更届（様式第三十三号の二の六）</u>」に、電話番号を変更した場合にあつては<u>教育訓練給付金受給者電話番号変更届（様式第三十三号の二の六）</u>」と読み替えるものとする。	（受給期間延長の申出） 第三十一条（略） 2、4（略） 5 第三項ただし書の場合における第一項の申出は、<u>未支給失業等給付請求書</u>に天災その他の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。 6、8（略） （準用） 第一百一条の二の十五 第四十四条（第四項を除く。以下この条において同じ。）<u>、第四十五条、第四十六条、第四十九条、第五十条及び第五十四条（一般教育訓練にあつては、第四十四条、第四十五条及び第四十六条に限る。）の規定は、教育訓練給付金の支給について準用する。ただし、一般教育訓練にあつては、第四十九条及び第五十条の規定は、準用しない。</u>この条本文の場合において、これらの規定中「<u>受給資格者</u>」とあるのは「<u>教育訓練給付金の支給を受けることができる者</u>」と、「<u>口座振込受給資格者</u>」とあるのは「<u>第四十四条第一項に規定する方法によつて教育訓練給付金の支給を受ける者</u>」と、「<u>受給資格者証</u>」とあるのは「<u>教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証</u>」と、「<u>氏名又は住所若しくは居所</u>」とあるのは「<u>氏名、住所若しくは居所又は電話番号</u>」と、「<u>氏名を変更した場合にあつては受給資格者氏名変更届（様式第二十号）</u>」に、住所又は居所を変更した場合にあつては<u>受給資格者住所変更届（様式第二十号）</u>」とあるのは「<u>氏名を変更した場合にあつては教育訓練給付金受給者氏名変更届（様式第三十三号の二の六）</u>」に、住所又は居所を変更した場合にあつては<u>教育訓練給付金受給者住所変更届（様式第三十三号の二の六）</u>」に、電話番号を変更した場合にあつては<u>教育訓練給付金受給者電話番号変更届（様式第三十三号の二の六）</u>」と読み替

(高年齢再就職給付金の支給申請手続)

第百一条の七 被保険者は、初めて高年齢再就職給付金の支給を受けようとするときは、再就職後の支給対象月の初日から起算して四箇月以内に、高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回) 高年齢雇用継続給付支給申請書に労働者名簿、賃金台帳その他の被保険者の年齢、被保険者が雇用されていることの実、賃金の支払状況及び賃金の額を証明することとができる書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

2 (略)

(育児休業給付金の支給申請手続)

第百一条の十三 被保険者は、初めて育児休業給付金の支給を受けようとするときは、法第六十一条の四第三項に規定する支給単位期間の初日から起算して四箇月を経過する日の属する月の末日までに、育児休業給付受給資格確認票・(初回) 育児休業給付金支給申請書(様式第三十三号の五。ただし、公共職業安定所長が必要があると認めるときは、育児休業給付金支給申請書(様式第三十三号の五の二)をもつて代えることができる。次項及び第百一条の十五の規定により読み替えて適用される第百一条の八において同じ。)に休業開始時賃金証明票、母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)第十六条の母子健康手帳、労働者名簿、賃金台帳その他の第百一条の十一第一項(第百一条の十一の三において読み替えて適用する場合を含む。)の休業に係る子があることの実、被保険者が雇用されていることの実、当該休業終了後の雇用の継続の予定(期間を定めて雇用される者に限る。)、賃金の支払状況及び賃金の額並びに第百一条の十一の二各号(第百一条の十一の三において読み替えて適用する場合を含む。)のいずれかに該当する場合にあつては当該各号に該当すること並びに法第六十一条の四第六項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定により子の一歳に達する日の翌日以後の日に休業をする場合にあつては、当該育児休業の申出に係る休業開始予定日とされた日が当該被保険者の配偶者がしている休業に係る休業期間

えるものとする。

(高年齢再就職給付金の支給申請手続)

第百一条の七 被保険者は、初めて高年齢再就職給付金の支給を受けようとするときは、高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回) 高年齢雇用継続給付支給申請書に労働者名簿、賃金台帳その他の被保険者の年齢、被保険者が雇用されていることの実、賃金の支払状況及び賃金の額を証明することとができる書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

2 (略)

(育児休業給付金の支給申請手続)

第百一条の十三 被保険者は、初めて育児休業給付金の支給を受けようとするときは、法第六十一条の四第三項に規定する支給単位期間の初日から起算して四箇月を経過する日の属する月の末日までに、育児休業給付受給資格確認票・(初回) 育児休業給付金支給申請書(様式第三十三号の五。ただし、公共職業安定所長が必要があると認めるときは、法第六十一条の四第三項に規定する支給単位期間の初日から起算して四箇月を経過する日の属する月の末日までに、育児休業給付金支給申請書(様式第三十三号の五の二)をもつて代えることができる。次項及び第百一条の十五の規定により読み替えて適用される第百一条の八において同じ。)に休業開始時賃金証明票、母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)第十六条の母子健康手帳、労働者名簿、賃金台帳その他の第百一条の十一第一項(第百一条の十一の三において読み替えて適用する場合を含む。)の休業に係る子があることの実、被保険者が雇用されていることの実、当該休業終了後の雇用の継続の予定(期間を定めて雇用される者に限る。)、賃金の支払状況及び賃金の額並びに第百一条の十一の二各号(第百一条の十一の三において読み替えて適用する場合を含む。)のいずれかに該当する場合にあつては当該各号に該当すること並びに法第六十一条の四第六項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定により子の一歳に達する日の翌日以後の日に休業をする場合にあつ

の初日以後である事実を証明することができ書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。 2 6 (略)	ては、当該育児休業の申出に係る休業開始予定日とされた日が当該被保険者の配偶者がしている休業に係る休業期間の初日以後である事実を証明することができ書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。 2 6 (略)
--	--

改 正 案	現 行
（住民票の写しの提出） 第七十九条 都道府県知事は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十五第一項の規定により、第三十五条第一項若しくは第三十五条の三第一項（これらの規定を第四十六条、第五十条、第五十四条及び第六十三条において準用する場合を含む。）若しくは第六十七条第一項の規定による届出（以下この条において「届出」という。）又は第七十一条第一項の規定による申請（以下この条において「申請」という。）に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報を利用することができないときは、届出を行う者に対し、住民票の写しを、申請を行う者に対し、死亡した被爆者の住民票又は消除された住民票の写しを、それぞれ提出させることができる。 2 広島市長及び長崎市市長は、住民基本台帳法第三十条の十の規定により、届出又は申請に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報を利用することができないときは、届出を行う者に対し、住民票の写しを、申請を行う者に対し、死亡した被爆者の住民票又は消除された住民票の写しを、それぞれ提出させることができる。	（住民票の写しの提出） 第七十九条 都道府県知事は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の八第一項の規定により、第三十五条第一項若しくは第三十五条の三第一項（これらの規定を第四十六条、第五十条、第五十四条及び第六十三条において準用する場合を含む。）若しくは第六十七条第一項の規定による届出（以下この条において「届出」という。）又は第七十一条第一項の規定による申請（以下この条において「申請」という。）に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を利用することができないときは、届出を行う者に対し、住民票の写しを、申請を行う者に対し、死亡した被爆者の住民票又は消除された住民票の写しを、それぞれ提出させることができる。 2 広島市長及び長崎市市長は、住民基本台帳法第三十条の七第四項の規定により、届出又は申請に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を利用することができないときは、届出を行う者に対し、住民票の写しを、申請を行う者に対し、死亡した被爆者の住民票又は消除された住民票の写しを、それぞれ提出させることができる。

改 正 案	現 行
（入院患者の医療に係る費用負担の申請） 第二十条 法第三十七条に規定する申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。 一 患者の住所、氏名、生年月日、性別及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。） 二 申請者が患者の保護者の場合にあつては、当該保護者の住所、氏名（保護者が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地及び名称）及び個人番号並びに患者との関係 三 （略） 2 前項の申請書には、次に掲げるものを添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、都道府県知事は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。 一 （略） 二 当該患者並びにその配偶者及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者の当該費用の負担能力を把握するために都道府県知事が必要と認める書類 （結核患者の医療に係る費用負担の申請） 第二十条の三 法第三十七条の二に規定する申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。 一 結核患者の住所、氏名、生年月日、性別及び個人番号 二 申請者が結核患者の保護者の場合にあつては、当該保護者の住所、氏名（保護者が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所	（入院患者の医療に係る費用負担の申請） 第二十条 法第三十七条に規定する申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。 一 患者の住所、氏名、生年月日及び性別 二 申請者が患者の保護者の場合にあつては、当該保護者の住所及び氏名（保護者が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地及び名称）並びに患者との関係 三 （略） 2 前項の申請書には、次に掲げるものを添付しなければならない。 一 （略） 二 当該患者並びにその配偶者及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者の当該費用の負担能力を把握するために都道府県知事が必要と認める書類 （結核患者の医療に係る費用負担の申請） 第二十条の三 法第三十七条の二に規定する申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。 一 結核患者の住所、氏名、生年月日及び性別 二 申請者が結核患者の保護者の場合にあつては、当該保護者の住所及び氏名（保護者が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所

所在地及び名称) 及び個人番号並びに結核患者との関係

三 (略)

2 〽 6 (略)

(輸入届出)

第二十九条 法第五十六条の二第一項の規定による届出動物等の輸入の届出は、当該届出動物等の到着後遅滞なく、別記様式第三による届出書二通を別表第二の上欄に掲げる当該届出動物等の到着地につきそれぞれ同表の下欄に定める検疫所(検疫所の支所を含む。以下同じ。)の長(厚生労働大臣が感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めて同欄に定める検疫所と異なる検疫所を指定したときは、その検疫所の長)に提出して行うものとする。

2 (略)

3 第一項の届出書には、衛生証明書又はその写し及び次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、法第五十六条の二第一項の届出に際して第一項の規定により当該検疫所の長に提出した書類(一年以内に作成されたものであって、その内容に変更がないものに限る。)であつて厚生労働大臣が定めるものについては、当該届出書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 個人にあつては、届出者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている旅券、運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該届出者が本人であることを確認するに足りるものとして厚生労働大臣が定める書類

二 〽 五 (略)

4 〽 7 (略)

所在地及び名称) 並びに結核患者との関係

三 (略)

2 〽 6 (略)

(輸入届出)

第二十九条 法第五十六条の二第一項の規定による届出動物等の輸入の届出は、当該届出動物等の到着後遅滞なく、別記様式第三による届出書二通を別表第二の上欄に掲げる当該届出動物等の到着地につきそれぞれ同表の下欄に定める検疫所(検疫所の支所を含む。以下同じ。)の長(厚生労働大臣が感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めて同欄に定める検疫所と異なる検疫所を指定したときは、その検疫所の長)に提出して行うものとする。

2 (略)

3 第一項の届出書には、衛生証明書又はその写し及び次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、法第五十六条の二第一項の届出に際して第一項の規定により当該検疫所の長に提出した書類(一年以内に作成されたものであって、その内容に変更がないものに限る。)であつて厚生労働大臣が定めるものについては、当該届出書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 個人にあつては、届出者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている旅券、運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該届出者が本人であることを確認するに足りるものとして厚生労働大臣が定める書類

二 〽 五 (略)

4 〽 7 (略)

改 正 案	現 行
（資格取得の届出等） 第二十三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所を有するに至ったため、又は法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けなくなったため、第一号被保険者（法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。 一 氏名、性別、生年月日、現住所、従前の住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）<u>第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）</u> 二 （略） 三 世帯主である者についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名、性別、生年月日及び個人番号並びに世帯主との続柄 （住所地特例対象施設に入所又は入居中の者に関する届出） 第二十五条 被保険者が、法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至ったとき、又は同項の規定の適用を受けるに至った際現に入所又は入居（以下この条において「入所等」という。）をしている住所地特例対象施設（法第十三条第一項に規定する住所地特例対象施設をいう。以下この条において同じ。）から継続して他の住所地特例対象施設に入所等をするによりそれぞれの住所地特例対象施設の所在する場所に順次住所を変更（以下「継続住所変更」という。）したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該者に対し介護保険を行う市町村に提出しなければならない。 一 （略）	（資格取得の届出等） 第二十三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所を有するに至ったため、又は法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けなくなったため、第一号被保険者（法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。 一 氏名、性別、生年月日、<u>現住所及び従前の住所</u> 二 （略） 三 世帯主である者についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名、性別及び生年月日並びに世帯主との続柄 （住所地特例対象施設に入所又は入居中の者に関する届出） 第二十五条 被保険者が、法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至ったとき、又は同項の規定の適用を受けるに至った際現に入所又は入居（以下この条において「入所等」という。）をしている住所地特例対象施設（法第十三条第一項に規定する住所地特例対象施設をいう。以下この条において同じ。）から継続して他の住所地特例対象施設に入所等をするによりそれぞれの住所地特例対象施設の所在する場所に順次住所を変更（以下「継続住所変更」という。）したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該者に対し介護保険を行う市町村に提出しなければならない。 一 （略）

二 氏名、性別、現住所、従前の住所及び個人番号
三・四 (略)

五 世帯主である者についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名、性別、生年月日及び個人番号並びに世帯主との続柄
2 (略)

(被保険者証の交付)

第二十六条 (略)

2 第二号被保険者は、前項の規定により被保険者証の交付を受けようとするときは、氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

3 前項の場合において、当該第二号被保険者は、医療保険各法による被保険者証（日雇特例被保険者手帳（健康保険印紙を貼り付けるべき余白があるものに限る。）及び被扶養者証を含む。）、組合員証又は加入者証（以下「医療保険被保険者証等」という。）を提示するものとする。ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

(被保険者証の再交付及び返還)

第二十七条 被保険者証の交付を受けている者は、当該被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

二 (略)

2・3 (略)

二 氏名、性別、現住所及び従前の住所
三・四 (略)

五 世帯主である者についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名、性別及び生年月日並びに世帯主との続柄
2 (略)

(被保険者証の交付)

第二十六条 (略)

2 第二号被保険者は、前項の規定により被保険者証の交付を受けようとするときは、氏名、性別、生年月日及び住所を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。この場合において、当該第二号被保険者は、医療保険各法による被保険者証（日雇特例被保険者手帳（健康保険印紙をはり付けるべき余白があるものに限る。）及び被扶養者証を含む。）、組合員証又は加入者証（以下「医療保険被保険者証等」という。）を提示するものとする。

(新設)

(被保険者証の再交付及び返還)

第二十七条 被保険者証の交付を受けている者は、当該被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二 (略)

2・3 (略)

(負担割合証の交付等)

第二十八条の二 市町村は、要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）に対し、様式第一号の二による利用者負担の割合を記載した証（以下「負担割合証」という。）を、有効期限を定めて交付しなければならない。

2・3 (略)

4 要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、負担割合証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

二・三 (略)

5・6 (略)

(氏名変更の届出)

第二十九条 被保険者証交付済被保険者の氏名に変更があったときは、当該被保険者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

一 (略)

二 個人番号

三 (略)

(住所変更の届出)

第三十条 被保険者証交付済被保険者が、市町村の区域内においてその住所を変更したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 個人番号

四 (略)

五 世帯主となる場合はその旨、世帯主とならない場合は世帯主の氏

(負担割合証の交付等)

第二十八条の二 市町村は、要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）に対し、様式第一号の二による利用者負担の割合を記載した証（以下「負担割合証」という。）を、有効期限を定めて交付しなければならない。

2・3 (略)

4 要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、負担割合証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二・三 (略)

5・6 (略)

(氏名変更の届出)

第二十九条 被保険者証交付済被保険者の氏名に変更があったときは、当該被保険者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

一 (略)

二 (新設)

三 (略)

(住所変更の届出)

第三十条 被保険者証交付済被保険者が、市町村の区域内においてその住所を変更したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 (新設)

四 (略)

五 世帯主となる場合はその旨、世帯主とならない場合は世帯主の氏

名、性別、生年月日、個人番号及び世帯主との続柄

(世帯変更の届出)

第三十一条 第二十三条、第二十五条第一項及び前条の場合を除くほか、その属する世帯又はその属する世帯の世帯主に変更があつた第一号被保険者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 個人番号

四 (略)

五 変更後の世帯において世帯主となる場合はその旨、世帯主とならない場合は変更後の世帯主の氏名、性別、生年月日、個人番号及び世帯主との続柄

(資格喪失の届出)

第三十二条 被保険者証交付済被保険者は、被保険者の資格を喪失したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 個人番号

五 (略)

(要介護認定の申請等)

第三十五条 法第二十七条第一項の規定により要介護認定（法第十九条第一項に規定する要介護認定をいう。以下同じ。）を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。ただし、当該被保険者が、第二十六条第一項の規定により被保険者証の交付を受けた第二号被保険者以外の第二号被保険者（以下「被保険者証未交付第二号被保険者」という。）であるときは、当該申請書に被保険者証を添付することを要しない。

名、性別、生年月日及び世帯主との続柄

(世帯変更の届出)

第三十一条 第二十三条、第二十五条第一項及び前条の場合を除くほか、その属する世帯又はその属する世帯の世帯主に変更があつた第一号被保険者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

三 (略)

四 変更後の世帯において世帯主となる場合はその旨、世帯主とならない場合は変更後の世帯主の氏名、性別、生年月日及び世帯主との続柄

(資格喪失の届出)

第三十二条 被保険者証交付済被保険者は、被保険者の資格を喪失したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

一・三 (略)

(新設)

四 (略)

(要介護認定の申請等)

第三十五条 法第二十七条第一項の規定により要介護認定（法第十九条第一項に規定する要介護認定をいう。以下同じ。）を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。ただし、当該被保険者が、第二十六条第一項の規定により被保険者証の交付を受けた第二号被保険者以外の第二号被保険者（以下「被保険者証未交付第二号被保険者」という。）であるときは、当該申請書に被保険者証を添付することを要しない。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号
二 四 (略)

2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、当該被保険者は、当該申請を医療保険被保険者証等を提示して行うものとする。ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることとを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

三 六 (略)

第三十七条 法第二十七条第四項の厚生労働省令で定める事項は、第三十五条第一項第一号及び第二号に掲げる事項（個人番号を除く。）並びに同項の申請に係る被保険者が第二号被保険者である場合にあってはその旨とする。

（要介護更新認定の申請等）

第四十条 法第二十八条第二項の規定により要介護更新認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

一 当該申請に係る被保険者の氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

二 四 (略)

2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、当該被保険者は、当該申請を医療保険被保険者証等を提示して行うものとする。ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることとを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

三 五 (略)

（要介護状態区分の変更の認定の申請等）

第四十二条 法第二十九条第一項の規定により要介護状態区分の変更の認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

一 氏名、性別、生年月日及び住所
二 四 (略)

2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、当該被保険者は、当該申請を医療保険被保険者証等を提示して行うものとする。

三 六 (略)

第三十七条 法第二十七条第四項の厚生労働省令で定める事項は、第三十五条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに同項の申請に係る被保険者が第二号被保険者である場合にあってはその旨とする。

（要介護更新認定の申請等）

第四十条 法第二十八条第二項の規定により要介護更新認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

一 当該申請に係る被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所

二 四 (略)

2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、当該被保険者は、当該申請を医療保険被保険者証等を提示して行うものとする。

三 五 (略)

（要介護状態区分の変更の認定の申請等）

第四十二条 法第二十九条第一項の規定により要介護状態区分の変更の認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二〇五 (略)

2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、当該被保険者は、当該申請を医療保険被保険者証等を提示して行うものとする。ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

3・4 (略)

(要支援認定の申請等)

第四十九条 法第三十二条第一項の規定により要支援認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。ただし、当該被保険者が、被保険者証未交付第二号被保険者であるときは、当該申請書に被保険者証を添付することを要しない。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

二・三 (略)

2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、当該被保険者は、当該申請を医療保険被保険者証等を提示して行うものとする。ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

3・6 (略)

第五十一条 法第三十二条第三項の厚生労働省令で定める事項は、第四十九条第一項第一号に掲げる事項（個人番号を除く。）及び同項の申請に係る被保険者が第二号被保険者である場合にあつてはその旨とする。

(要支援更新認定の申請等)

第五十四条 法第三十三条第二項の規定により要支援更新認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

二〇四 (略)

二〇五 (略)

2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、当該被保険者は、当該申請を医療保険被保険者証等を提示して行うものとする。

3・4 (略)

(要支援認定の申請等)

第四十九条 法第三十二条第一項の規定により要支援認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。ただし、当該被保険者が、被保険者証未交付第二号被保険者であるときは、当該申請書に被保険者証を添付することを要しない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二・三 (略)

2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、当該被保険者は、当該申請を医療保険被保険者証等を提示して行うものとする。

3・6 (略)

第五十一条 法第三十二条第三項の厚生労働省令で定める事項は、第四十九条第一項第一号に掲げる事項及び同項の申請に係る被保険者が第二号被保険者である場合にあつてはその旨とする。

(要支援更新認定の申請等)

第五十四条 法第三十三条第二項の規定により要支援更新認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二〇四 (略)

2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、当該被保険者は、当該申請を医療保険被保険者証等を提示して行うものとする。ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

3・4 (略)

(要支援状態区分の変更の認定の申請等)

第五十五条の二 法第三十三条の二第一項の規定により要支援状態区分の変更の認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

二 五 (略)

2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、当該被保険者は、当該申請を医療保険被保険者証等を提示して行うものとする。ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

3・4 (略)

(介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請)

第五十九条 法第三十七条第一項の規定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類の変更を同条第二項の規定により受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

二 六 (略)

2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、当該第二号被保険者は、当該申請を医療保険被保険者証等を提示して行うものとする。ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りで

2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、当該被保険者は、当該申請を医療保険被保険者証等を提示して行うものとする。

3・4 (略)

(要支援状態区分の変更の認定の申請等)

第五十五条の二 法第三十三条の二第一項の規定により要支援状態区分の変更の認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二 五 (略)

2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、当該被保険者は、当該申請を医療保険被保険者証等を提示して行うものとする。

3・4 (略)

(介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請)

第五十九条 法第三十七条第一項の規定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類の変更を同条第二項の規定により受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二 六 (略)

2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、当該第二号被保険者は、当該申請を医療保険被保険者証等を提示して行うものとする。

ない。

3 (略)

(令第二十二條の二の二第六項の規定の適用の申請)

第八十三條の二の三 令第二十二條の二の二第六項の規定の適用を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び個人番号

二・三 (略)

(高額介護サービス費の支給の申請)

第八十三條の四 高額介護サービス費の支給を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該要介護被保険者の氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号

二 (略)

2・3 (略)

(高額医療合算介護サービス費の支給の申請)

第八十三條の四の四 法第五十一條の二の規定により高額医療合算介護サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、計算期間において当該被保険者に対し介護保険を行った市町村に提出しなければならない。ただし、令第二十二條の三第二項ただし書又は同条第三項ただし書に該当する場合にあっては、この限りでない。

一 当該被保険者の氏名、性別、生年月日、住所、個人番号及び被保険者証の番号

二 当該被保険者の合算対象者(令第二十二條の三第二項第四号に規定する合算対象者をいう。以下この条において同じ。)の氏名、性別、生年月日、個人番号及び被保険者証の番号

3 (略)

(令第二十二條の二の二第六項の規定の適用の申請)

第八十三條の二の三 令第二十二條の二の二第六項の規定の適用を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 氏名及び生年月日

二・三 (略)

(高額介護サービス費の支給の申請)

第八十三條の四 高額介護サービス費の支給を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該要介護被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに被保険者証の番号

二 (略)

2・3 (略)

(高額医療合算介護サービス費の支給の申請)

第八十三條の四の四 法第五十一條の二の規定により高額医療合算介護サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、計算期間において当該被保険者に対し介護保険を行った市町村に提出しなければならない。ただし、令第二十二條の三第二項ただし書又は同条第三項ただし書に該当する場合にあっては、この限りでない。

一 当該被保険者の氏名、性別、生年月日、住所及び被保険者証の番号

二 当該被保険者の合算対象者(令第二十二條の三第二項第四号に規定する合算対象者をいう。以下この条において同じ。)の氏名、性別、生年月日及び被保険者証の番号

三・四 (略)
2ゝ6 (略)

(特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定)

第八十三条の六 前条の規定による市町村の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 (略)

二 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

三ゝ五 (略)

2ゝ6 (略)

7 要介護被保険者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を受けなければならない。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

二 (略)

8ゝ10 (略)

(特定入所者の負担限度額に関する特例)

第八十三条の八 (略)

2 前項の規定による給付を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び個人番号

二ゝ六 (略)

3・4 (略)

(令第二十九条の二の二第六項の規定の適用の申請)

第九十七条の二の二 令第二十九条の二の二第六項の規定の適用を受けようとする居宅要支援被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び個人番号

三・四 (略)
2ゝ6 (略)

(特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定)

第八十三条の六 前条の規定による市町村の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 (略)

二 氏名、性別、生年月日及び住所

三ゝ五 (略)

2ゝ6 (略)

7 要介護被保険者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を受けなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二 (略)

8ゝ10 (略)

(特定入所者の負担限度額に関する特例)

第八十三条の八 (略)

2 前項の規定による給付を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 氏名及び生年月日

二ゝ六 (略)

3・4 (略)

(令第二十九条の二の二第六項の規定の適用の申請)

第九十七条の二の二 令第二十九条の二の二第六項の規定の適用を受けようとする居宅要支援被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 氏名及び生年月日

二・三 (略)

(高額介護予防サ―ビス費の支給の申請)

第九十七条の二の三 高額介護予防サ―ビス費の支給を受けようとする居宅要支援被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該居宅要支援被保険者の氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号

二 (略)

2・3 (略)

(医療保険者からの情報提供)

第一百条 (略)

2 法第六十八条第五項に規定する医療保険者に対する情報の提供の請求は、当該医療保険者に対し、対象となる要介護被保険者等の氏名、性別、住所及び個人番号、医療保険被保険者証等の記号及び番号並びに前項第二号に掲げる事項を通知して行うものとする。ただし、市町村が前項に定める事項を公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

3 (略)

二・三 (略)

(高額介護予防サ―ビス費の支給の申請)

第九十七条の二の三 高額介護予防サ―ビス費の支給を受けようとする居宅要支援被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該居宅要支援被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに被保険者証の番号

二 (略)

2・3 (略)

(医療保険者からの情報提供)

第一百条 (略)

2 法第六十八条第五項に規定する医療保険者に対する情報の提供の請求は、当該医療保険者に対し、対象となる要介護被保険者等の氏名、性別及び住所、医療保険被保険者証等の記号及び番号並びに前項第二号に掲げる事項を通知して行うものとする。

3 (略)

○健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）（第三十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（住所地特例対象施設に入所又は入居中の者に関する届出） 第二十五条 被保険者が、法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至ったとき、又は同項の規定の適用を受けるに至った際現に入所又は入居（以下この条において「入所等」という。）をしている住所地特例対象施設（法第十三条第一項に規定する住所地特例対象施設をいう。以下この条において同じ。）から継続して他の住所地特例対象施設に入所等をするによりそれぞれの住所地特例対象施設の所在する場所に順次住所を変更（以下「継続住所変更」という。）したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該者に対し介護保険を行う市町村に提出しなければならない。 一 （略） 二 氏名、性別、現住所、従前の住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。） 三・四 （略） 五 世帯主である者についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名、性別、生年月日及び個人番号並びに世帯主との続柄 2 （略） （負担割合証の交付等） 第二十八条の二 市町村は、要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）に対し、様式第一号の二による利用者負担の割合を記載した証（以下「	（住所地特例対象施設に入所又は入居中の者に関する届出） 第二十五条 被保険者が、法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至ったとき、又は同項の規定の適用を受けるに至った際現に入所又は入居（以下この条において「入所等」という。）をしている住所地特例対象施設（法第十三条第一項に規定する住所地特例対象施設をいう。以下この条において同じ。）から継続して他の住所地特例対象施設に入所等をするによりそれぞれの住所地特例対象施設の所在する場所に順次住所を変更（以下「継続住所変更」という。）したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該者に対し介護保険を行う市町村に提出しなければならない。 一 （略） 二 氏名、性別、現住所及び従前の住所 三・四 （略） 五 世帯主である者についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名、性別及び生年月日並びに世帯主との続柄 2 （略） （負担割合証の交付等） 第二十八条の二 市町村は、要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）に対し、様式第一号の二による利用者負担の割合を記載した証（以下「

負担割合証」という。)を、有効期限を定めて交付しなければならない。

2・3 (略)

4 要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、負担割合証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

二・三 (略)

5・6 (略)

(介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請)

第五十九条 法第三十七条第一項の規定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類の変更を同条第二項の規定により受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

二・六 (略)

2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、当該第二号被保険者は、当該申請を医療保険被保険者証等を提示して行うものとする。ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

3 (略)

(令第二十二條の二の二第六項の規定の適用の申請)

第八十三條の二の三 令第二十二條の二の二第六項の規定の適用を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び個人番号

二・三 (略)

負担割合証」という。)を、有効期限を定めて交付しなければならない。

2・3 (略)

4 要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、負担割合証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二・三 (略)

5・6 (略)

(介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請)

第五十九条 法第三十七条第一項の規定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類の変更を同条第二項の規定により受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二・六 (略)

2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、当該第二号被保険者は、当該申請を医療保険被保険者証等を提示して行うものとする。

3 (略)

(令第二十二條の二の二第六項の規定の適用の申請)

第八十三條の二の三 令第二十二條の二の二第六項の規定の適用を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 氏名及び生年月日

二・三 (略)

(高額介護サービス費の支給の申請)

第八十三条の四 高額介護サービス費の支給を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- 一 当該要介護被保険者の氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号

二 (略)

2・3 (略)

(高額医療合算介護サービス費の支給の申請)

第八十三条の四の四 法第五十一条の二の規定により高額医療合算介護サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、計算期間において当該被保険者に対し介護保険を行った市町村に提出しなければならない。ただし、令第二十二条の三第二項ただし書又は同条第三項ただし書に該当する場合にあっては、この限りでない。

- 一 当該被保険者の氏名、性別、生年月日、住所、個人番号及び被保険者証の番号

二 当該被保険者の合算対象者（令第二十二条の三第二項第四号に規定する合算対象者をいう。以下この条において同じ。）の氏名、性別、生年月日、個人番号及び被保険者証の番号

三・四 (略)

2・6 (略)

(特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定)

第八十三条の六 前条の規定による市町村の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 (略)

二 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

三・五 (略)

(高額介護サービス費の支給の申請)

第八十三条の四 高額介護サービス費の支給を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- 一 当該要介護被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに被保険者証の番号

二 (略)

2・3 (略)

(高額医療合算介護サービス費の支給の申請)

第八十三条の四の四 法第五十一条の二の規定により高額医療合算介護サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、計算期間において当該被保険者に対し介護保険を行った市町村に提出しなければならない。ただし、令第二十二条の三第二項ただし書又は同条第三項ただし書に該当する場合にあっては、この限りでない。

- 一 当該被保険者の氏名、性別、生年月日、住所及び被保険者証の番号

二 当該被保険者の合算対象者（令第二十二条の三第二項第四号に規定する合算対象者をいう。以下この条において同じ。）の氏名、性別、生年月日及び被保険者証の番号

三・四 (略)

2・6 (略)

(特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定)

第八十三条の六 前条の規定による市町村の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 (略)

二 氏名、性別、生年月日及び住所

三・五 (略)

2 6 (略)	7 要介護被保険者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を受けなければならない。
	一 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号
二 (略)	
8 10 (略)	
(特定入所者の負担限度額に関する特例)	
第八十三条の八 (略)	
2 前項の規定による給付を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。	
一 氏名、生年月日及び個人番号	
二 六 (略)	
3・4 (略)	

2 6 (略)	7 要介護被保険者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を受けなければならない。
	一 氏名、性別、生年月日及び住所
二 (略)	
8 10 (略)	
(特定入所者の負担限度額に関する特例)	
第八十三条の八 (略)	
2 前項の規定による給付を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。	
一 氏名及び生年月日	
二 六 (略)	
3・4 (略)	

○厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年厚生省令第四十号）（第三十四条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（電子署名等） 第四条（略） 一 （略） 二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する署名用電子証明書 三・四 （略） 2 6 （略）	（電子署名等） 第四条（略） 一 （略） 二 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する電子証明書 三・四 （略） 2 6 （略）

改 正 案	現 行
（支給決定の申請） 第七条 法第二十条第一項の規定に基づき支給決定の申請をしようとする障害者又は障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。 一 当該申請を行う障害者又は障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）及び連絡先 二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日、個人番号及び当該障害児の保護者との続柄 三 七（略） 二 三（略） （支給決定の変更の申請） 第十七条 法第二十四条第一項の規定に基づき支給決定の変更の申請をしようとする支給決定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。 一 当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先 二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日、個人番号及び支給決定障害者等との続柄 三 八（略） （申請内容の変更の届出） 第二十二条 令第十五条の規定に基づき届出をしようとする支給決定障	（支給決定の申請） 第七条 法第二十条第一項の規定に基づき支給決定の申請をしようとする障害者又は障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。 一 当該申請を行う障害者又は障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先 二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日及び当該障害児の保護者との続柄 三 七（略） 二 三（略） （支給決定の変更の申請） 第十七条 法第二十四条第一項の規定に基づき支給決定の変更の申請をしようとする支給決定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。 一 当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日及び連絡先 二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日及び支給決定障害者等との続柄 三 八（略） （申請内容の変更の届出） 第二十二条 令第十五条の規定に基づき届出をしようとする支給決定障

害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に受給者証を添えて市町村に提出しなければならない。

一 当該届出を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

二 当該届出に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日、個人番号及び支給決定障害者等との続柄

三・四 (略)

2 (略)

(受給者証の再交付の申請)

第二十三条 令第十六条の規定に基づき申請をしようとする支給決定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日、個人番号及び支給決定障害者等との続柄

三 (略)

2・3 (略)

(特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給の申請)

第三十一条 特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受けようとする支給決定障害者等は、法第三十条第一項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日、個人番号、連絡先及び受給者証番号(第十四条第三号に規定する受給者証番号をいう。以下同じ。)

二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日、個人番号及び支給決定障害者等との続柄

三 (略)

害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に受給者証を添えて市町村に提出しなければならない。

一 当該届出を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 当該届出に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日及び支給決定障害者等との続柄

三・四 (略)

2 (略)

(受給者証の再交付の申請)

第二十三条 令第十六条の規定に基づき申請をしようとする支給決定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日及び支給決定障害者等との続柄

三 (略)

2・3 (略)

(特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給の申請)

第三十一条 特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受けようとする支給決定障害者等は、法第三十条第一項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日、連絡先及び受給者証番号(第十四条第三号に規定する受給者証番号をいう。以下同じ。)

二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日及び支給決定障害者等との続柄

三 (略)

2 (略)

(特定障害者特別給付費の支給の申請等)

第三十四条の三 特定障害者特別給付費の支給を受けようとする特定障害者(法第三十四条第一項に規定する特定障害者をいう。以下同じ。)
は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該申請に係る特定障害者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

二・三 (略)

2・3 (略)

4 特定障害者は、前項第二号に定める期間内において、第一項各号に掲げる事項又は前項第一号の特定障害者特別給付費の額の算定のために必要な事項について変更があったときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に受給者証を添えて市町村に提出しなければならない。

一 当該届出を行う特定障害者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

二・三 (略)

5 (略)

(特例特定障害者特別給付費の支給の申請)

第三十四条の四 特例特定障害者特別給付費の支給を受けようとする特定障害者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う特定障害者の氏名、居住地、生年月日、個人番号、連絡先及び受給者証番号

二 (略)

2 (略)

(地域相談支援給付決定の申請)

2 (略)

(特定障害者特別給付費の支給の申請等)

第三十四条の三 特定障害者特別給付費の支給を受けようとする特定障害者(法第三十四条第一項に規定する特定障害者をいう。以下同じ。)
は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該申請に係る特定障害者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二・三 (略)

2・3 (略)

4 特定障害者は、前項第二号に定める期間内において、第一項各号に掲げる事項又は前項第一号の特定障害者特別給付費の額の算定のために必要な事項について変更があったときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に受給者証を添えて市町村に提出しなければならない。

一 当該届出を行う特定障害者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二・三 (略)

5 (略)

(特例特定障害者特別給付費の支給の申請)

第三十四条の四 特例特定障害者特別給付費の支給を受けようとする特定障害者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う特定障害者の氏名、居住地、生年月日、連絡先及び受給者証番号

二 (略)

2 (略)

(地域相談支援給付決定の申請)

第三十四条の三十一 法第五十一条の六第一項の規定に基づき地域相談支援給付決定（法第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付決定をいう。以下同じ。）の申請をしようとする障害者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う障害者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

二 四（略）

2（略）

（地域相談支援給付決定の変更の申請）

第三十四条の四十四 法第五十一条の九第一項の規定に基づき地域相談支援給付決定の変更の申請をしようとする地域相談支援給付決定障害者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

二 五（略）

（申請内容の変更の届出）

第三十四条の四十八 令第二十六条の七の規定に基づき申請内容の変更の届出をしようとする地域相談支援給付決定障害者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に地域相談支援給付決定障害者を添えて市町村に提出しなければならない。

一 当該届出を行う地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

二 三（略）

2（略）

（地域相談支援受給者証の再交付の申請）

第三十四条の五十 令第二十六条の八の規定に基づき地域相談支援受給

第三十四条の三十一 法第五十一条の六第一項の規定に基づき地域相談支援給付決定（法第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付決定をいう。以下同じ。）の申請をしようとする障害者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う障害者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 四（略）

2（略）

（地域相談支援給付決定の変更の申請）

第三十四条の四十四 法第五十一条の九第一項の規定に基づき地域相談支援給付決定の変更の申請をしようとする地域相談支援給付決定障害者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 五（略）

（申請内容の変更の届出）

第三十四条の四十八 令第二十六条の七の規定に基づき申請内容の変更の届出をしようとする地域相談支援給付決定障害者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に地域相談支援給付決定障害者を添えて市町村に提出しなければならない。

一 当該届出を行う地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 三（略）

2（略）

（地域相談支援受給者証の再交付の申請）

第三十四条の五十 令第二十六条の八の規定に基づき地域相談支援受給

者証の再交付の申請をしようとする地域相談支援給付決定障害者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

二 (略)

2・3 (略)

(特例地域相談支援給付費の支給の申請)

第三十四条の五十三 特例地域相談支援給付費の支給を受けようとする地域相談支援給付決定障害者は、法第五十一条の十五第一項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地、生年月日、個人番号、連絡先及び地域相談支援受給者証番号(第三十四条の四十一第二号に規定する地域相談支援受給者証番号をいう。以下同じ。)

二 (略)

2 (略)

(計画相談支援給付費の支給の申請)

第三十四条の五十四 法第五十一条の十七第一項の規定に基づき計画相談支援給付費の支給を受けようとする計画相談支援対象障害者等(同項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う計画相談支援対象障害者等の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

二 当該申請に係る計画相談支援対象障害者等が障害児である場合において、当該障害児の氏名、生年月日及び個人番号

2・3 (略)

者証の再交付の申請をしようとする地域相談支援給付決定障害者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 (略)

2・3 (略)

(特例地域相談支援給付費の支給の申請)

第三十四条の五十三 特例地域相談支援給付費の支給を受けようとする地域相談支援給付決定障害者は、法第五十一条の十五第一項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地、生年月日、連絡先及び地域相談支援受給者証番号(第三十四条の四十一第二号に規定する地域相談支援受給者証番号をいう。以下同じ。)

二 (略)

2 (略)

(計画相談支援給付費の支給の申請)

第三十四条の五十四 法第五十一条の十七第一項の規定に基づき計画相談支援給付費の支給を受けようとする計画相談支援対象障害者等(同項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う計画相談支援対象障害者等の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 当該申請に係る計画相談支援対象障害者等が障害児である場合において、当該障害児の氏名及び生年月日

2・3 (略)

(支給認定の申請等)

第三十五条 法第五十三条第一項の規定に基づき支給認定（法第五十二条第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。）の申請をしようとする障害者又は障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村（精神通院医療（令第一条の二第三号に規定する精神通院医療をいう。以下同じ。）に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。）に提出しなければならない。

一 当該申請に係る障害者等の氏名、性別、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の保護者の氏名、居住地、個人番号、連絡先及び当該障害児との続柄

三・四 (略)

五 支給認定基準世帯員（令第二十九条第一項に規定する支給認定基準世帯員をいう。以下同じ。）の氏名及び個人番号

六・十 (略)

2～4 (略)

(支給認定の変更の申請)

第四十五条 法第五十六条第一項の規定に基づき支給認定の変更を申請しようとする支給認定障害者等（法第五十四条第三項に規定する支給認定障害者等をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に医療受給者証を添えて市町村等に提出しなければならない。

一 当該支給認定に係る障害者等の氏名、性別、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

二 当該支給認定に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の保護者の氏名、居住地、個人番号、連絡先及び当該障害児との続柄

(支給認定の申請等)

第三十五条 法第五十三条第一項の規定に基づき支給認定（法第五十二条第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。）の申請をしようとする障害者又は障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村（精神通院医療（令第一条の二第三号に規定する精神通院医療をいう。以下同じ。）に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。）に提出しなければならない。

一 当該申請に係る障害者等の氏名、性別、居住地、生年月日及び連絡先

二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該障害児との続柄

三・四 (略)

五 支給認定基準世帯員（令第二十九条第一項に規定する支給認定基準世帯員をいう。以下同じ。）の氏名

六・十 (略)

2～4 (略)

(支給認定の変更の申請)

第四十五条 法第五十六条第一項の規定に基づき支給認定の変更を申請しようとする支給認定障害者等（法第五十四条第三項に規定する支給認定障害者等をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に医療受給者証を添えて市町村等に提出しなければならない。

一 当該支給認定に係る障害者等の氏名、性別、居住地、生年月日及び連絡先

二 当該支給認定に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該障害児との続柄

三・四 (略)
2・3 (略)

(申請内容の変更の届出)

第四十七条 令第三十二条第一項の規定に基づき届出をしようとする支給認定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に医療受給者証を添えて市町村等に提出しなければならない。

一 当該支給認定に係る障害者等の氏名、性別、居住地、生年月日、
個人番号及び連絡先

二 当該支給認定に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の保護者の氏名、居住地、個人番号、連絡先及び当該障害児との続柄

三〽五 (略)

2・3 (略)

(医療受給者証の再交付の申請)

第四十八条 令第三十三条第一項の規定に基づき申請をしようとする支給認定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村等に提出しなければならない。

一 当該支給認定に係る障害者等の氏名、性別、居住地、生年月日、
個人番号及び連絡先

二 当該支給認定に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の保護者の氏名、居住地、個人番号、連絡先及び当該障害児との続柄

三 (略)

2・5 (略)

(補装具費の支給の申請)

第六十五条の七 法第七十六条第一項の規定に基づき補装具費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、補装具の購入又は修理を行おうとするときには、市町村に対し、あらかじめ、第一号から第

三・四 (略)
2・3 (略)

(申請内容の変更の届出)

第四十七条 令第三十二条第一項の規定に基づき届出をしようとする支給認定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に医療受給者証を添えて市町村等に提出しなければならない。

一 当該支給認定に係る障害者等の氏名、性別、居住地、生年月日及び連絡先

二 当該支給認定に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該障害児との続柄

三〽五 (略)

2・3 (略)

(医療受給者証の再交付の申請)

第四十八条 令第三十三条第一項の規定に基づき申請をしようとする支給認定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村等に提出しなければならない。

一 当該支給認定に係る障害者等の氏名、性別、居住地、生年月日及び連絡先

二 当該支給認定に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該障害児との続柄

三 (略)

2・5 (略)

(補装具費の支給の申請)

第六十五条の七 法第七十六条第一項の規定に基づき補装具費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、補装具の購入又は修理を行おうとするときには、市町村に対し、あらかじめ、第一号から第

五号までに掲げる事項を記載した申請書及び第六号から第八号までに掲げる添付書類を提出し、補装具の購入又は修理が完了した後に第九号及び第十号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該添付書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該添付書類を、身体障害者福祉法第十五条第四項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳によって当該申請に係る障害者等が補装具の購入又は修理を必要とする者であることを確認することができるときは、第六号に掲げる添付書類を、それぞれ省略させることができる。

一 当該申請を行う障害者又は障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日、個人番号及び当該障害児の保護者との続柄

2 (略)

(高額障害福祉サービス等給付費の支給申請)

第六十五条の九の二 高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けようとする支給決定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日、個人番号、連絡先及び受給者証番号

二・三 (略)

四 当該申請を行う支給決定障害者等と同一の世帯に属する当該支給決定障害者等以外の支給決定障害者等、補装具費支給対象障害者等(法第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等という。)、通所給付決定保護者(児童福祉法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。)、又は入所給付決定保護者(同法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。))であつて、同一の月に障害福祉サービス若しくは児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援若しくは同法第二十四条

五号までに掲げる事項を記載した申請書及び第六号から第八号までに掲げる添付書類を提出し、補装具の購入又は修理が完了した後に第九号及び第十号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該添付書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該添付書類を、身体障害者福祉法第十五条第四項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳によって当該申請に係る障害者等が補装具の購入又は修理を必要とする者であることを確認することができるときは、第六号に掲げる添付書類を、それぞれ省略させることができる。

一 当該申請を行う障害者又は障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日及び当該障害児の保護者との続柄

2 (略)

(高額障害福祉サービス等給付費の支給申請)

第六十五条の九の二 高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けようとする支給決定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日、連絡先及び受給者証番号

二・三 (略)

四 当該申請を行う支給決定障害者等と同一の世帯に属する当該支給決定障害者等以外の支給決定障害者等、補装具費支給対象障害者等(法第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等という。)、通所給付決定保護者(児童福祉法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。)、又は入所給付決定保護者(同法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。))であつて、同一の月に障害福祉サービス若しくは児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援若しくは同法第二十四条

2

の二第一項に規定する指定入所支援を受けた又は補装具を購入若しくは修理をしたものの氏名、生年月日、個人番号及び受給者証番号、通所受給者証番号（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十八条の五第一項第一号に規定する通所受給者証番号をいう。）、入所受給者証番号（同令第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。）又は介護保険法による被保険者証の番号（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。）

（略）

2

の二第一項に規定する指定入所支援を受けた又は補装具を購入若しくは修理をしたものの氏名、生年月日及び受給者証番号、通所受給者証番号（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十八条の五第一項第一号に規定する通所受給者証番号をいう。）、入所受給者証番号（同令第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。）又は介護保険法による被保険者証の番号（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。）

（略）

改 正 案	現 行
（資格取得の届出等） 第十条 七十五歳に達したため、被保険者の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。 一 氏名、性別、生年月日、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）<u>第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）</u> 二 （略） 三 世帯主である者についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名、性別、生年月日及び個人番号並びに世帯主との続柄 四・五 （略） 2 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有するに至ったため、又は法第五十五条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けなかったため、被保険者の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。 一 氏名、性別、生年月日、現住所、<u>従前の住所及び個人番号</u> 二 四 （略） 3 （略） （病院等に入院、入所又は入居中の者に関する届出） 第十二条 被保険者は、法第五十五条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至ったとき、又は同項の規定の適用を受けるに至った際現に入院等（同条第一項に規定する入院等をいう。以下この項において同じ。）<u>をしている病院等（同条第一項に規定する病院等</u>をい	（資格取得の届出等） 第十条 七十五歳に達したため、被保険者の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。 一 氏名、性別、生年月日及び住所 二 （略） 三 世帯主である者についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名、性別及び生年月日並びに世帯主との続柄 四・五 （略） 2 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有するに至ったため、又は法第五十五条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けなかったため、被保険者の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。 一 氏名、性別、生年月日、<u>現住所及び従前の住所</u> 二 四 （略） 3 （略） （病院等に入院、入所又は入居中の者に関する届出） 第十二条 被保険者は、法第五十五条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至ったとき、又は同項の規定の適用を受けるに至った際現に入院等（同条第一項に規定する入院等をいう。以下この項において同じ。）<u>をしている病院等（同条第一項に規定する病院等</u>をい

う。以下この項において同じ。）から継続して他の病院等に入院等をするによりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更（以下この項において「継続住所変更」という。）したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者証の番号

二 氏名、現住所、従前の住所及び個人番号

三・四 （略）

五 世帯主である者についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名、性別、生年月日及び個人番号並びに世帯主との続柄

2
（略）

（特別の事情に関する届出）

第十六条 被保険者は、後期高齢者医療広域連合から求めがあった場合において、令第四条に定める特別の事情があるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者証の番号

二 氏名及び個人番号

三 （略）

2・3
（略）

（原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出）

第十七条の二 被保険者は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給その他第十三条各号に定める医療に関する給付（以下この条において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる場合であつて、後期高齢者医療広域連合から次に掲げる事項を記載した届書の提出の求めがあった場合においては、速やかに、当該届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者証の番号

う。以下この項において同じ。）から継続して他の病院等に入院等をするによりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更（以下この項において「継続住所変更」という。）したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者証の番号

二 氏名、現住所及び従前の住所

三・四 （略）

五 世帯主である者についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名、性別及び生年月日並びに世帯主との続柄

2
（略）

（特別の事情に関する届出）

第十六条 被保険者は、後期高齢者医療広域連合から求めがあった場合において、令第四条に定める特別の事情があるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者証の番号

二 氏名

三 （略）

2・3
（略）

（原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出）

第十七条の二 被保険者は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給その他第十三条各号に定める医療に関する給付（以下この条において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる場合であつて、後期高齢者医療広域連合から次に掲げる事項を記載した届書の提出の求めがあった場合においては、速やかに、当該届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者証の番号

二 氏名及び個人番号 三 (略) 2・3 (略)	(被保険者証の再交付及び返還) 第十九条 被保険者証の交付を受けている者は、当該被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出して、その再交付を申請しなければならない。 一 被保険者証の番号 二 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号 三 (略) 2・3 (略)	(被保険者の氏名変更の届出) 第二十二条 被保険者(被保険者でない世帯主を含む。)の氏名に変更があったときは、当該被保険者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。 一 被保険者証の番号 二 個人番号 三 変更前及び変更後の氏名	(住所変更の届出) 第二十三条 被保険者は、後期高齢者医療広域連合の区域内においてその住所を変更したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。 一 被保険者証の番号 二 氏名 三 個人番号 四 変更前及び変更後の住所並びに変更の年月日	二 氏名 三 (略) 2・3 (略)	(被保険者証の再交付及び返還) 第十九条 被保険者証の交付を受けている者は、当該被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出して、その再交付を申請しなければならない。 一 被保険者証の番号 二 氏名、性別、生年月日及び住所 三 (略) 2・3 (略)	(被保険者の氏名変更の届出) 第二十二条 被保険者(被保険者でない世帯主を含む。)の氏名に変更があったときは、当該被保険者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。 一 被保険者証の番号 二 (新設) 変更前及び変更後の氏名	(住所変更の届出) 第二十三条 被保険者は、後期高齢者医療広域連合の区域内においてその住所を変更したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。 一 被保険者証の番号 二 氏名 三 (新設) 変更前及び変更後の住所並びに変更の年月日
---	---	---	---	---	--	--	--

五 世帯主となる場合はその旨、世帯主とならない場合は世帯主の氏名、性別、生年月日及び個人番号並びに世帯主との続柄

(世帯変更の届出)

第二十四条 第十二条及び前条の場合を除くほか、その属する世帯又はその属する世帯の世帯主に変更があつた被保険者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者証の番号

二 氏名

三 個人番号

四 変更の年月日

五 変更後の世帯において世帯主となる場合はその旨、世帯主とならない場合は変更後の世帯主の氏名、性別、生年月日及び個人番号並びに世帯主との続柄

(障害状態不該当の届出)

第二十五条 障害認定を受けた被保険者（七十五歳未満の者に限る。）は、令別表に掲げる障害の状態に該当しなくなったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者証の番号

二 氏名及び個人番号

三 (略)

(資格喪失の届出)

第二十六条 被保険者は、被保険者の資格を喪失したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者証の番号

二 氏名及び個人番号

四 世帯主となる場合はその旨、世帯主とならない場合は世帯主の氏名、性別及び生年月日並びに世帯主との続柄

(世帯変更の届出)

第二十四条 第十二条及び前条の場合を除くほか、その属する世帯又はその属する世帯の世帯主に変更があつた被保険者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者証の番号

二 氏名

三 (新設)

四 変更の年月日

五 変更後の世帯において世帯主となる場合はその旨、世帯主とならない場合は変更後の世帯主の氏名、性別及び生年月日並びに世帯主との続柄

(障害状態不該当の届出)

第二十五条 障害認定を受けた被保険者（七十五歳未満の者に限る。）は、令別表に掲げる障害の状態に該当しなくなったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者証の番号

二 氏名

三 (略)

(資格喪失の届出)

第二十六条 被保険者は、被保険者の資格を喪失したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者証の番号

二 氏名

三・四 (略)

(令第七条第三項第一号又は第二号の規定の適用の申請)

第三十二条 令第七条第三項第一号又は第二号の規定の適用を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

- 一 被保険者証の番号
- 二 個人番号

三 令第七条第三項第一号又は第二号に規定する者について前条の規定により算定した収入の額

(食事療養標準負担額の減額に関する特例)

第三十七条 (略)

2 前項の規定による支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。この場合において、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている者は、当該限度額適用・標準負担額減額認定証を添えて申請しなければならない。

- 一 被保険者証の番号

- 二 氏名及び個人番号

- 三 七 (略)

3 (略)

(生活療養標準負担額の減額に関する特例)

第四十二条 (略)

2 前項の規定による支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。この場合において、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている者は、当該限度額適用・標準負担額減額認定証を添えて申請しなければならない。

- 一 被保険者証の番号

三・四 (略)

(令第七条第三項第一号又は第二号の規定の適用の申請)

第三十二条 令第七条第三項第一号又は第二号の規定の適用を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

- 一 被保険者証の番号

(新設)

二 令第七条第三項第一号又は第二号に規定する者について前条の規定により算定した収入の額

(食事療養標準負担額の減額に関する特例)

第三十七条 (略)

2 前項の規定による支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。この場合において、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている者は、当該限度額適用・標準負担額減額認定証を添えて申請しなければならない。

- 一 被保険者証の番号

- 二 氏名

- 三 七 (略)

3 (略)

(生活療養標準負担額の減額に関する特例)

第四十二条 (略)

2 前項の規定による支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。この場合において、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている者は、当該限度額適用・標準負担額減額認定証を添えて申請しなければならない。

- 一 被保険者証の番号

- 二 氏名及び個人番号
三〇七 (略)
3 (略)

(療養費の支給の申請)

第四十七条 法第七十七条第一項の規定により療養費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

- 一 被保険者証の番号
二 氏名又は個人番号
三〇九 (略)
2・3 (略)

(特別療養費の支給の申請)

第五十四条 法第八十二条第一項の規定により特別療養費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

- 一 被保険者番号及び被保険者資格証明書の記号番号
二 氏名及び個人番号
三〇六 (略)
2 (略)

(移送費の支給の申請)

第六十条 法第八十三条第一項の規定により移送費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

- 一 被保険者証の番号
二 氏名及び個人番号
三〇七 (略)
2・4 (略)

- 二 氏名
三〇七 (略)
3 (略)

(療養費の支給の申請)

第四十七条 法第七十七条第一項の規定により療養費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

- 一 被保険者証の番号
二 氏名
三〇九 (略)
2・3 (略)

(特別療養費の支給の申請)

第五十四条 法第八十二条第一項の規定により特別療養費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

- 一 被保険者番号及び被保険者資格証明書の記号番号
二 氏名
三〇六 (略)
2 (略)

(移送費の支給の申請)

第六十条 法第八十三条第一項の規定により移送費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

- 一 被保険者証の番号
二 氏名
三〇七 (略)
2・4 (略)

(特定疾病給付対象療養に係る後期高齢者医療広域連合の認定)

第六十一条の二 令第十四条第五項の規定による後期高齢者医療広域連合の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を、健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の実施機関(以下この条において「実施機関」という。)を経由して、後期高齢者医療広域連合に申し出なければならない。

一 被保険者証の番号

二 認定を受けようとする被保険者の氏名及び個人番号

三 (略)

2 8 (略)

(特定疾病認定の申請等)

第六十二条 令第十四条第六項の規定による後期高齢者医療広域連合の認定(以下この条において「特定疾病認定」という。)を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者証の番号

二 特定疾病認定を受けようとする者の氏名及び個人番号

三 (略)

2 9 (略)

(限度額適用認定の申請等)

第六十七条 令第十六条第一項第一号ハ若しくはニ、第二号ハ若しくはニ、第三号ハ又は第四号の規定による後期高齢者医療広域連合の認定(以下この条において「限度額適用認定」という。)を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第三号及び第四号に掲げる事項を証する書類を添付して、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者証の番号

(特定疾病給付対象療養に係る後期高齢者医療広域連合の認定)

第六十一条の二 令第十四条第五項の規定による後期高齢者医療広域連合の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を、健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の実施機関(以下この条において「実施機関」という。)を経由して、後期高齢者医療広域連合に申し出なければならない。

一 被保険者証の番号

二 認定を受けようとする被保険者の氏名

三 (略)

2 8 (略)

(特定疾病認定の申請等)

第六十二条 令第十四条第六項の規定による後期高齢者医療広域連合の認定(以下この条において「特定疾病認定」という。)を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者証の番号

二 特定疾病認定を受けようとする者の氏名

三 (略)

2 9 (略)

(限度額適用認定の申請等)

第六十七条 令第十六条第一項第一号ハ若しくはニ、第二号ハ若しくはニ、第三号ハ又は第四号の規定による後期高齢者医療広域連合の認定(以下この条において「限度額適用認定」という。)を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第三号及び第四号に掲げる事項を証する書類を添付して、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者証の番号

二 氏名及び個人番号
三・四 (略)

2 5 7 (略)

(高額療養費の支給の申請)

第七十条 法第八十四条の規定により高額療養費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者証の番号

二 個人番号

三 (略)

2 前項第三号に掲げる額については、同項の申請書にその事実を証する書類を添付しなければならない。

3 (略)

(高額介護合算療養費の支給の申請)

第七十一条の九 法第八十五条の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする令第十六条の二第一項第一号に規定する基準日被保険者（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者証の番号

二 申請者の氏名及び個人番号

三 5 (略)

2 5 4 (略)

(高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等)

第七十一条の十 法第八十五条の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする被保険者（令第十六条の二第三項及び第四項に規定する者をいう。以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出しなければ

二 氏名
三・四 (略)

2 5 7 (略)

(高額療養費の支給の申請)

第七十条 法第八十四条の規定により高額療養費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者証の番号

(新設)

二 (略)

2 前項第二号に掲げる額については、同項の申請書にその事実を証する書類を添付しなければならない。

3 (略)

(高額介護合算療養費の支給の申請)

第七十一条の九 法第八十五条の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする令第十六条の二第一項第一号に規定する基準日被保険者（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者証の番号

二 申請者の氏名

三 5 (略)

2 5 4 (略)

(高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等)

第七十一条の十 法第八十五条の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする被保険者（令第十六条の二第三項及び第四項に規定する者をいう。以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出しなければ

ばならない。ただし、次項第四号に掲げる額が零である場合にあつては、この限りでない。 一 被保険者証の番号 二 申請者の氏名及び個人番号 三 五 (略) 2 4 (略) (特別の事情に関する届出) 第七十三条 被保険者は、後期高齢者医療広域連合が後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払を一時差し止めている場合において、令第十条において準用する令第四条に定める特別の事情があるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。 一 被保険者証の番号 二 氏名及び個人番号 三 (略)	ばならない。ただし、次項第四号に掲げる額が零である場合にあつては、この限りでない。 一 被保険者証の番号 二 申請者の氏名 三 五 (略) 2 4 (略) (特別の事情に関する届出) 第七十三条 被保険者は、後期高齢者医療広域連合が後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払を一時差し止めている場合において、令第十条において準用する令第四条に定める特別の事情があるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。 一 被保険者証の番号 二 氏名 三 (略)
--	--